

東広島市こども計画（案）

令和 7 年 月

東広島市

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. こども・若者支援の全国的な動向	2
3. こども・若者支援の広島県の動向	3
4. 計画の位置付け	3
5. 計画の期間	4
6. 策定の方法	5
第2章 こども・若者、子育て世帯を取り巻く現状	8
1. 本市の状況	8
2. 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	14
3. こども・若者を取り巻く課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 計画の基本理念	26
2. 計画の基本目標	27
3. 計画の体系	30
第4章 基本施策と取組み	31
基本目標1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実	31
基本目標2 社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実	34
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	41
基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化	44
基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実	49
第5章 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策	54
1. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策	54
2. 幼児教育・保育の一体的提供等の推進	88
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	89
4. 放課後児童クラブの育成支援の充実に向けた取組み	89
第6章 計画の推進にあたって	92
1. 計画の数値目標	92
2. 計画の推進体制	94
3. 地域が一体となった取組みの推進	94
資料編	95

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚や子どもを生ま育てることに対する意識も変化するなど、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、異次元の少子化対策を推進し、将来を担う子どもへの取組みを集中的に行うべく、令和5年4月に新たに「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

さらに同年12月には、「こども大綱」を定め、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（＝こどもまんなか社会）の実現を目指しています。

本市においては、令和2年3月に策定した「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）に基づき、こどもの成長、子育てを支援する取組みを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭を対象とした調査結果には、子育てに不安や負担を感じている家庭が依然として多い状況が表れており、また、出生数も減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、こども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、「東広島市こども計画（第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画、東広島市子ども・若者計画、東広島市こどもの貧困対策計画、東広島市次世代育成支援行動計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. こども・若者支援の全国的な動向

年月		法律・制度など
平成 2 年	6 月	1.57 ショック（合計特殊出生率＝当時過去最低の 1.57 を記録）
平成 6 年	12 月	エンゼルプラン（平成 7～11 年度） 緊急保育対策等 5 か年事業（平成 7～11 年度）
平成 11 年	12 月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン（平成 12～16 年度）
平成 13 年	7 月	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
平成 14 年	9 月	少子化対策プラスワン
平成 15 年	7 月	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法（平成 17 年施行）
平成 16 年	6 月	少子化社会対策大綱
平成 17 年	4 月	子ども・子育て応援プラン（平成 17～21 年度）
平成 18 年	6 月	新しい少子化対策（政府合意）
平成 19 年	12 月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
平成 20 年	2 月	新待機児童ゼロ作戦
平成 22 年	1 月	子ども・子育てビジョン（閣議決定）
平成 22 年	4 月	子ども・若者育成支援推進法施行
	6 月	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
	7 月	子ども・若者ビジョン
平成 24 年	8 月	子ども・子育て関連 3 法
平成 25 年	6 月	少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定） 子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成 26 年	4 月	「次世代育成支援対策推進法」改正
	7 月	放課後子ども総合プラン
	8 月	次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 子どもの貧困対策に関する大綱
	11 月	行動計画策定指針（平成 27 年 4 月適用）
平成 27 年	4 月	子ども・子育て支援新制度施行
平成 28 年	4 月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（仕事・子育て両立支援事業の創設等）
	6 月	「児童福祉法」改正
平成 29 年	12 月	子育て安心プラン
平成 30 年	4 月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
	9 月	新・放課後子ども総合プラン
平成 31 年	3 月	『児童虐待防止対策の抜本的強化について』（関係閣僚合意）
令和元年	5 月	「子ども・子育て支援法」改正
	6 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正する法律 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
	10 月	幼児教育・保育の無償化開始
	11 月	「行動計画策定指針」改正（令和 2 年 4 月適用） 「子供の貧困対策に関する大綱」改正
令和 3 年	4 月	子供・若者育成推進大綱（令和 3 年度）
	5 月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
	12 月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
令和 4 年	6 月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 「こども基本法」成立
令和 5 年	4 月	こども家庭庁設立
	12 月	「こども大綱」策定
令和 6 年	5 月	「行動計画策定指針」改正（閣議決定）（令和 7 年 4 月適用）
	6 月	「子ども・子育て支援法」改正 令和 5 年の合計特殊出生率が過去最低の 1.20 を記録したと発表

3. こども・若者支援の広島県の動向

広島県では、「ひろしま子供の未来応援プラン」（令和2～6年度）を策定し、こどもたちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人ひとりの可能性を最大限高めることができる社会づくりを進めています。

また、国の近年の施策にも対応すべく、「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を毎年更新しており、こどもの関連計画の連携や体系的な運用を図っています。

広島県のこども関連計画・条例等

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| ○ひろしま子供の未来応援プラン | ○広島県地域福祉支援計画 |
| ○「広島県 教育に関する大綱」に基づく
教育委員会主要施策実施方針 | ○減らそう犯罪アクションプラン |
| ○いのち支える広島プラン | ○広島県再犯防止推進計画 |
| ○広島県障害者プラン | ○広島県青少年健全育成条例 |

4. 計画の位置付け

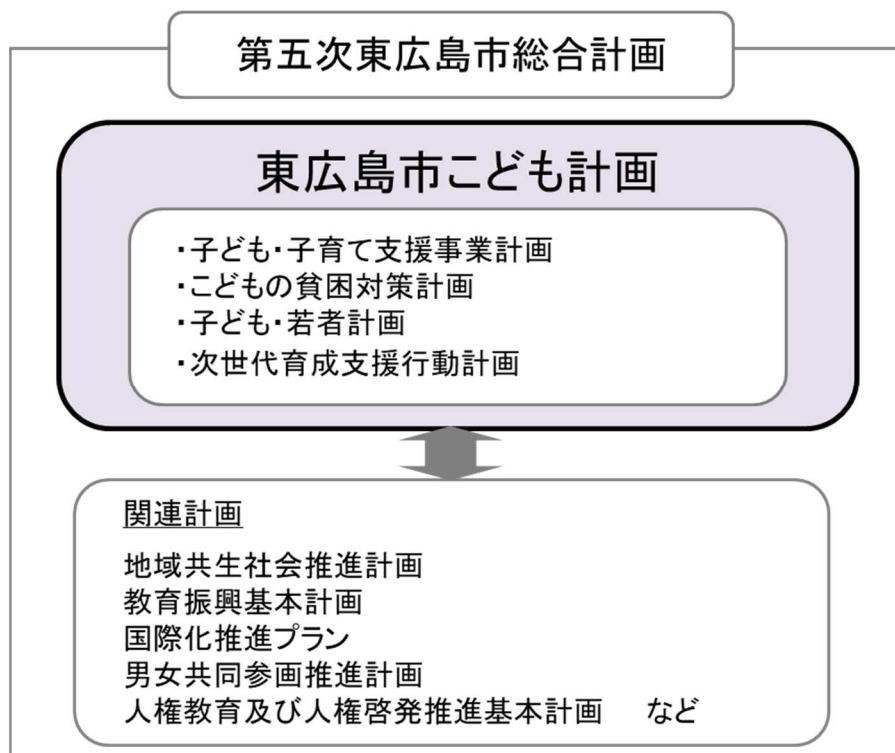
(1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定します。

- ・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）

(2) 関連計画との整合・連携

本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他こども・若者の健やかな成長を支援する取組みを総合的に推進するものであり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、中間年の令和9年度に見直しを行います。

なお、社会・経済情勢、こども・若者を取り巻く環境、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第2期東広島市 子ども・子育て支援事業計画			東広島市こども計画 (第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画)					第2期東広島市こども計画		
中間 見直し		見直し			中間 見直し		見直し			中間 見直し

6. 策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、こども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、次の調査等を実施し、こども・若者及び子育て世帯等の現状把握を行いました。

○こども・子育て支援ニーズ調査(保護者)

就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育ての実態やニーズを把握するため、「東広島市こども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査対象者 : 令和5年10月15日現在、市内に在住の方

対象数 : ①就学前児童保護者 3,500件

②小学生児童保護者 3,000件

調査期間 : 令和5年11月

調査方法 : 郵送による配布回収

※郵送調査票にQRコードを貼付し、web回答も可能とした

	配布数	回収数	回収率
①就学前児童保護者	3,500 件	2,032 件	58.1%
②小学生児童保護者	3,000 件	1,833 件	61.1%

○こども・若者の意見聴取

・アンケート調査

こどもたち自身が望む「こどもまんなか社会」を実現するために、「こどもまんなか社会」に対するイメージや放課後の居場所、学校で身に付けたい力について、WEBアンケートを実施しました。

調査対象者 : 東広島市立小中学校に通う、小学5年生及び中学2年生

対象数 : ①小学5年生児童1,791人

②中学2年生生徒1,566人

調査期間 : 令和6年5月

調査方法 : 学校で1人1台配布されているタブレットまたはQRコードからのweb回答

	該当数	回答数	回答率
小学5年生児童	1,791 件	1,557 件	86.9%
中学2年生生徒	1,566 件	1,320 件	84.3%
合計	3,357 件	2,877 件	85.7%

・ワークショップ

こども・若者自身が「こどもまんなか社会」について考えるワークショップを開催しました。

参加者 : 市内の小学生から大学生までのこども・若者24人

開催日 : 令和6年6月16日

テーマ : こどもたちで「こどもまんなか社会」を考えよう



○子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査

地域における子育て支援の実態やこどもや子育て家庭が抱える課題を把握するため、子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査を実施しました。

調査対象者 : 市内の子育て支援事業者・団体、住民自治協議会
配布数 : 261件(支援事業者・団体:213件 住民自治協議会:48件)
調査期間 : 令和5年12月
調査方法 : 郵送による配布回収

種別	配布数	回収数	回収率
支援事業者	213 件	113 件	53.1%
住民自治協議会	48 件	30 件	62.5%
合計	261 件	143 件	54.8%

○広島県子供の生活に関する実態調査

広島県が実施した「広島県子供の生活に関する実態調査」について、東広島市民の回答データを抜粋し、独自に分析しました。

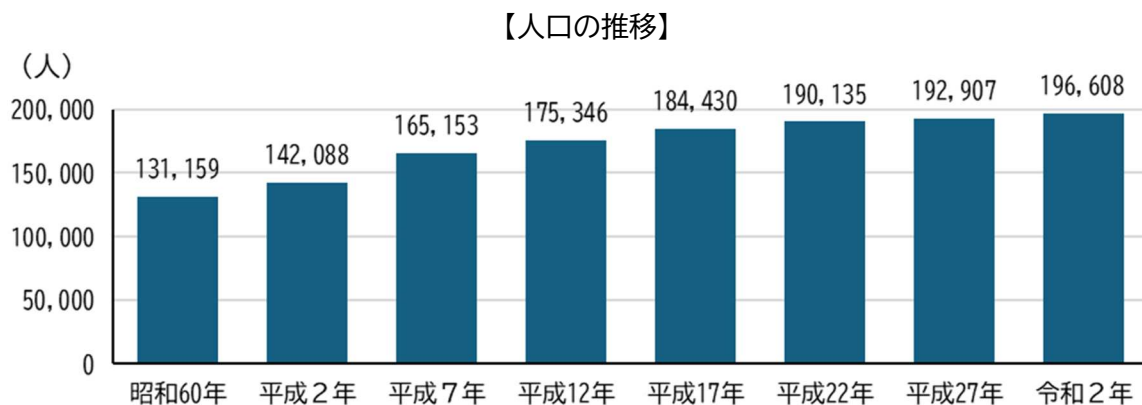
調査対象者 : 広島県内に在住の小学5年生、中学2年生及びその保護者
(回答者から東広島市民を抜粋し、東広島市版として集計)
調査期間 : 令和5年7月から8月まで
調査方法 : 郵送による配布回収
有効回答数 : ①小学5年生・中学2年生:1,066件
②保護者:1,070件

第2章 こども・若者、子育て世帯を取り巻く現状

1. 本市の状況

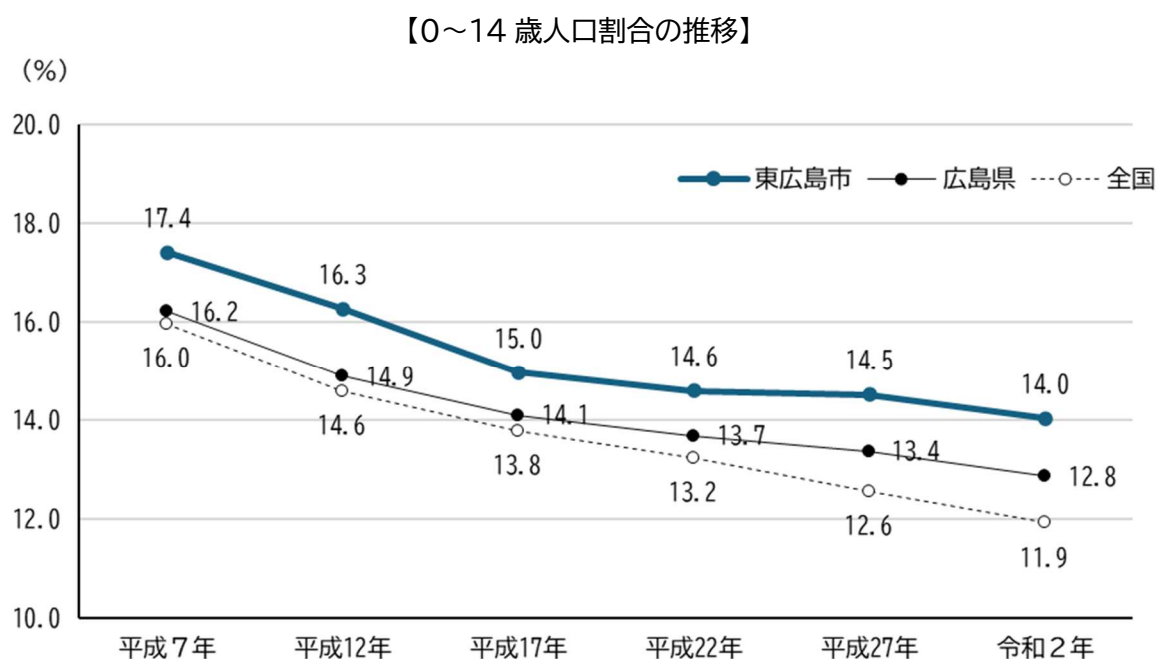
(1) 人口と世帯の推移

本市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関等の産業基盤の整備等により、人口は増加傾向にあります。



資料:国勢調査

本市の0～14歳人口の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、全国的な動向と同様に、減少傾向にあります。



資料:国勢調査
注)年齢不詳を除く

本市の住民基本台帳による近年の人口をみると、増加している西条地区、八本松地区を除く地区においては減少しており、市中心部への人口集中と周辺地域における人口減少が進行しています。また、地区別の0～14歳人口（年少人口）では、減少幅は地区ごとに差があるものの、令和2年と比較すると、すべての地区で減少しています。

		【地区別人口の推移】				(単位:人)
地 区		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市全体	総人口	188,465	188,969	188,387	189,735	189,550
	年少人口	27,259	27,168	26,880	26,526	26,054
西条地区	総人口	79,586	80,673	81,143	82,971	83,739
	年少人口	13,978	13,968	13,804	13,789	13,724
八本松地区	総人口	29,417	29,467	29,562	29,765	29,735
	年少人口	4,522	4,560	4,623	4,597	4,456
志和地区	総人口	6,620	6,474	6,303	6,209	6,090
	年少人口	547	523	508	468	457
高屋地区	総人口	30,120	30,275	29,995	29,832	29,634
	年少人口	4,063	4,063	4,001	3,867	3,739
黒瀬地区	総人口	22,338	22,168	21,936	21,838	21,658
	年少人口	2,523	2,495	2,443	2,366	2,293
福富地区	総人口	3,131	3,061	2,954	2,896	2,858
	年少人口	198	194	192	187	183
豊栄地区	総人口	2,326	2,288	2,245	2,207	2,148
	年少人口	202	186	194	181	173
河内地区	総人口	5,606	5,482	5,359	5,315	5,229
	年少人口	506	504	473	468	475
安芸津地区	総人口	9,321	9,081	8,890	8,702	8,459
	年少人口	720	675	642	603	554

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)
注)人口には外国人を含む

広島県人口移動統計調査の結果によると令和5年の本市の転入者は県内で3番目に多く、人口に対する割合は、広島市より高くなっています。(県内の市町では4番目)

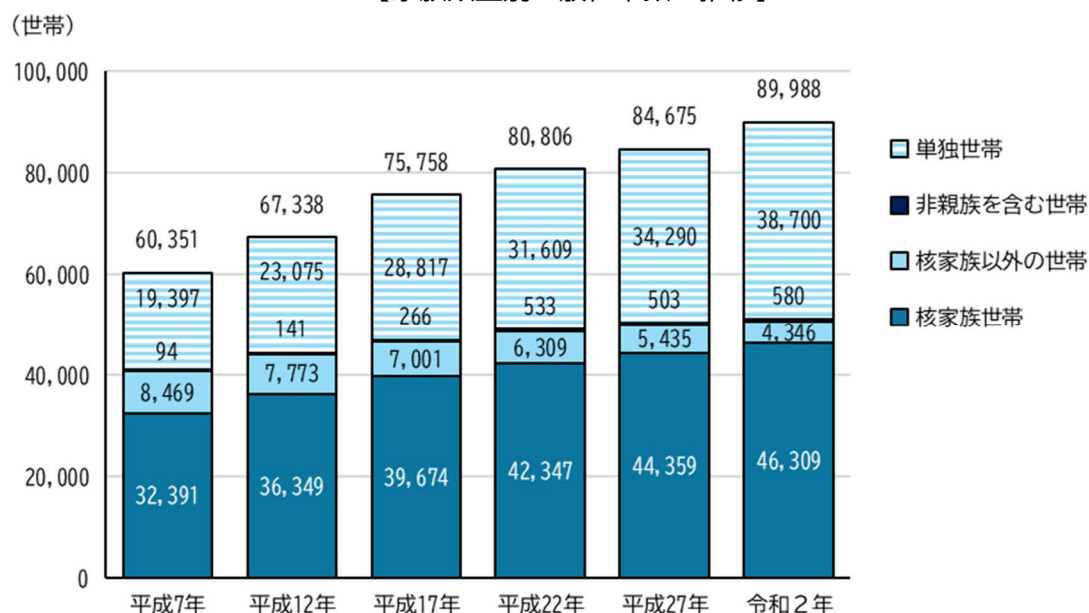
【転入者数】				
順位	市町	人口(人)	転入者(人)	人口に対する割合
1	広島市	1,185,505	61,255	5.17%
2	福山市	452,499	14,685	3.25%
3	東広島市	198,065	10,912	5.51%
4	呉市	202,105	6,812	3.37%
5	尾道市	125,179	4,896	3.91%

資料:広島県人口移動統計調査(令和5年)

国勢調査の結果によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加しています。

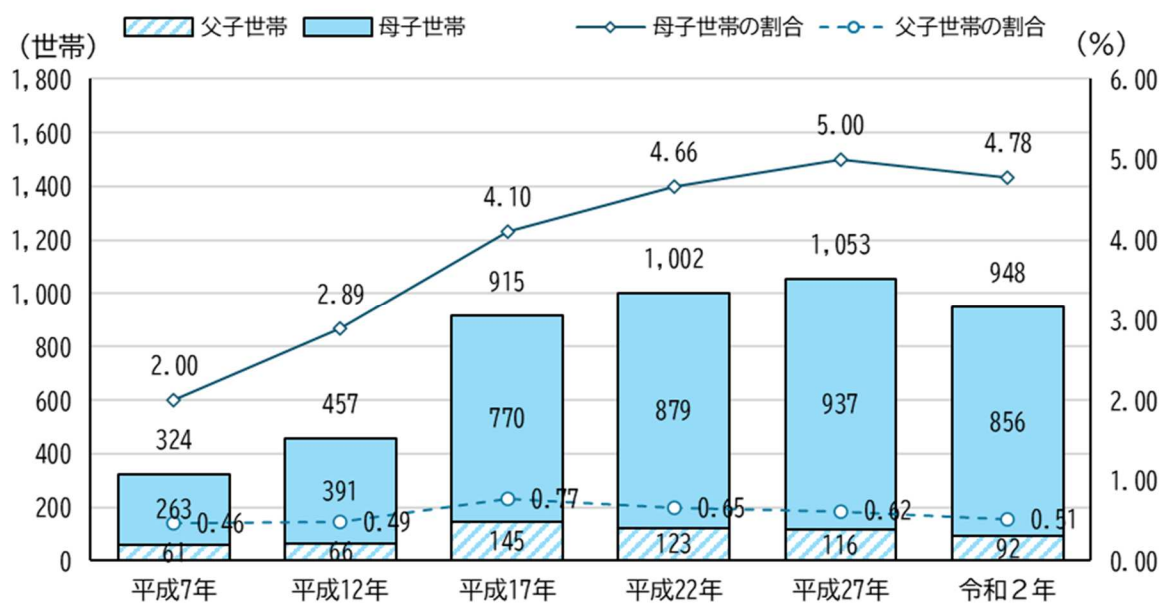
18歳未満のいるひとり親世帯数は、平成27年まで増加を続けていたものの、令和2年には減少しています。

【家族類型別一般世帯数の推移】



資料:国勢調査(総数は世帯類型不明を含む)

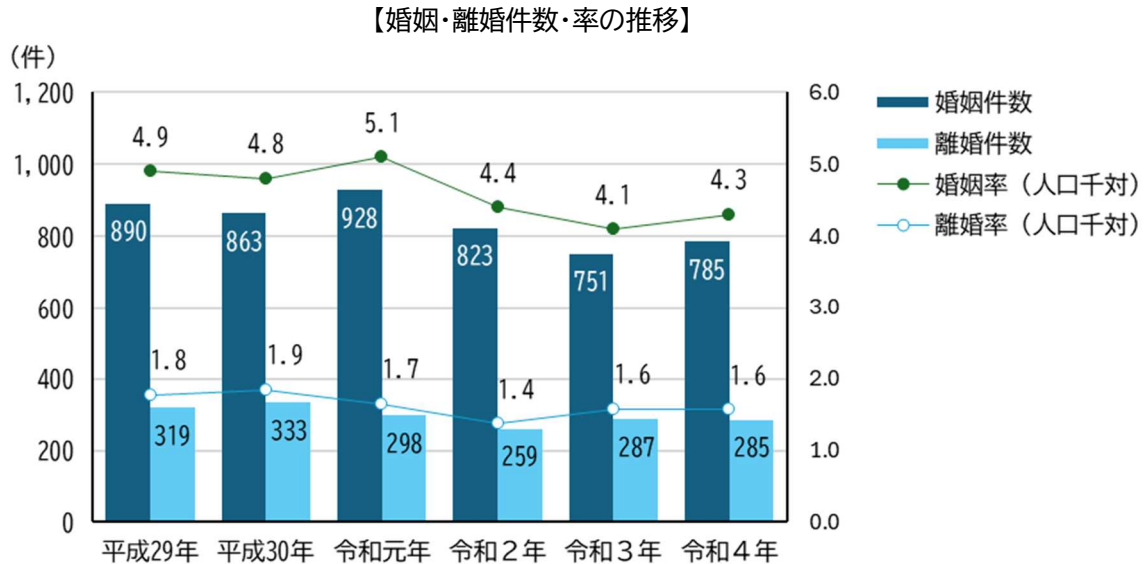
【18歳未満のいるひとり親世帯数と18歳未満のいる一般世帯総数に対する割合】



資料:国勢調査

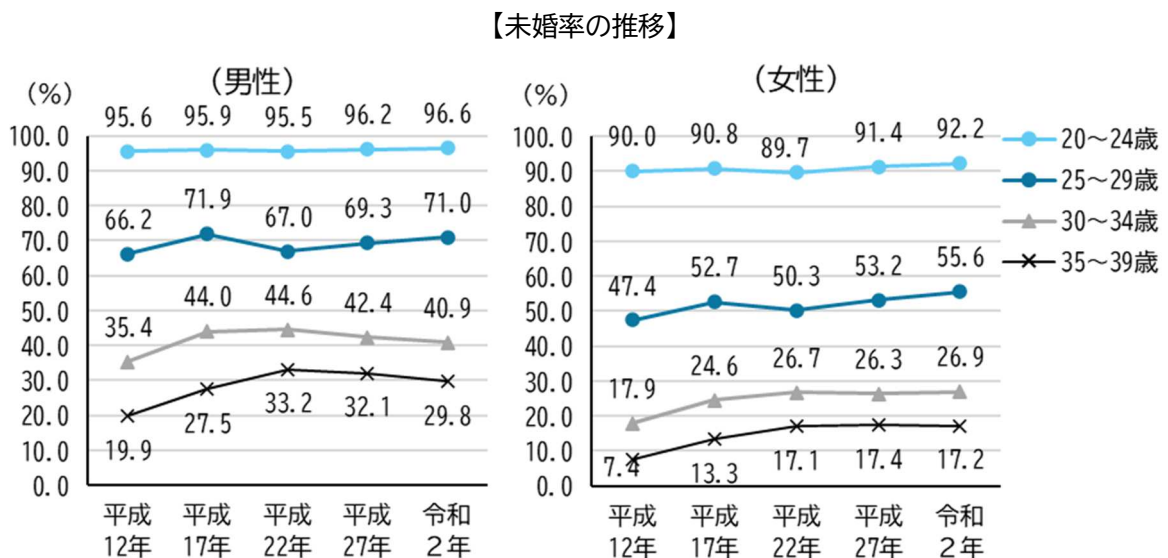
(2) 婚姻・出産の動向

本市の婚姻件数は、令和元年に一時上昇したものの、令和4年には785件に減少しています。また、近年の離婚件数は300件を下回っています。



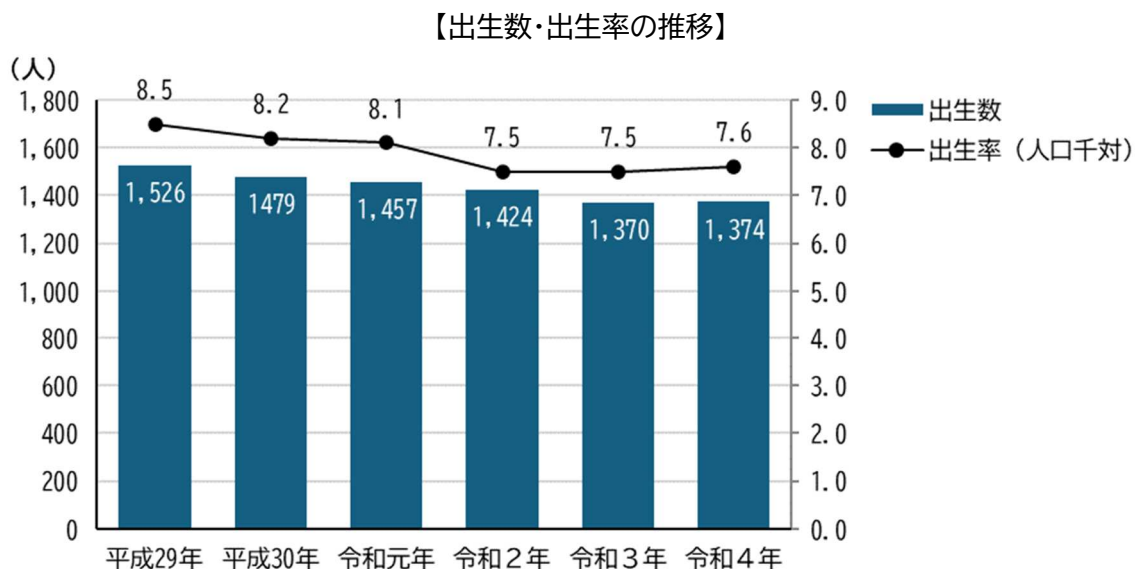
資料：広島県人口動態統計

国勢調査による本市の婚姻の状況をみると、平成22年以降、20歳代の未婚率は男女ともに上昇傾向にあります。30歳代の未婚率は男性で減少傾向にあり、女性は横ばいとなっています。



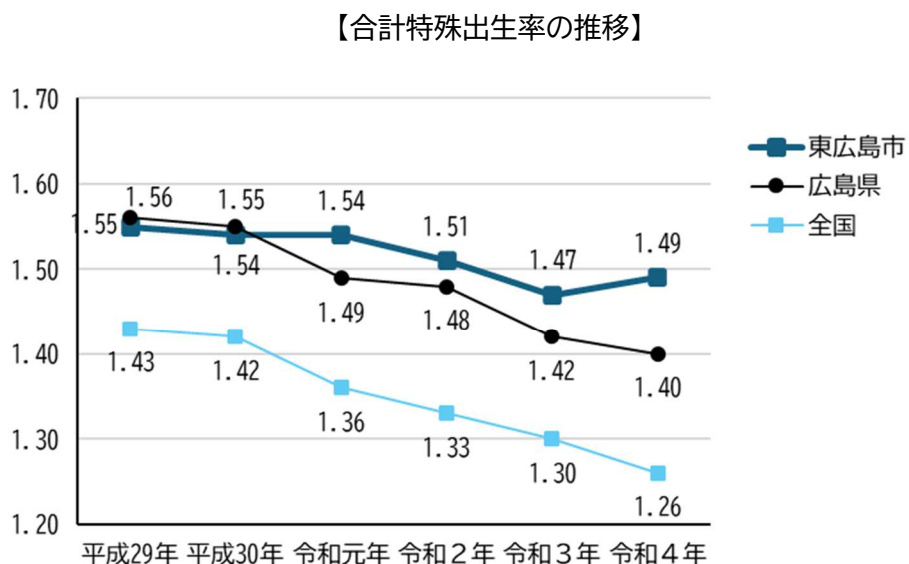
資料：国勢調査
注) 配偶関係不詳を除く

本市の出生数・出生率について、出生率は令和２年以降横ばいで推移していますが、出生数はゆるやかな減少傾向がみられます。



資料:広島県人口動態統計

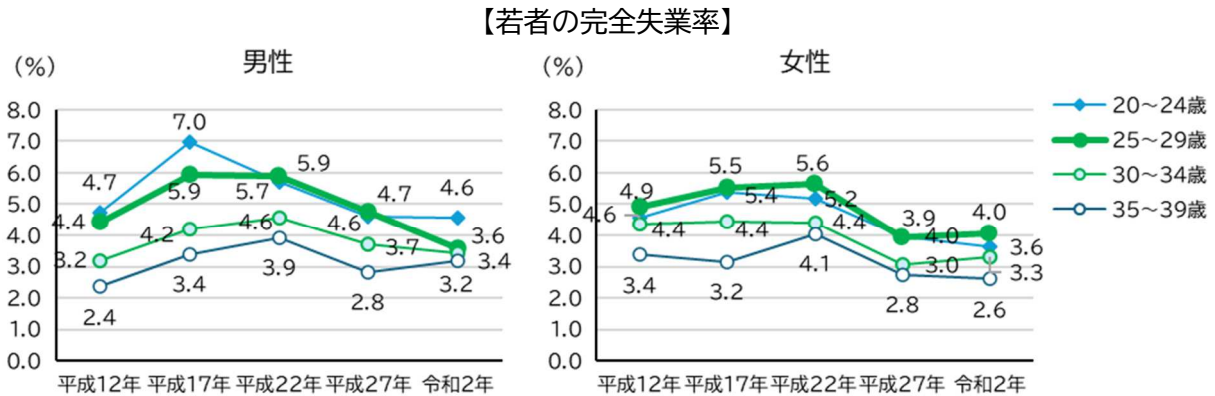
本市の合計特殊出生率は、広島県、全国より高い水準で推移しています。令和元年以降、減少傾向にありましたが、令和４年は増加しています。



資料:東広島市

(3) 若者の就労状況

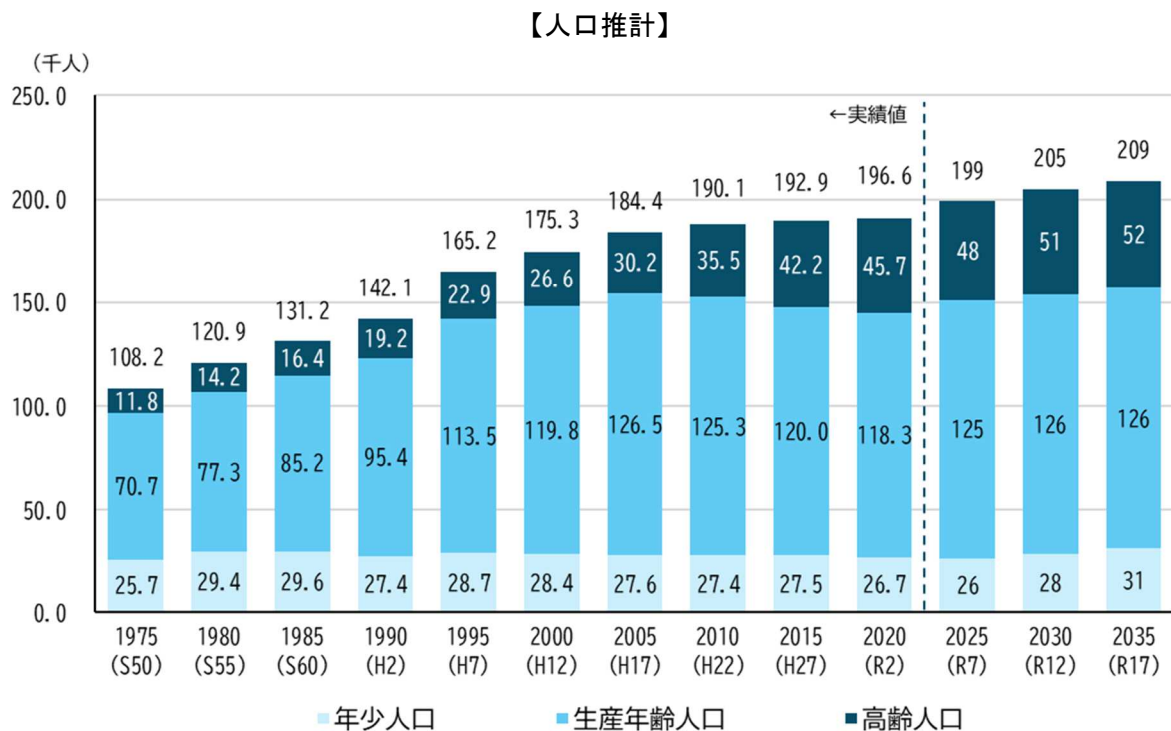
本市の若者の完全失業率をみると、男女とも25～29歳で3%を超えており、30歳代と比較して高い傾向があります。



資料: 国勢調査より算出

(4) 人口推計

第五次東広島市総合計画後期基本計画における本市の人口推計は、今後も緩やかな増加で推移する見込みとなっています。



資料: 第五次東広島市総合計画 後期基本計画

2. 第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

(1) 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

① 第2期計画の取組みの総括

ア 東広島版ネウボウの充実【重点】

- ・「出産・育児サポートセンター（以下「すくすくサポート」という。）」において、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を実施しました。また、「地域すくすくサポート」と「地域子育て支援センター」を増設し、身近な場所で相談支援を受けられる体制を整備しました。

地域すくすくサポート：令和元年度 10 か所 ⇒ 令和5年度 12 か所

地域子育て支援センター：令和元年度 22 か所 ⇒ 令和5年度 25 か所

ひろば型子育て支援拠点施設：令和元年度 0 か所 ⇒ 令和5年度 2 か所

- ・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施し、育児不安に対するきめ細かい支援を行いました。
- ・市民ポータルサイトを通じて、子育て世帯に向けた情報の配信や、対象児童の月齢にあわせたプッシュ通知等により、効果的な情報発信に努めました。

イ こどもに関する医療体制の充実

- ・広島大学に寄附講座を設置し、小児科医・産婦人科医の確保を行いました。
- ・小児救急・小児科当番医に係る空白日数を減らす取組みを実施しました。
- ・母子健康手帳や乳幼児等医療費受給者証交付時に電話相談（＃8000）の周知など、適正な医療機関の受診について啓発を行いました。

ウ 子育て世帯の経済的負担の軽減

- ・子どもに対する医療費助成の拡充を段階的に行いました。

	令和元年度	令和3年8月～	令和5年8月～	令和6年10月～
対象年齢等	小学校3年生まで ※所得制限あり	小学校6年生まで ※所得制限あり	中学校3年生まで ※所得制限あり	高等学校3年生相当まで ※所得制限なし

- ・妊産婦健診や乳幼児健診の費用助成等を行いました。

② 数値目標に対する進捗状況

成果指標(KPI)	単位	令和元年度	令和5年度		
		現状値	目標値	実績値	達成率※1
乳児家庭全戸訪問の訪問率	%	99	100	99.3	99.3%
初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	%	60	80	73.4	91.8%
初期救急:小児科当番医に係る空白日数※2	日/年	37	12	1	100.0%
救急医療電話相談件数(#7119+#8000)	件	4,716	6,800	6,990	100.0%

※1 達成率が100%を超えるものは一律100%で表記

※2 マイナス指標

③ 調査等の結果から

■こども・子育て支援ニーズ調査結果

- ・母子の健康づくりに満足している割合は平成 30 年度の調査と比較して増えている。
【（就学前）H30：65.3%⇒R5：74.8%】
- ・満足していない内容としては、「小児医療体制」との回答が就学前・小学生の保護者ともに最も多い。
【（就学前）52.7%、（小学生）65.7%】
- ・子育て支援に関する情報の入手先として、「市民ポータルサイト」の割合が高くなっている。
【（小学生）44.5%（第1位）、（就学前）31.4%（第4位）】
※就学前の、第1位は「知人・友人」で45.3%、第2位は「保育所・小学校等」で40.4%
- ・子育てに関する情報を十分入手出来ていると回答した割合は、微増にとどまっている。
【（就学前）H30：55.9%⇒R5：58.2% （小学生）H30：50.7%⇒R5：52.6%】
- ・公的な相談窓口の利用のしやすさは、平成 30 年度の調査と比較して増えている。
【（就学前）H30：29.5%⇒R5：42.6%】
利用しにくい理由は、「どこに相談したらよいかわからない（61.8%）（就学前）」が最も多い。
- ・「出産・育児サポートセンターすくすく」を利用したことのある割合は、平成 30 年度の調査と比較して増えており、その理由としては「身近な地域で実施しているため（68.1%）」を選択する方が多い。
【（就学前）H30：19.1%⇒R5：40.5%】
- ・子育てに不安や負担を感じることがある割合は増えている。
【（就学前）H25：44.3%⇒H30：46.9%⇒R5：51.0%】
- ・子育てに関する相談相手（先）がいない割合は増えている。
【（就学前）H25：5.4%⇒H30：5.5%⇒R5：13.1%】
- ・現実に育てられる子の人数が、理想の子の人数より少ない理由は、「経済的な負担が大きいから」が最も多い。
【（就学前）73.8%、（小学生）74.9%】

■子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

- ・核家族、転勤族が増えており、地域との関わりが疎遠になりつつある。
- ・子育て家庭と地域社会とのつながり・交流が少なく、孤独な子育てになりがちである。
- ・小児科の予約がとりにくい状況がある。

■その他関連データ

- ・市内の分娩取扱医療機関が不足している。【R1：4 施設⇒R6：2 施設】
- ・出生数、合計特殊出生率ともに減少傾向である。

(2) 社会的な支援が必要なこどもへの支援の充実

① 第2期計画の取組みの総括

ア 児童虐待の予防と早期対応【重点】

- ・第1子(0歳児)を育てている母親に対して、親子の絆づくりプログラム(BPプログラム)を実施し、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供しました。
- ・要保護児童対策地域協議会(こどもを守る地域ネットワーク)を運営し、地域の関係機関の連携強化により、児童虐待の早期発見・早期解決を図りました。
- ・養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による訪問指導・助言を行い、個々の家庭の抱える問題の解決、軽減を図りました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問件数	553件	621件	810件	733件	662件

イ 障がいのあるこどもと家庭への支援の充実

- ・子育て・障がい総合支援センター(はあとふる)において、関係機関と連携し、ライフステージや特性に応じた相談や保育所巡回等を実施しました。また、健診事後教室や健診事後親子教室を開催し、こどもの発達支援と保護者の不安軽減を図りました。
- ・各種福祉サービスや手当の給付を行い、障がいのあるこどもやその家庭の経済的負担の軽減を図りました。
- ・ライフステージの移行後も安心や信頼感を継続できるよう、障がい児通所支援や幼保小連携による情報共有、特別支援教育相談員による学校訪問等を実施しました。

ウ 貧困等、困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実

- ・就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対し、個別の自立支援プログラムを作成し、丁寧な支援を行いました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援プログラム策定件数	45件	45件	50件	42件	33件

エ 外国につながるこどもと家庭への支援の充実

- ・学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを行いました。
- ・通訳の配置や自動翻訳ツールの活用により円滑に教育・保育・子育て支援サービスを活用できるよう支援を行いました。

② 数値目標に対する進捗状況

成果指標(KPI)	単位	令和元年度	令和5年度		
		現状値	目標値	実績値	達成率※1
幼稚園に通わせている保護者の、教育または保育への肯定的回答の割合	%	98.0	98.0	100.0	100.0%
特別支援学級に在籍する児童・生徒・保護者の教育活動に対する肯定的回答の割合	%	—	75.0	79.3	100.0%
母子父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に繋がっていない割合※2	%	14.0	13.0	27.3	47.6%
学習支援事業参加者の高校進学率	%	83.3	100.0	100.0	100.0%

※1 達成率が100%を超えるものは一律100%で表記 ※2 マイナス指標

③ 調査等の結果から

■こども・子育て支援ニーズ調査結果

・子育ての悩みとして、「こどもの健康や発育・発達に関すること」の回答が増えている。

【（就学前）H30：42.8%⇒R5：51.0%】

■子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

・こどもに対してやさしく甘すぎる保護者がいる反面、こどもとのコミュニケーションが十分に取れていないと思われる保護者もいる。

・外国につながるこどもが増加しているが、受け入れ側の体制が整っていない。

・発達に不安があるこどもが増加している。療育に入るまでや発達状況の診断に時間を要している。

・学校への行きづらさを抱えるこどもについて、こどもや保護者への相談体制やこどもが孤独とならない取組み・学校以外の居場所づくり等が必要である。

■広島県子供の生活に関する実態調査

・母子世帯の生活困窮層の割合は58.6%（その他の世帯は4.7%）となっている。

・小中学生の1.6%が自身をヤングケアラーに当てはまると回答している。

・「特に力を入れてほしい子育て施策」として、小・中学生の約25%が「児童虐待（体罰や暴言、育児放棄等）の防止」を選択している。また、小学生では、次いで「障がいのあるこどもやその家族への支援」が高くなっている。

■その他関連データ

・児童虐待対応件数の増加【R1：246件⇒R5：383件】

・日本語指導が必要な児童数の増加【R2：138人⇒R5：171人】

(3) 仕事と子育てを両立するための支援の充実

① 第2期計画の取組みの総括

ア 待機児童の解消【重点】

- ・認定こども園への移行支援、保育士確保対策を実施し、保育所における待機児童の解消を図りました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育の確保量（定員）	5,421 人	5,840 人	5,842 人	5,883 人	5,923 人

- ・民間事業者を含めた受け皿の拡充を行い、放課後児童クラブの体制強化を図りました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間放課後児童クラブ数	5 クラブ	11 クラブ	15 クラブ	15 クラブ	20 クラブ
公立放課後児童クラブ数	57 クラブ	59 クラブ	59 クラブ	58 クラブ	59 クラブ

イ 多様な保育事業の充実

- ・延長保育、一時保育、病児・病後児保育等を実施するとともに、保護者が多様な教育・保育サービスを適切に選択できるよう地域子育て支援センターや地域すくすくサポートにおいて支援を行いました。

ウ 働く女性の応援

- ・企業や市民を対象としたワーク・ライフ・バランス講座や、キャリアデザイン講座を開催し、意識啓発を行いました。
- ・ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会や地域すくすくサポートでの出張相談会を開催し、子育てしながら就職を希望する女性を支援しました。

② 数値目標に対する進捗状況

成果指標(KPI)	単位	令和元年度	令和5年度		
		現状値	目標値	実績値	達成率※1
保育所待機児童数※2	人	0	0	0	100.0%
いきいき待機児童数※2	人	0	0	72	0.0%
ワーク・ライフ・バランス講座の参加者数	人	189	150	484	100.0%
男女共同参画に関する講座・講演会等の参加者数	人	1,125	1,000	660	66.0%

※1 達成率が100%を超えるものは一律100%で表記

※2 マイナス指標

③ 調査等の結果から

■こども・子育て支援ニーズ調査結果

- ・子育てしやすいまちとするために大切なこととして、就学前児童の保護者は「保育施設や放課後児童クラブの受入れ枠の充実（61.8%）」と回答する割合が最も高い。
- ・希望する期間、育児休業が取得できなかった理由として、母親は「希望する保育所等へ入るために早く仕事に復帰した【（就学前）26.5%】」が最も多く、父親は「職場から、早く復帰を求められたため【（就学前）29.4%】」が最も多くなっている。
- ・放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ」を希望する割合が平成30年度の調査と比較して増えている。【（就学前（5歳児））H30：47.9%⇒R5：57.2%】
- ・不定期の保育事業を利用したい理由については、「私用（買い物、こどもや親の習い事等）やりフレッシュ目的で利用したい【（就学前）27.5%】」との回答が多い。
- ・フルタイムで働く母親の割合が平成30年度の調査と比較して増えている。
【（就学前）H30：33.1%⇒R5：45.6%】
- ・フルタイムへの転換を希望する母親の割合が平成30年度の調査と比較して増えている。
【（就学前）H30：32.0%⇒R5：44.7%】
- ・現在就労していない母親の約8割は、「こどもが一定の年齢になったら【（就学前）48.5%】」もしくは「1年以内に【（就学前）29.5%】」就労したいと考えている。
- ・父親の育児休業取得率は改善しているものの、依然として低い。
【（就学前）H30：5.6%⇒R5：18.4%】
- ・仕事と子育ての両立に向けて、企業などに取り組んでほしいことは、「①こどもが病気やけがの時などに安心して看護のための休業がとれる制度【（就学前）67.1%（小学生）63.9%】」が最も多く、次いで「②こどもの参観日など、こどもとの関係を深める行事等への参加のための休業がとれる制度【（就学前）60.1%（小学生）60.8%】」が多い。

■こども・若者の意見聴取

- ・「こどもまんなか社会」のイメージを尋ねたところ、34.2%の子が「家族と過ごす時間がたくさんある」を選択した。また、「理想の放課後の過ごし方」を尋ねたところ、最も多くの子が「自分の家（親がいる）」を選択した（63.1%）。

■広島県子供の生活に関する実態調査

- ・「特に力を入れてほしい子育て施策」として、中学生の回答では「子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備」が第3位となっており、「親にもっと家にいてほしい」「学校の行事に親がいけないとさみしい」との意見がある。

■その他関連データ

- ・年度当初の保育所待機児童は解消しているが、年度中途（特に低年齢児童）には待機が発生しており、また、現行の育休退園制度への不満も多い。
- ・放課後児童クラブ支援員の人材確保が難しく、市中心部において、待機児童が発生している。

(4) 地域の子育て支援力の強化

① 第2期計画の取組みの総括

ア 地域における子育て支援の充実

- ・「地域すくすくサポート」と「地域子育て支援センター」を増設し、身近な場所で相談支援を受けられる体制を整備しました。また、児童館においては、18歳未満までの児童を対象に、様々なイベントや遊びを提供しました。
- ・保育所（園）における園庭開放や保育士による出前講座を実施し、地域との交流・連携を図りました。
- ・身近な地域で育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人との助け合いの仕組みであるファミリー・サポート・センターの利用の促進を行いました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター依頼会員数	984人	988人	1,036人	1,064人	1,111人

イ 子育て支援のネットワークの構築

- ・地域子育て支援センターの支援員研修の実施等により子育て支援者の連携強化を図るとともに、子育て当事者のネットワークである子育てサークルや子育てサロンに対して支援を行いました。

ウ こどもの安全・安心の確保

- ・各保育所（園）や小・中学校において交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの啓発を行いました。
- ・学校・警察・道路管理者等と連携し、通学路の合同点検等、通学路の安全確保に取り組みしました。

② 数値目標に対する進捗状況

成果指標(KPI)	単位	令和元年度	令和5年度		
		現状値	目標値	実績値	達成率※1
初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	%	60.0	80.0	73.4	91.8%
ファミリー・サポート・センター活動件数	件	2,759	3,123	3,633	100.0%
住民自治協議会の認知度	%	65.6	69.0	70.1	100.0%
交通事故発生件数（年単位）※2	件	509	438	376	100.0%

※1 達成率が100%を超えるものは一律100%で表記

※2 マイナス指標

③ 調査等の結果から

■こども・子育て支援ニーズ調査結果

- ・子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じている割合は若干増えている。
【（就学前）H25：53.7%⇒H30：48.9%⇒R5：53.9%】
- ・東広島市が子育てしやすいまちだと思える理由として、「治安の良さ、事件・事故の少なさ」をあげる人が多い。
【（就学前）32.9%、（小学生）39.3% ※ともに、「医療費負担が軽減されている」に次いで第2位】
- ・「出産・育児サポートセンターすくすく」を利用したことのある割合は平成30年度の調査と比較して増えており、その理由としては「身近な地域で実施しているため（68.6%）」を選択する方が多い。
【（就学前）H30：19.1%⇒R5：41.6%】 ※再掲
- ・子育てについて気軽に相談できる相手として「友人や知人」「近所の人」と回答する割合が減っている。
【（就学前） [友人] H30：75.1%⇒R5：66.2% [近所] H30：20.1%⇒R5：13.1%】
また、「すくすくサポート」と回答する割合が増えている。
【（就学前）H30：0.6%⇒R5：7.3%】
- ・子育てサークル・サロン等を利用している割合は、2.9%にとどまっている。

■こども・若者の意見聴取

- ・「こどもまんなか社会」のイメージを尋ねたところ、約40%の子が「こどもが危険な事件・事故にあわない」「こどもが近所の人や地域の人と顔見知り安心してあいさつなどができる」を選択した。

■子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

- ・子育て家庭と地域社会とのつながり・交流が少なく、孤独な子育てになりがちである。【再掲】
- ・放課後・休日などにこども同士が遊べる場がない。安全・安心に使える場の確保が必要である。

■広島県子供の生活に関する実態調査

- ・「特に力を入れてほしい子育て施策」として、約20%の小中学生が「家庭や学校以外でこどもたちが安心して過ごせる場所の充実」を選択した。

■その他関連データ

- ・本市は県内で広島市、福山市に次いで3番目に転入者数が多い。

(5) 次代を担うこどもを育てる教育・保育の推進

① 第2期計画の取組みの総括

ア 乳幼児期における教育・保育の質の向上

- ・公立・私立保育施設における保育参観を通じた研修の中で、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の意見交換の場を設定し、幼・保・小連携を推進しました。
- ・子育てサポート研修やキャリアアップ研修を実施し、保育者の資質向上を支援しました。

イ 親の子育て力の向上

- ・小児科医師による子育て講座、児童館での親子講座等の各種講座を開催し、家庭の教育力向上の支援を行いました。
- ・地域すくすくサポートでの「ブックデビュー講座」の開催や、保育所（園）、幼稚園、小・中学校の蔵書の充実等、こどもの読書活動を推進しました。
- ・離乳食教室等の開催や食育フェアの開催等により、食の大切さの啓発を行いました。

② 数値目標に対する進捗状況

成果指標(KPI)	単位	令和元年度	令和5年度		
		現状値	目標値	実績値	達成率
保育所等に通わせている保護者の教育又は保育への肯定的回答	%	—	98.0	92.0	93.9%

③ 調査等の結果から

■こども・子育て支援ニーズ調査結果

- ・地域の人と交流したり、地域の資源を活かしたりする体験ができる環境については、就学前児童で63.5%、小学生で70.4%の保護者が満足している。
- ・参加したい地域交流や活動の場として、「こどもがスポーツや身体を動かすことができる場（73.4%）」「山や海、川など、こどもが自然の中で様々な体験ができる場（68.2%）」を選択した割合が高い。

■こども・若者の意見聴取

- ・「学校生活で身に付けたい力」について尋ねたところ「勉強する力」「運動する力」に次いで「人と接する力（コミュニケーション能力）」が多い。
- ・「こどもまんなか社会のイメージ」を尋ねたところ、最も多くの子が「こどもの意見をしっかり聞いてまじめにとりくんでもらえる」を選択した（65.3%）。また次いで「一人ひとりの好きなことや得意なことを、周りから大切に考えてもらえる」が多かった（45.9%）。
- ・若者からは、「就職前と後とのギャップ（仕事内容や人間関係）により、早期の離職が増えている」「子育てにかかる費用や時間が少子化の要因」などの意見があった。

■子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

- ・保育関係者からの意見では、親の養育力の低下を指摘する声があがっている。

■広島県子供の生活に関する実態調査

- ・「特に力を入れてほしい子育て施策」として、「小・中・高校で将来活躍するために必要な力をつける」を選択した小中学生の割合が最も多い（約 33%）。

■その他関連データ

- ・こども大綱を踏まえ、乳幼児期だけでなく、全てのこども・若者が尊重され、十分な養育・教育を受け、自己実現するための支援が必要である。また、こども関連施策に対して、こども・若者が意見表明できる機会を与えることが必要である。
- ・本市の若者の完全失業率をみると、男女とも 25～29 歳で 3%を超えており、30 歳代と比較して高い傾向がある。
- ・20 歳代の未婚率は、男女ともに上昇傾向にあり、30 歳代の未婚率は、男性で減少傾向、女性は横ばいとなっている。

3. こども・若者を取り巻く課題

① 子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要がある

- ・子育てに不安や負担を感じる保護者や子育てに関する相談相手がいない保護者が増えている。
- ・すくすくサポートの利用は増えており利用者の満足度も高いが、半数以上は利用経験がない。
- ・子育てに関する情報を十分入手できていない保護者が半数程度いる。
- ・公的な相談窓口について、どこに相談したらよいかわからない方が多数いる。
- ・「小児医療体制」に不満を持つ方が多い。
- ・分娩取扱医療機関が不足している。
- ・経済的な負担から、理想の子の数が持てない世帯がある。

② 社会的な支援を必要とすることこどもたちに対する支援体制を充実する必要がある

- ・児童虐待相談件数が増加している。
- ・発達障がい等による特別な支援が必要なこどもが増加する中、支援体制は不足している。
- ・母子世帯の生活困窮層の割合がその他の世帯と比較して高くなっている。
- ・親の養育力の低下が指摘されている。
- ・外国につながるこどもの数が増えている。
- ・学校へ行きづらさを感じるこどもへの支援が求められている。
- ・ヤングケアラー等様々な課題を抱えるこどもが存在している。

③ 仕事をしながら安心して子育てができる環境を整備する必要がある

- ・出生数は減少傾向にあり、母親の就労割合は増加している。
- ・保育所へ入所するために早期に職場復帰する母親がいる。
- ・年度中途や育休退園等、保育ニーズに対応できていない状況がある。
- ・放課後児童クラブの利用ニーズが高まっており、待機児童が発生している。
- ・誰でも通園制度等、国の動向を注視する必要がある。
- ・私用やリフレッシュ目的での不定期な保育事業の利用ニーズが一定数ある。
- ・父親の育児休業取得割合が依然として低い。
- ・母親の再就職希望率は高い。
- ・こどもが病気の時や参観日等への対応として、休暇を取得しやすい職場環境が求められている。
- ・こどもは親に家庭にいてほしいと思っている。

④ 地域の身近な場所での子育て支援体制やこどもの居場所の整備が必要である

- ・友人・知人に気軽に相談できる割合が減っている。
- ・すくすくサポートは地域の子育て支援としての定着がみられる。
- ・ファミリー・サポート・センターについて、活動件数の増加に応じた提供会員を確保する必要がある。
- ・子育てサークル・サロン等の活動については、広がりが限定的である。
- ・こどもが安全・安心に遊べる・過ごせる場所が求められている。
- ・「治安の良さ」は評価されているが、交通安全教室や地域での見守り活動などは継続的な取り組みが必要である。

⑤ すべてのこども・若者に対して質の高い教育・保育を提供するとともに、自己実現に向けた支援が必要である

- ・こども大綱を踏まえた、すべてのこどもが尊重され、十分な養育・教育を受け、自己実現するための支援が必要。
- ・こどもたちは、小学校・中学校・高校で、将来活躍するための力をつけるための取り組みを求めている（勉強する力、運動する力、コミュニケーション能力）。
- ・保護者は、スポーツや自然体験の場を求めている。
- ・就職前後のギャップから早期に離職する若者が増えている。
- ・こども・若者が施策に意見表明できる機会の確保が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

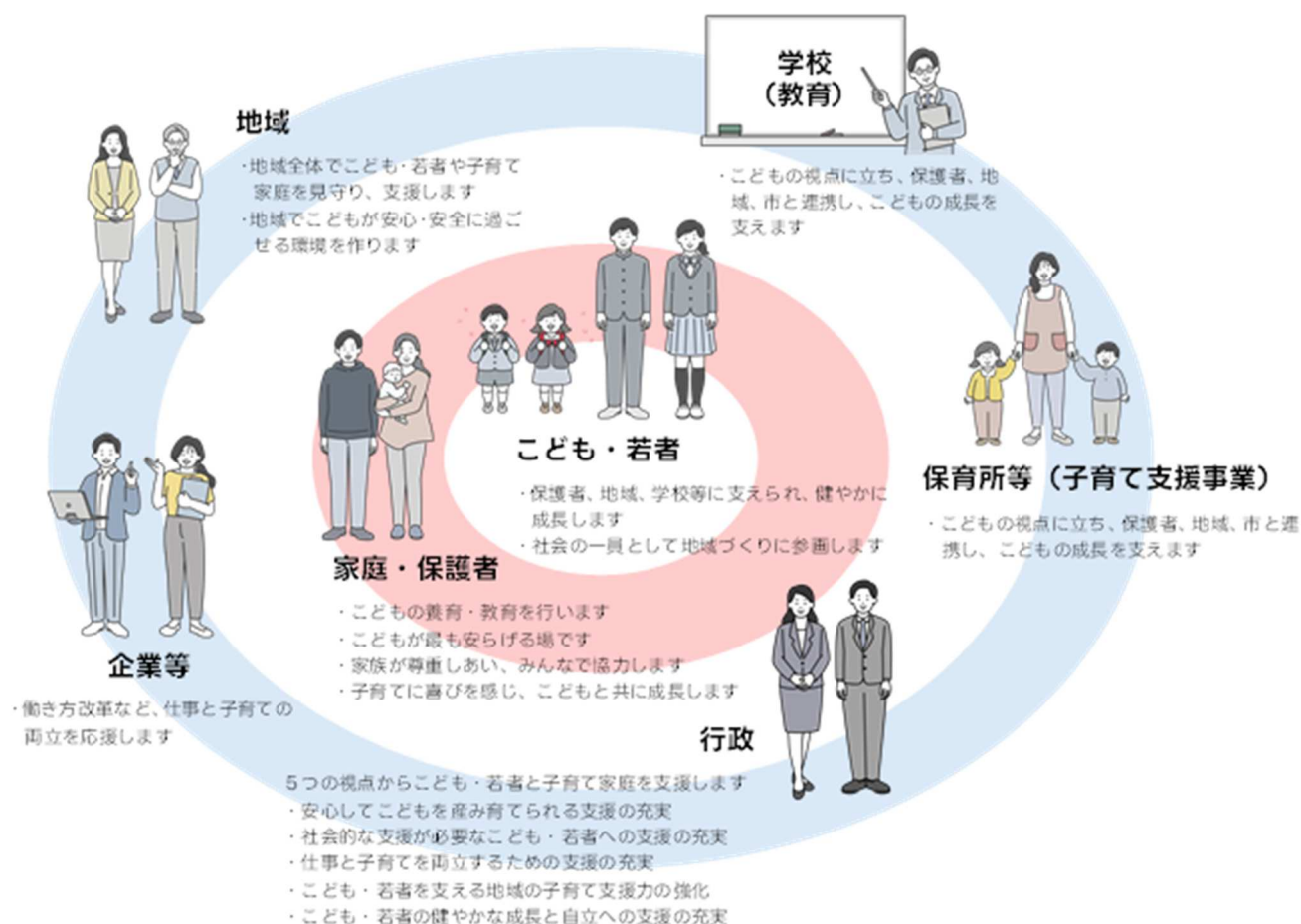
～ともに支え ともに育つ こども・若者のウェルビーイングがかなうまち 東広島～

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に幸せな状態を指す概念

東広島市では、「支え手」、「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

本計画に定める子育て支援の取組みを推進するためにも、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、こどもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、それぞれの立場で子育て支援に参画する、地域共生の考え方が不可欠です。

こども、保護者、支援者が「つながり つなげる」支え合いの中で、こども、親、地域がともに「育つ」ことの重要性から、本計画の基本理念を第1期・第2期計画から継承し「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」とします。



2. 計画の基本目標

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

目指す姿

- ・子どもが健やかに成長しています。
- ・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができています。

子どもと母親の健康づくりの支援、子育てに関する情報提供・相談体制の充実等、すべての子どもと親への妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボラのさらなる充実を図ります。

また、子どもを安心して産むことができる環境及び子どもが安心して健やかに成長できるための環境の整備に努めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

基本施策	(1)東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実【重点】 (2)産科・小児科医療体制の充実 (3)子育て世帯の経済的負担の軽減
------	--

基本目標2 社会的な支援が必要な子ども・若者への支援の充実

目指す姿

- ・社会的な支援が必要な子ども・若者と家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

心身の状況や家庭環境等、様々な要因により社会的な支援を必要としている子ども・若者とその家族に対して、安心して生活を送るための支援の充実を図ります。

基本施策	(1)児童虐待の予防と早期対応【重点】 (2)障がいのある子ども・若者と家庭への支援 (3)貧困等、困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援 (4)様々な課題を抱える子ども・若者と家庭への支援
------	--

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

目指す姿

- ・子育てをする保護者が、仕事と子育てを両立することができています。

多様な保育ニーズに対応した保育・教育、学童保育等の事業の充実を図ります。

また、働き方の見直しや子育てを支援する職場環境の促進等、仕事と子育てを両立することができる環境づくりを推進します。

基本施策	(1)年間を通しての待機児童の解消【重点】
	(2)多様な保育ニーズへの対応
	(3)働く女性の応援と働き方改革の推進

基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

目指す姿

- ・地域の関係団体・機関等が連携を図り、こどもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。
- ・子育て家庭が地域社会全体から支えられ、子育てに伴う喜びを実感することができます。
- ・こども・若者と子育て家庭が安心・安全に過ごすことのできる環境が整備されています。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、地域共生社会の理念を踏まえ、地域、学校、関係機関・団体、企業等の地域社会全体がこども・若者と子育て家庭を見守り、支える体制づくりを推進し、こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくりに取り組みます。

また、こども・若者が身近な地域で安心・安全に過ごすことができるよう、事故や犯罪等から守る取り組みや居場所づくりを進めます。

基本施策	(1)地域における子育て支援の充実【重点】
	(2)こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり
	(3)こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり

基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

目指す姿

- ・すべてのこども・若者の個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができています。
- ・こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができています。
- ・こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できています。

こども達の生きる力を育む教育・保育を推進するとともに、若者世代が就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。

また、こども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる機会の確保に努めます。

基本施策	(1)生きる力を育む教育・保育の推進【重点】 (2)若者の自己実現を支援する取組み (3)こども・若者の意見表明の機会の確保
------	--

3. 計画の体系

基本目標	基本施策
基本目標 1 安心して子どもを産み 育てられる支援の充実	(1) 東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実【重点】 (2) 産科・小児科医療体制の充実 (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減
基本目標 2 社会的な支援が必要な子ども・ 若者への支援の充実	(1) 児童虐待の予防と早期対応【重点】 (2) 障がいのある子ども・若者と家庭への支援 (3) 貧困等、困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援 (4) 様々な課題を抱える子ども・若者と家庭への支援
基本目標 3 仕事と子育てを両立するための 支援の充実	(1) 年間を通しての待機児童の解消【重点】 (2) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 働く女性の応援と働き方改革の推進
基本目標 4 子ども・若者を支える地域の 子育て支援力の強化	(1) 地域における子育て支援の充実【重点】 (2) 子ども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり (3) 子ども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり
基本目標 5 子ども・若者の健やかな成長と 自立への支援の充実	(1) 生きる力を育む教育・保育の推進【重点】 (2) 若者の自己実現を支援する取組み (3) 子ども・若者の意見表明の機会の確保

第4章 基本施策と取組み

基本目標1 安心してこどもを産み育てられる支援の充実

基本施策1 東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実 **重点**

施策の目指す姿

すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができている。

妊娠から出産、子育ての時期において、切れ目なく、ワンストップで対応する“東広島版ネウボラ”の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
1	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	・ 不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費・特定不妊治療費と不育症の治療費を助成します。 ・ 妊娠期からの切れ目のない支援のスタートとして、母子健康手帳交付時に、必要な情報やサービスをサポートプランとして提示し、地域担当職員カードを手渡すことで、相談しやすい関係をつくれます。 ・ 生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ・ 子育て経験者等のサポーターを派遣し、産前・産後の育児や家事の負担感の軽減を図ります。 ・ 産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。 ・ 各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病の早期発見や育児不安の解消を行います。 ・ 生後8か月前後の「親子でブックデビュー」の実施に加え、妊娠後期と生後3・4か月の面談・育児支援品の配布を実施し、月齢に応じた伴走型相談支援を行います。 ・ 低出生体重児や未熟児など育児不安の大きい家庭の支援として、小児科医師や理学療法士等による発達相談会を実施するとともに、参加者の交流を行います。 ・ 乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。	こども家庭課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
		- 多胎育児家庭の自宅等へサポーターを派遣し、外出時や日常の育児に関するサポートを行います。 - 乳幼児健診の結果、経過観察となった乳幼児等に、子育て支援拠点において健診事後親子教室や健診事後教室を実施するとともに、心理相談員による個別相談を実施します。 - マタニティ教室、ワーキングマタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室、さらに父親向けの育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	
2	母子保健情報のデジタル化	母子保健情報のデジタル化を進め、妊娠期から子育て期の予約等の充実や母子の健康状態を把握します。	こども家庭課
3	子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点（地域すくすくサポート等）を確保します。また、その拠点への母子保健コーディネーター常駐を充実します。	こども家庭課
4	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。	こども家庭課
5	子育て情報提供体制の強化	市民ポータルサイト等を活用し、必要な人へ、必要な時に、必要な情報を届けます。	こども家庭課
6	思春期健康教育	産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。	こども家庭課

基本施策2 産科・小児科医療体制の充実

施策の目指す姿

妊産婦やこどもが、必要な医療を受けることができる。

産科、周産期医療、小児医療の充実を図るため、医師が就業・定着しやすい環境づくりを支援するとともに、こどもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
7	妊婦やこどもに関する医療体制の充実	産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援するほか、広島大学寄附講座の継続設置等、大学連携等により医師の確保に努めます。	医療保健課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
		休日夜間の初期救急患者等のために、医師会、広島大学、東広島医療センター等、各関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	
8	適正な医療機関の受診についての啓発	こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談（＃8000）」や、小児が受診可能な医療機関情報を周知します。	医療保健課
9	こどもの病気の予防	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。	医療保健課

基本施策3 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策の目指す姿

子育て家庭の経済的負担が軽減されている。

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行います。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
10	こども医療費、児童手当の支給	こども医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課
11	妊産婦健康診査等や乳幼児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。また、低所得の妊婦に対して初回産科受診支援を行います。	こども家庭課
12	予防接種の費用助成	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。【再掲】	医療保健課
13	育児用品等の支給	妊娠後期における育児準備品・子育て用品の支給や、2歳未満の乳幼児に対する紙おむつの排出に使用するごみ指定袋の現物給付を行います。	こども家庭課 廃棄物対策課

基本目標2 社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

基本施策1 児童虐待の予防と早期対応 **重点**

施策の目指す姿

すべてのこども・若者の人権が尊重されている。

児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
14	児童虐待の予防	- ペアレント・トレーニングを開催し、子育てに悩みを持つ親、支援が必要な保護者等を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。また、専門職が連携し、継続的なアプローチに努めます。 - 親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。また、要望の増加に応じて、ファシリテーターの養成や受講率の向上を図ります。 - 市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で、ファシリテーターの養成や類似の教室等、開催か所の充実を図りながら実施します。	こども家庭課
15	児童虐待の防止・早期発見	- 要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。また、ケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行います。 - 専門職との連携を図りながらこども家庭センターの機能を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化するとともに、一人ひとりに応じたサポートプランを作成し手交します。 - 思いがけない妊娠に悩む妊婦への支援として、相談窓口を周知するとともに、個別相談に対応します。 - 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
		- 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【再掲】 - 虐待予防の観点から、子育てに対して不安や孤立感等を抱えている世帯にヘルパーを派遣し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に関する支援を行います。 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせて啓発活動を行うとともに、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。	
16	DV被害者の支援	DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	こども家庭課
17	人権教育・啓発の推進	児童虐待やいじめ等、こどもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	指導課
		こどもに身近な存在である保育士や教職員等に対して、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることを周知します。また、体罰や不適切な指導が起こらないよう、研修等を行います。	保育課 指導課
		広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。	人権男女共同 参画課
18	子育て相談支援体制の強化	- 母子保健機能と児童福祉機能の専門性を活かすよう、合同ケース会議を開催し、一体的な支援を実施します。 - こども家庭センターを中心として、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）、ダブルケアラー等への対応を行います。 - 学校や保育所等関係機関担当者と顔の見える関係性を築き、気になるこども・家庭があった場合に速やかに連携がとれる体制を構築します。 - 子育てに関する地域資源の把握や新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓を行い、子育て家庭へ必要な支援を提供できる体制を整備します。 - 家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。	こども家庭課

基本施策2 障がいのあるこども・若者と家庭への支援

施策の目指す姿

障がいのあるこども・若者とその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

障がいのあるこども・若者の健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活をすることができるよう、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と整合性を図りながら、ライフステージを一貫して支援する総合的な取組みの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
19	発達障がい等、障がいのあるこども・若者や親への支援	発達障がいのあるこどもや親に対して、発達障がいの専門医療機関の紹介や相談窓口の周知を行います。また、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、相談員の確保や相談機会の充実など体制を強化し、発達障がいのあるこどもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるよう、保護者等の不安の解消や学校側の体制整備支援等、バックアップを行います。	障がい福祉課 こども家庭課 指導課
		地域イベントでポスター掲示等をするとともに、SNS等、様々な情報媒体の活用により、発達障がいへの理解について効果的な周知・啓発活動を行います。	
		こどもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進するとともに、地域の支援者及び支援が必要な保護者に向けた事業制度自体の啓発も進めます。	
		特別な支援が必要なこどもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）等、各施設での加配職員の配置や相談員の充実等、受け入れ体制を充実させ、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。また、余暇活動などの居場所づくりにも努めます。	障がい福祉課 保育課 指導課 青少年育成課
		医療的ケアが必要なこどもについて、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）における専門コーディネーターの配置の充実等、個々の障がいに応じた総合的な支援体制の充実を図ります。	
		発達障がいのあるこども・若者等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談、就労相談や就労支援等を行います。	
		企業や事業主に対して、障がい者雇用に係る、国等の各種支援制度の周知を図ります。	産業振興課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
20	障がいのある こども・若者 に対する相談 体制の充実	自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップを促進します。	障がい福祉課
21	障がいのある こども・若者の 経済的負担の 軽減	各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等について、申請方法等の明確化を進めるとともに、障がいのあるこども・若者やその家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	障がい福祉課 学事課
22	障がいのある こども・若者 に対する福祉 サービスの 実施	- 居宅サービスでの生活をサポートする、障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。 - 補装具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいのあるこども・若者の在宅生活を支援します。 - 障がいのあるこども・若者が身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	障がい福祉課

基本施策3 貧困等、困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援

施策の目指す姿

すべてのこども・若者が、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができる。

すべてのこども・若者たちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を総合的に推進します。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
23	ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うとともに、ハローワークとの連携を強化することで、制度の周知を図るとともに、ひとり親家庭の自立（就労）を支援します。	こども家庭課
		住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	住宅課
24	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課
25	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の小中学生に対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学への助言などを充実します。	地域共生推進課
		生活保護世帯等の小中学生を対象に、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。	
		生活困窮の状態にあるこどもと家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を行います。	生活福祉課
26	関係機関の連携の強化	就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭について、経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。また、必要な世帯が漏れなく制度を活用できるよう、学校と連携して制度の周知に努めます。	学事課
		貧困等、困難な状況にあるこどもについて、必要な支援が受けられるよう、ソーシャルワーカーによる家庭状況の把握や保護者との対話を行い、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を構築します。	生活福祉課 保育課 指導課 地域共生推進課

基本施策4 様々な課題を抱えるこども・若者と家庭への支援

施策の目指す姿

様々な課題を抱えるこどもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができるとともに、すべてのこども・若者が自立に向けた考え・活動ができている。

外国につながるこどもや若者が言語や文化等の違いによらず円滑に教育・保育や子育て支援等を利用することができるよう支援を行います。また、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、様々な課題を抱えるこども・若者への支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
27	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	不登校からひきこもりへの移行を予防するため、家族や当事者への支援や、支援者の育成を行います。また、市民一人ひとりが不登校やひきこもりという状態に対して、理解を深めるための啓発を実施します。	地域共生推進課
		校外教育支援センターや校内特別支援教室（スペシャルサポートルーム）により、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。	指導課
28	ヤングケアラーへの支援体制の構築	- ヤングケアラーに関して、チラシ・ポスターや広報紙等を活用した周知を図ります。 - 相談員による相談業務及び学校等関係機関からの情報提供により市内ヤングケアラーの把握を行います。また、医療機関、ケアマネジャーや介護事業所と子育て支援の窓口等との連携強化により、ヤングケアラー等サポート事業など適切なサービス利用につなげます。	こども家庭課
29	ジェンダーアイデンティティへの理解促進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育や市民への広報活動等を行います。	人権男女共同 参画課 指導課
30	こども・若者の自殺対策	第2次東広島市自殺（自死）対策計画に基づき、こども・若者がSOSを出しやすい環境づくりを推進します。	医療保健課 指導課 こども家庭課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
31	外国につながるこども・若者への支援の充実	学校・多文化共生コーディネーターと連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。また、教育委員会やボランティア等と連携し、支援者の人材確保に努めます。	市民生活課
		生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行うとともに、ホームページ、SNS、通知ハガキなどで、相談窓口の周知を図ります。	
		外国につながるこどもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、こどもや保護者への接し方や支援方法について、現場のニーズに応じた保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。	保育課 青少年育成課
		教育・保育や子育て支援を円滑に利用できるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化及び各種ツールを周知し、円滑なコミュニケーションを促進させます。	市民生活課 こども家庭課 保育課
		「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながるこどもが学校教育を受けることができるよう支援します。	学事課 指導課
		学校編入後の円滑な学校生活のスタートを目指し、日本語初期指導教室を実施し、学校生活や初期日本語の指導を行います。	指導課
32	相談体制の強化	外国につながるこどもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。また、多言語化にも対応できるよう派遣の体制整備に努めます。	市民生活課 保育課 指導課
		- 児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。 - 相談対応能力の向上を目的とした研修の実施により、小中学校における心のサポーターによる相談業務の充実を図ります。	青少年育成課 指導課

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

基本施策1 年間を通しての待機児童の解消 **重点**

施策の目指す姿

教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができる。

本計画及び保育所等配置基本計画に基づき、高まる保育ニーズを踏まえ、認定こども園、保育所（園）、幼稚園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消を図ります。

また、増加する保育ニーズを踏まえ、共働き家庭等の小学生児童が、安全に健やかに放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
33	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	- 施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。 - 認定こども園の普及を図ります。認定こども園へ移行していない幼稚園等に対して、円滑な移行に向けた協力・支援を行います。 - 地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	保育課
34	教育・保育環境の充実	「東広島市保育所等配置基本計画」に基づき、教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。特に、施設の老朽化と敷地に課題を有する寺西保育所、原保育所及び高屋中央保育所の早急な移転建替えを推進するとともに、吉川保育所、板城西保育所及び中黒瀬保育所の改修についても取り組みます。また、公立保育所の整備時には、認定こども園への移行を推進します。	保育課
35	保育人材の確保	- 保育補助者等の活用や処遇改善、保育士の就職相談や潜在保育士の復職支援等により、労働環境改善や保育士の職場定着・復職支援を行い、保育人材の確保を図ります。また、保育士等の資格を持つ人材に限らず、放課後児童支援員（補助支援員）等、ニーズに応じた必要な人材確保を進めます。 - ICTや保育支援システムの活用を進め、保育士等の負担軽減を図ります。	保育課 青少年育成課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
36	放課後児童クラブにおける保育環境の充実	- 学校の大規模改修工事にあわせ、計画的に公立施設の環境整備を図ります。 - 待機児童の解消、公立クラブの適正化及び多様な保育ニーズへの対応に向けて、民間事業者との連携による受け皿の拡充を図ります。	青少年育成課

基本施策2 多様な保育ニーズへの対応

施策の目指す姿

家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができる。

こどもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
37	利用者支援事業の実施	こども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市の子育てDXと連携した情報発信を行うとともに、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	こども家庭課
		保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行います。	保育課
38	地域のこども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	保育課
39	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	こども家庭課 保育課
40	子育て関連施設の環境改善	保育所などの児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等において、環境改善（大規模改修、老朽化対策、照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。	保育課

基本施策3 働く女性の応援と働き方改革の推進

施策の目指す姿

子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立ができている。

結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスの積極的な取り組みや職場意識の改革等への働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No	具体的な取り組み	内容	主な担当課
41	働き方改革の推進	働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	産業振興課 職員課
		次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定する「特定事業主行動計画」において、市職員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進します。	
		より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同 参画課 産業振興課
		ワーク・ライフ・バランスに関する講座について、オンラインでの講座開催など、ニーズに応じた方法・内容で開催できるよう必要に応じて見直しを行います。	人権男女共同 参画課
		男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供やイベント等を実施します。	
42	働く女性の応援	ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時にこどもの保育所等への入所相談も実施します。また、育児と両立しやすい求人の紹介に取り組むとともに、企業と求職者双方の要望を確認し、ニーズに応じた就職相談を実施します。	保育課 産業振興課
		地域すくすくサポート等の身近な場所でニーズに合わせた就業に関する出張相談会を実施します。	こども家庭課 産業振興課

基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

基本施策1 地域における子育て支援の充実 **重点**

施策の目指す姿

こどもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができている。

地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心してこどもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
43	地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	日常生活圏域に設置され気軽に集える地域すくすくサポートを拠点に、妊娠期から子育て期にわたる相談や情報交換などの子育て支援サービスを充実させます。そのため、多様化する相談内容に対応できるように「母子保健コーディネーター」「子育て支援コーディネーター」のスキルアップを図ります。	こども家庭課
44	地域子育て支援センターの充実	- 多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域子育て支援センターの支援員を対象に会議や研修会を開いて支援員のスキルアップを図ります。また、地域における支援センターの役割を明確にし、地域の子育て関連情報の提供や保護者同士のつながりづくり、関係機関との連携を強化します。 - 子育て負担感の緩和や仲間づくりのため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図ることができるひろば型子育て支援拠点の支援を続けます。一方で、ひろば型子育て支援拠点の役割を明確にし、多様化する相談内容に対応できるように支援員を対象にした会議や研修会を通してスキルアップを図ります。	こども家庭課
45	地域での活動の場の提供	児童館、地域センター、生涯学習センター等の地域の施設を活用し、さまざまな子育て支援の活動や異世代との交流を行う場を提供します。	地域づくり推進課 生涯学習課 青少年育成課
46	保育所（園）における子育て支援の推進	- 園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。 - 各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」の研修や新規養成を進め、相談等の支援が必要なこどもや家庭へさらなる支援体制の充実を図ります。また、コーディネーターの連携や情報交換を充実させるとともに保護者や地域住民に広く周知していきます。 - 出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	保育課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
47	ファミリー・サポート・センターの利用促進	身近な地域で子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、こどもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、こどもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	こども家庭課
48	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【再掲】	こども家庭課
49	若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	保育課
50	市民協働のまちづくりの推進	住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。一方で人材育成や持続可能な体制づくりといった課題の解決にも連携して臨みます。	地域づくり推進課
51	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。	スポーツ振興課
52	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。	地域共生推進課 青少年育成課
		- 放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。 - 放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。	青少年育成課
53	包括的相談支援体制の構築	誰ひとり取り残さない相談支援を行うため、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等の相談支援機関の連携を図り、地域を基盤とするネットワークの仕組みを構築します。	地域共生推進課
54	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進	地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等との参画により地域と学校が連携する地域学校協働活動を一体的に推進します。	指導課 青少年育成課

基本施策2 こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり

施策の目指す姿

子育て家庭が地域社会全体から支えられ、子育てに伴う喜びを実感することができている。

地域、学校、関係機関・団体、企業等の地域社会全体がこども・若者と子育て家庭を見守り、支える体制づくりを推進し、こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくりに取り組みます。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
55	地域での相談体制・協力体制の整備	地域すくすくサポートや地域子育て支援センターにおいて、地域住民との連携や子育て支援への協力体制の整備を行うことで、身近な地域において子育ての相談ができる体制や、互いに助け合える環境を創出します。	こども家庭課
56	子育てサポーター等の養成	子育てサポーター養成講座及び多胎産婦サポーター養成講座の開催や定期的な研修により、子育てサポーター等を育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	こども家庭課
57	子育て支援者のネットワークづくり	基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上に取り組みます。	こども家庭課
58	子育て当事者のネットワークづくり	地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援します。関連情報が対象者の多くに広がるよう、効果的な情報発信やグループ・個人のネットワーク化にも努めます。	こども家庭課
59	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	こども・若者の多様性を尊重し、応援する社会機運を醸成するため、市民への意識啓発を行います。	人権男女共同参画課
		- 広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。【再掲】 - 広島県「こどもまんなか児童福祉月間」の取組み等、こどもと子育て家庭にやさしい取組みを推進します。	こども家庭課

基本施策3 こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり

施策の目指す姿

こども・若者と子育て家庭が、安心・安全に過ごすことのできる環境が整備されている。

こども・若者が身近な地域で安心・安全に過ごせるよう、事故や犯罪等から守る取組みや居場所づくりを進めます。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
60	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課
		子育て世帯を含む住宅確保要配慮者がスムーズに住居を確保し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課
61	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒が自分の身を守る意識を高められるよう、教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	保育課 指導課
		保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講座や教室を開催します。	保育課 指導課
		市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践することで、被害者にも加害者にもならないよう、積極的に啓発活動を行います。	危機管理課
		通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、保育所・幼稚園等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	
		自らと他者の安全を確保する知識を学び、自助・共助の意識を高めるため、防災講座や防災訓練を実施します。	
62	こども・若者を守る仕組みづくり	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全推進会議」を開催し、各機関が合同で危険箇所等の点検・改善を図ります。	教育総務課
		虐待防止ネットワークによる相談支援、関係機関との連携を推進します。	こども家庭課 指導課
		小中学校や保育所・幼稚園等において、防犯設備の充実等により、こどもの安全確保を図ります。	保育課 指導課
		小中学校の通学路に防犯灯を設置し、事故や犯罪に遭わない環境づくりを進めます。	危機管理課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
		子育て世代が災害時の避難に躊躇することがないように、避難所の環境改善を図ります。	
		こどもの頃から、スマートフォンやインターネットを使用する機会が多くなっている中、消費生活問題や詐欺等の犯罪から身を守ることにについて注意喚起に努めるとともに、情報教育を充実します。	指導課
		こどもが安心・安全に過ごすことができる環境づくりのため、地域団体等と連携して見守り巡視などを実施します。	青少年育成課
63	こども・若者の居場所づくり	すべてのこどもたちが安心・安全に利用できるよう、下見学生街地区地区計画区域内で整備予定の公園ヘインクルーシブ遊具の整備を検討するとともに、その他の公園についても遊具の整備を含めて適切な施設の更新及び維持管理を行います。	都市整備課
		こどもたちの放課後の遊び場として、小学校の校庭開放を行います。	教育総務課
		民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。【再掲】	地域共生推進課
		放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。【再掲】	青少年育成課
		放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。【再掲】	青少年育成課
		地域（こども）食堂の活動の輪を広げるための支援や食堂同士の交流を促す取組みを行います。	地域共生推進課
		児童青少年センターを居場所として児童青少年に親しんでもらえるよう、管理運営します。	青少年育成課

基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

基本施策1 生きる力を育む教育・保育の推進 **重点**

施策の目指す姿

すべてのこどもの個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができている。

こどもの成長における家庭の重要性に鑑み、子育て家庭の養育力の向上に向けた支援を行います。
また、ひがしひろしま乳幼児教育・保育アクションプラン及び教育振興基本計画に基づき、こどもたちの生きる力を育み、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばす教育・保育を推進します。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
64	親の子育て力の強化	地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。また、講座の開催情報がより多くの子育て家庭に伝わるよう積極的に周知します。	こども家庭課
		子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、実施内容を工夫し、こどもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。多くの親子に参加を呼びかけ、参加機会の公平化に努めます。	
		乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、こどもの病気に対する保護者の不安の払拭を図るとともに、家庭看護力の醸成を図ります。	
		「親の力をまなびあう学習プログラム」を活用し、こどもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催することにより、家庭教育を支援します。また、講座のファシリテーターを養成するため、研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図ります。	生涯学習課
		生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。また、広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、講座の周知を図ります。	生涯学習課 こども家庭課
		乳幼児からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を実施し、絵本と出会う機会の提供、家庭・地域での読み聞かせの実践を推進します。	

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
65	読書活動の推進	- 本を紹介するブックトークやブックリストを充実させるとともに、関係機関と連携し、本の読み聞かせや紹介を行うなど、こどもが本と出会う機会を提供します。 - 学校司書の連絡会等で、各校の交流の場において本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。 - 本を活用する力を育成するなど、主体的な読書活動を推進するための支援を行います。また、主体的に学ぶきっかけをつくったり、参加型の展示などを企画したりするなど、継続的な読書を行うための支援に取り組みます。 - 読書の成果を発信する機会を設けるなど、読書の輪を広げる機会を提供します。また、蔵書の充実など図書館環境改善に努めます。	生涯学習課 こども家庭課 保育課 指導課
66	食育の推進	「若い世代からの健康講座」や「すくすく相談会」等を通して、アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。 - 離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。 - 保育所（園）や幼稚園において、食育推進施設を設定し、重点的に食の大切さについて啓発します。 - 保護者への給食だよりの発行など、各校において、児童・生徒の発達段階や生活実態に応じて食育の充実を図り、食の大切さについて啓発します。	医療保健課 こども家庭課 こども家庭課 保育課 学事課 指導課
67	幼保小連携の推進	幼保小の円滑な接続へ向けた連携・交流ができるような体制の充実を目指して、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者による意見交換や研修の機会を増やすとともに、公開保育参加施設の増加やモデル地域指定など幼保小連携・接続をさらに推進します。	保育課 指導課
68	保育・幼児教育の充実	- こどもの豊かな体験を育む教育・保育環境を構築し、教育・保育施設の魅力向上を図ります。 - 安心してこどもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修内容の充実を図るとともに、研修に参加しやすい開催方法を採用などして、子育ての専門家として資質向上に努めます。 - こども主体の保育実践に向けた教育・保育の質向上の取組みを総合的に推進するための体制を整備します。	保育課
69	保育ソーシャルワーカー巡回相談	特別な支援が必要な児童や、その保護者への対応をはじめ、保育施設内で困難に感じていることについて、幅広く相談支援を行うため、臨床心理士など専門的な知識を持った者を保育施設へ派遣し、保育士の相談に応じます。	保育課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
70	未来の学び推進事業の実施	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。	指導課
		各教科等の学習を通じた国際理解、多文化共生の教育を推進するとともに、外国語指導助手を活用し、外国語の授業改善を推進することで、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を向上させ、グローバルに活躍できる人材を育成します。	指導課
71	学びの施設の環境改善	学校施設について、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策を実施します。また、防災の観点も含め、屋内運動場への空気調和設備の設置、トイレの洋式化などの環境整備を行います。	教育総務課
72	学校における働き方改革の推進	教職員が本来担うべき業務に専念し、こどもと向き合う時間を確保できるよう、校務 DX の推進や専門スタッフ等の人員配置の拡充等、働き方改革の取組みを推進します。	学事課 指導課 教育総務課
73	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。【再掲】	スポーツ振興課
74	ICT 関連知識の醸成	- これからの社会に必要な情報活用能力を育成するために、1人1台端末をはじめとする ICT 機器等を効果的に活用した教育を推進します。 - インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組みを推進します。また、教科やセーフティ教室などで情報教育を進めます。	指導課

基本施策2 若者の自己実現を支援する取組み

施策の目指す姿

こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができる。

こども・若者が、働くことに夢や希望を持つとともに、就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
75	思春期健康教育	・ 産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。【再掲】	こども家庭課
76	キャリア教育の実施	・ 児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導課
77	青少年の主体的活動の推進	・ 学校外の同世代の仲間とイベントの企画・実施などを通して様々な体験をすることができる場を提供することで、青少年の自己成長を促進します。 ・ 青少年が生涯学習に参画するきっかけづくりや地域活動に主体的に取り組めるように講座等の工夫を行います。	生涯学習課 青少年育成課
78	若い世代のボランティア活動の活性化	・ 保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。【再掲】	保育課
79	起業・創業に向けた相談	・ 東広島イノベーションラボミライノ ⁺ において、起業に関する相談、アイデアのブラッシュアップ、社会課題解決のためのソーシャルビジネス等、好きや得意を生かした現在・未来のキャリア選択やビジネスに関わる相談が出来る場所を提供します。	産業振興課
80	大学生等の市内企業への就職支援	・ 仕事内容等に対する就職前と就職後のギャップによる早期離職を防ぐため、東広島雇用対策協議会において実施している大学生等の市内企業への就職支援において、大学生等の職場体験・インターンシップに取り組む企業を支援します。	産業振興課
81	まなびなおし等の求職者支援の実施	・ 求職者に対し就職に繋がる職業訓練の場を提供するとともに、就職支援員とハローワークとの連携による就職・再就職を支援します。	産業振興課
82	雇用労働対策・就業支援	・ 若年無業者や女性再就職などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。	産業振興課

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
83	合同就職面接会等の開催	ハローワークと連携し、合同就職面接会を開催するなど、市内の中小企業の雇用の安定と市民等求職者の就労支援を行います。	産業振興課

基本施策3 こども・若者の意見表明の機会の確保

施策の目指す姿

こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できている。

こども・若者が、自らの意見を持ちそれを表明することができる機会の確保に努めます。

No	具体的な取組み	内容	主な担当課
84	こども・若者の意見表明の機会の確保	小中学校の道徳科や小学校の社会科、中学校の公民等の教育課程において、児童・生徒にこどもの権利の啓発を行うとともに、主体的に社会の形成に参画する姿勢を養います。	指導課
		校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものとの認識に立ち、校則の見直しを行う際には、こどもや保護者等の関係者からの意見聴取を行います。	
		小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターの募集や、出前講座等の実施を通じて、こども・若者の選挙への関心を高め、投票行動に結びつくように意識醸成を図ります。	選挙管理委員会事務局
		こども・若者に関する市の施策について、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映させる仕組みづくりを行います。	こども家庭課

第5章 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

1. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策

(1) 提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者やこどもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、事業ごとに区域を設定します。

事業		提供区域	
幼児教育		4 区域	市内中部(西条・八本松・志和・高屋)・黒瀬・市内北部(福富・豊栄・河内)・安芸津
保育		10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	6 区域	西条・市内西部(八本松・志和)・高屋・黒瀬・市内北部(福富・豊栄・河内)・安芸津
	地域子育て支援拠点事業	10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	一時預かり事業(幼稚園型以外)		
	延長保育事業		
	一時預かり事業(幼稚園型)	4 区域	市内中部(西条・八本松・志和・高屋)・黒瀬・市内北部(福富・豊栄・河内)・安芸津
	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	妊産婦健康診査	1 区域	市全域
	妊婦等包括相談支援事業		
	産後ケア事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	子育て世帯訪問支援事業		
	親子関係形成支援事業		
	子育て短期支援事業		
	一時預かり事業(子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター))		
	病児保育事業		
	乳児等通園支援事業		

(2) 幼児教育の「量の見込み」と確保方策

教育を必要とする3歳以上の児童（1号認定）及び保育を必要とする3歳以上の児童（2号認定）のうち教育を希望する家庭の児童を対象とし、幼児教育を提供します。

また、実費徴収に係る補足給付事業として、私立幼稚園（新制度未移行園）に入園していること、もがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助します。

① 市内中部地域(西条・八本松・志和・高屋地区)

本地域は、市中央に位置し、JR山陽本線沿いを中心とした地域です。

現在、5か所の幼稚園と15か所の認定こども園があり、幼稚園のうち1か所は令和7年度に認定こども園への移行を予定しています。

引き続き、既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
国立	【幼】広島大学附属幼稚園
公立	【幼】御園宇幼稚園(R7.4 認定こども園へ移行予定)
私立	【幼】西条ルーテル幼稚園、東広島くすのき幼稚園、高屋幼稚園 【認】認定こども園さざなみの森、認定こども園さざなみノイエ、認定こども園みそのうこぼとの森、認定こども園サムエル西条こどもの園、認定こども園愛育園、西条みづき認定こども園、桜が丘認定こども園、西条幼稚園、アザレアキッズステーション、八本松みづき認定こども園、認定みようとくこども園、八本松太陽こども園、志和龍城認定こども園、認定こども園サムエル東広島こどもの園、フレーベル幼稚園

※既存保育所(園)については、(3)①～⑤のとおり。

＜市内中部地域(西条・八本松・志和・高屋地区)の量の見込みと確保の内容＞

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	1,268	1,318	1,378	1,380	1,390
	1号認定	1,025	1,065	1,114	1,114	1,119
	2号認定(幼稚園希望)	243	253	264	266	271
確 保 の 内 容	②合計	1,448	1,383	1,388	1,393	1,393
	特定教育・保育 ※	978	913	918	923	923
	確認を受けない幼稚園	470	470	470	470	470
実績の状況(②-①)		180	65	10	13	3

※「特定教育・保育」：市町村から施設型給付・委託費の対象として「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所

② 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。

現在、1か所の幼稚園、2か所の認定こども園があり、今後も既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
私立	【幼】くるみヶ丘幼稚園 【認】ひまわり認定こども園、認定こども園みどりがおかようちえん

※既存保育所(園)については、(3)⑥のとおり。

≪黒瀬地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	137	147	153	149	155
	1号認定	102	110	115	112	117
	2号認定(幼稚園希望)	35	37	38	37	38
確 保 の 内 容	②合計	279	279	279	279	279
	特定教育・保育	179	179	179	179	179
	確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
実績の状況(②－①)		142	132	126	130	124

③ 市内北部地域(福富・豊栄・河内地区)

本地域は、市の北部に位置し、比較的に人口密度が低いエリアです。

現在、3か所の認定こども園があり、今後も既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【認】認定こども園くば、認定こども園たけに、認定こども園とよさか

※既存保育所(園)については、(3)⑦～⑨のとおり。

《市内北部地域(福富・豊栄・河内地区)の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	22	21	20	18	17
	1号認定	19	18	16	15	15
	2号認定(幼稚園希望)	3	3	4	3	2
確 保 の 内 容	②合計	30	30	30	20	20
	特定教育・保育	30	30	30	20	20
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		8	9	10	2	3

④ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、JR呉線沿いを中心とした地区です。

現在、1か所の認定こども園があり、今後も既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
私立	【認】幼保連携認定こども園風早幼稚園

※既存保育所（園）については、(3)⑩のとおり。

《安芸津地区の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	20	21	20	21	22
	1号認定	18	19	18	19	20
	2号認定(幼稚園希望)	2	2	2	2	2
確 保 の 内 容	②合計	25	25	25	25	25
	特定教育・保育	25	25	25	25	25
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		5	4	5	4	3

⑤ 市全体

《市全体の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	1,447	1,507	1,571	1,568	1,584
	1号認定	1,164	1,212	1,263	1,260	1,271
	2号認定(幼稚園希望)	283	295	308	308	313
確 保 の 内 容	②合計	1,782	1,717	1,722	1,717	1,717
	特定教育・保育	1,212	1,147	1,152	1,147	1,147
	確認を受けない幼稚園	570	570	570	570	570
実績の状況(②－①)		335	210	151	149	133

(3) 保育の「量の見込み」と確保方策

保育を必要とする3歳以上の児童（2号認定）、保育を必要とする3歳未満の児童（3号認定）を対象とし、保育を提供します。

① 西条北部地区

本地区は、市中央に位置し、JR山陽本線沿いを中心に人口が集中している地区です。

現在、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所が24か所、企業主導型保育事業所が8か所ありますが、既存施設においても定員超過が常態化している施設があります。

令和7年度に既存幼稚園1か所が認定こども園に移行することに加え、今後は、既存施設の機能強化や建替え・改修時における定員増、幼稚園から認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】寺西保育所、西条東保育所
私立	【保】青雲保育園、玉法保育園、アイグラン保育園西条中央、アイグラン保育園寺西、アイグラン保育園広島大学前、アイグラン保育園西条東、アイグラン保育園寺家、あおぞらキッズスクール、西条あおい保育園、あおい保育園、オーエヌ第1保育園、西条にじいろ保育園、みそのうにじいろ保育園 【認】認定こども園さざなみの森、認定こども園さざなみノイエ、認定こども園みそのうこぼとの森、認定こども園サムエル西条こどもの園、認定こども園愛育園、西条みづき認定こども園、桜が丘認定こども園、西条幼稚園 【小】小規模保育園かえでの森
企業主導型	なつめ保育園、のぞみの森保育園、愛和保育園西条、あいぐらん保育園西条、ふれあい保育園西条、かも保育園ハッチェリー、インターナショナルキッズコミュニティ、リトルナッツ保育園

※既存幼稚園については、(2)①のとおり。

≪西条北部地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		1,614	127	440	454	1,021	1,762	134	461	478	1,073
確保の内容	②合計	1,753	282	480	529	1,291	1,807	298	512	567	1,377
	特定教育・保育	1,680	248	415	463	1,126	1,734	254	427	481	1,162
	特定地域型保育事業 ※1	0	3	4	5	12	0	13	24	25	62
	その他 ※2	73	31	61	61	153	73	31	61	61	153
実績の状況(②-①)		139	155	40	75	270	45	164	51	89	304

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		1,883	143	490	485	1,118	1,898	149	504	532	1,185
確保の内容	②合計	1,883	327	539	588	1,454	1,915	327	539	588	1,454
	特定教育・保育	1,810	278	447	495	1,220	1,842	278	447	495	1,220
	特定地域型保育事業	0	18	31	32	81	0	18	31	32	81
	その他	73	31	61	61	153	73	31	61	61	153
実績の状況(②-①)		0	184	49	103	336	17	178	35	56	269

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		1,951	155	530	550	1,235
確保の内容	②合計	1,965	333	545	594	1,472
	特定教育・保育	1,892	284	453	501	1,238
	特定地域型保育事業	0	18	31	32	81
	その他	73	31	61	61	153
実績の状況(②-①)		14	178	15	44	237

※1「特定地域型保育事業」：市町村から地域型保育給付費の対象として「確認」が行われた小規模保育事業、家庭的保育事業、
居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※2「その他」：「特定教育・保育」「特定地域型保育事業」以外のもの（企業主導型保育事業）

② 西条南部地区

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。

現在、保育所（園）が3か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修時における定員増等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】板城保育所、郷田保育所
私立	【保】三永太陽保育園

≪西条南部地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		232	12	38	47	97	244	13	39	52	104
確保の内容	②合計	238	15	40	47	102	291	23	57	64	144
	特定教育・保育	238	15	40	47	102	291	23	57	64	144
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		6	3	2	0	5	47	10	18	12	40

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		281	15	46	58	119	281	16	46	63	125
確保の内容	②合計	291	23	57	64	144	291	23	57	64	144
	特定教育・保育	291	23	57	64	144	291	23	57	64	144
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		10	8	11	6	25	10	7	11	1	19

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		284	17	52	63	132
確保の内容	②合計	291	23	57	64	144
	特定教育・保育	291	23	57	64	144
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		7	6	5	1	12

③ 八本松地区

本地区は、市の西部に位置し、JR山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。

現在、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所が10か所、企業主導型保育事業所が1か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修時における定員増等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】吉川保育所、原保育所、川上中部保育所(R7.3 閉所予定)
私立	【保】アイグラン保育園川上、八本松あおい保育園、アイグラン保育園米満(R7.4 開所予定) 【認】アザレアキッズステーション、八本松みづき認定こども園、認定みようとくこども園、 八本松太陽こども園 【小】めばえ保育園
企業主導型	愛和保育園八本松

《八本松地区の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度(2025 年度)				令和8年度(2026 年度)					
		2号 認定	3号認定			2号 認定	3号認定				
			0歳	1歳	2歳		計	0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		470	19	110	127	256	488	20	125	138	283
確保の内容	②合計	498	63	111	134	308	545	75	129	151	355
	特定教育・保育	498	57	100	120	277	545	69	118	137	324
	特定地域型保育事業	0	3	7	9	19	0	3	7	9	19
	その他	0	3	4	5	12	0	3	4	5	12
実績の状況(②－①)		28	44	1	7	52	57	55	4	13	72

		令和9年度(2027 年度)					令和 10 年度(2028 年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		520	21	128	152	301	530	22	139	149	310
確保の内容	②合計	559	78	132	157	367	569	78	140	165	383
	特定教育・保育	559	72	121	143	336	569	72	129	151	352
	特定地域型保育事業	0	3	7	9	19	0	3	7	9	19
	その他	0	3	4	5	12	0	3	4	5	12
実績の状況(②－①)		39	57	4	5	66	39	56	1	16	73

		令和 11 年度(2029 年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		551	23	140	165	328
確保の内容	②合計	569	78	140	165	383
	特定教育・保育	569	72	129	151	352
	特定地域型保育事業	0	3	7	9	19
	その他	0	3	4	5	12
実績の状況(②－①)		18	55	0	0	55

④ 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、比較的人口密度が低いエリアです。

現在、保育所（園）と認定こども園が4か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修時における定員増等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】志和堀保育所
私立	【保】東志和保育園、西志和中央保育園 【認】志和龍城認定こども園

《志和地区の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		81	5	20	18	43	80	5	21	24	50
確保の内容	②合計	101	10	21	23	54	101	10	27	29	66
	特定教育・保育	101	10	21	23	54	101	10	27	29	66
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		20	5	1	5	11	21	5	6	5	16

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		84	6	21	27	54	81	5	24	23	52
確保の内容	②合計	101	10	27	29	66	101	10	27	29	66
	特定教育・保育	101	10	27	29	66	101	10	27	29	66
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		17	4	6	2	12	20	5	3	6	14

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		90	6	21	28	55
確保の内容	②合計	101	10	27	29	66
	特定教育・保育	101	10	27	29	66
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		11	4	6	1	11

⑤ 高屋地区

本地区は、市の東よりに位置し、JR山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心が形成されています。
総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）と認定こども園が6か所、企業主導型保育事業所が1か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修時における定員増等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】高屋東保育所、小谷保育所、造賀保育所、高屋中央保育所
私立	【認】認定こども園サムエル東広島こどもの園、フレーベル幼稚園
企業主導型	あおぞら保育園

※既存幼稚園については、(2)①のとおり。

《高屋地区の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		420	14	85	98	197	440	14	90	110	214
確保の内容	②合計	503	57	105	109	271	483	60	109	117	286
	特定教育・保育	500	54	102	106	262	480	57	106	114	277
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	3	3	3	9	3	3	3	3	9
実績の状況(②-①)		83	43	20	11	74	43	46	19	7	72

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		481	15	90	116	221	493	15	93	113	221
確保の内容	②合計	483	60	109	117	286	498	63	117	121	301
	特定教育・保育	480	57	106	114	277	495	60	114	118	292
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	3	3	3	9	3	3	3	3	9
実績の状況(②-①)		2	45	19	1	65	5	48	24	8	80

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		490	16	103	116	235
確保の内容	②合計	498	63	117	121	301
	特定教育・保育	495	60	114	118	292
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	3	3	3	3	9
実績の状況(②-①)		8	47	14	5	66

⑥ 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。

現在、保育所（園）と認定こども園が7か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】板城西保育所、上黒瀬保育所、乃美尾保育所、中黒瀬保育所、暁保育所
私立	【認】ひまわり認定こども園、認定こども園みどりがおかようちえん

※既存幼稚園については、(2)②のとおり。

≪黒瀬地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)					令和8年度 (2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		273	12	63	65	140	303	12	66	69	147
確保の内容	②合計	400	36	74	75	185	400	36	74	75	185
	特定教育・保育	400	36	74	75	185	400	36	74	75	185
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		127	24	11	10	45	97	24	8	6	38

		令和9年度 (2027年度)					令和10年度 (2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		323	13	66	70	149	314	13	64	71	148
確保の内容	②合計	400	36	74	75	185	400	36	74	75	185
	特定教育・保育	400	36	74	75	185	400	36	74	75	185
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		77	23	8	5	36	86	23	10	4	37

		令和11年度 (2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		330	13	66	69	148
確保の内容	②合計	400	36	74	75	185
	特定教育・保育	400	36	74	75	185
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		70	23	8	6	37

⑦ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。

現在、認定こども園が2か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【認】認定こども園くば、認定こども園たけに

≪福富地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		23	0	4	9	13	30	0	5	9	14
確保の内容	②合計	54	6	10	10	26	54	6	10	10	26
	特定教育・保育	54	6	10	10	26	54	6	10	10	26
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		31	6	6	1	13	24	6	5	1	12

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		29	0	4	8	12	35	0	6	10	16
確保の内容	②合計	54	6	10	10	26	35	3	11	11	25
	特定教育・保育	54	6	10	10	26	35	3	11	11	25
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		25	6	6	2	14	0	3	5	1	9

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		29	0	8	10	18
確保の内容	②合計	35	3	11	11	25
	特定教育・保育	35	3	11	11	25
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		6	3	3	1	7

⑧ 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。

現在、認定こども園が1か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【認】認定こども園とよさか

≪豊栄地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		26	1	5	3	9	21	1	4	6	11
確保の内容	②合計	52	4	7	7	18	52	4	7	7	18
	特定教育・保育	52	4	7	7	18	52	4	7	7	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		26	3	2	4	9	31	3	3	1	7

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		16	1	4	4	9	16	1	4	4	9
確保の内容	②合計	52	4	7	7	18	52	4	7	7	18
	特定教育・保育	52	4	7	7	18	52	4	7	7	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		36	3	3	3	9	36	3	3	3	9

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		17	1	5	4	10
確保の内容	②合計	52	4	7	7	18
	特定教育・保育	52	4	7	7	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		35	3	2	3	8

⑨ 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、JR山陽本線沿いを中心とした地区です。

現在、保育所（園）が2か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】河内西保育所
私立	【保】入野光保育園

≪河内地区の量の見込みと確保の内容≫

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		48	5	13	11	29	48	5	13	12	30
確保の内容	②合計	77	7	16	18	41	77	7	16	18	41
	特定教育・保育	77	7	16	18	41	77	7	16	18	41
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		29	2	3	7	12	29	2	3	6	11

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		52	5	14	10	29	46	6	14	13	33
確保の内容	②合計	77	7	16	18	41	77	7	16	18	41
	特定教育・保育	77	7	16	18	41	77	7	16	18	41
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		25	2	2	8	12	31	1	2	5	8

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		44	6	15	13	34
確保の内容	②合計	77	7	16	18	41
	特定教育・保育	77	7	16	18	41
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		33	1	1	5	7

⑩ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、JR呉線沿いを中心とした地区です。

現在、保育所（園）と認定こども園が4か所あり、今後も既存施設の機能強化や建替え・改修等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

区分	施設名
公立	【保】木谷保育所、三津保育所、風早保育所
私立	【認】幼保連携認定こども園風早幼稚園

《安芸津地区の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		61	5	14	12	31	63	5	16	19	40
確保の内容	②合計	128	11	23	24	58	88	7	16	22	45
	特定教育・保育	128	11	23	24	58	88	7	16	22	45
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		67	6	9	12	27	25	2	0	3	5

		令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		61	5	16	19	40	64	5	16	17	38
確保の内容	②合計	88	7	16	22	45	88	7	16	22	45
	特定教育・保育	88	7	16	22	45	88	7	16	22	45
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		27	2	0	3	5	24	2	0	5	7

		令和11年度(2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		67	6	15	22	43
確保の内容	②合計	88	7	16	22	45
	特定教育・保育	88	7	16	22	45
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		21	1	1	0	2

⑪ 市全体

《市全体の量の見込みと確保の内容》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)					令和8年度 (2026年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		3,248	200	792	844	1,836	3,479	209	840	917	1,966
確保の内容	②合計	3,804	491	887	976	2,354	3,898	526	957	1,060	2,543
	特定教育・保育	3,728	448	808	893	2,149	3,822	473	858	957	2,288
	特定地域型保育事業	0	6	11	14	31	0	16	31	34	81
	その他	76	37	68	69	174	76	37	68	69	174
実績の状況(②－①)		556	291	95	132	518	419	317	117	143	577
保育利用率※		—	—	—	—	44.4%	—	—	—	—	45.2%

		令和9年度 (2027年度)					令和10年度 (2028年度)				
		2号 認定	3号認定				2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計		0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		3,730	224	879	949	2,052	3,758	232	910	995	2,137
確保の内容	②合計	3,988	558	987	1,087	2,632	4,026	558	1,004	1,100	2,662
	特定教育・保育	3,912	500	881	977	2,358	3,950	500	898	990	2,388
	特定地域型保育事業	0	21	38	41	100	0	21	38	41	100
	その他	76	37	68	69	174	76	37	68	69	174
実績の状況(②－①)		258	334	108	138	580	268	326	94	105	525
保育利用率※		—	—	—	—	44.8%	—	—	—	—	43.6%

		令和11年度 (2029年度)				
		2号 認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み		3,853	243	955	1,040	2,238
確保の内容	②合計	4,076	564	1,010	1,106	2,680
	特定教育・保育	4,000	506	904	996	2,406
	特定地域型保育事業	0	21	38	41	100
	その他	76	37	68	69	174
実績の状況(②－①)		223	321	55	66	442
保育利用率※		—	—	—	—	42.1%

※保育利用率:3歳未満の児童数に占める利用定員数の割合

(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保方策及びその実施時期を定めます。

① 利用者支援事業

こども及びこどもの保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<確保の内容>

- 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口を子育て世代が多い西条地区に5か所8事業、その他の日常生活圏域にも設置し、本事業を実施します。
- 実施場所は、市役所や日常生活圏域内の地域すくすくサポート等、こどもや子育て家庭が利用しやすい場所とします。
- 利用者からの様々な相談等に対応できるよう職員の資質向上のための研修、会議の開催や関係機関との連携協力を行っていきます。

≪利用者支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:事業数(施設数))

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①合計	20(14)	20(14)	20(14)	20(14)	20(14)
	西条	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)
	八本松・志和	4(3)	4(3)	4(3)	4(3)	4(3)
	高屋	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	黒瀬	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	福富・豊栄・河内	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)
	安芸津	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
確 保 の 内 容	②合計	20(14)	20(14)	20(14)	20(14)	20(14)
	西条	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)	9(5)
	八本松・志和	4(3)	4(3)	4(3)	4(3)	4(3)
	高屋	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	黒瀬	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	福富・豊栄・河内	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)
	安芸津	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
実績の状況(②-①)		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

【参考】各施設における提供事業の状況(令和7年度)

	基本型 (地域子育て相談機関)	特定型 (保育コンシェルジュ)	こども家庭センター型	
			母子保健機能	児童福祉機能
市役所(出産育児サポートセンター、保育課)	○	○	○	○
すくすくサポート西条北	○			
すくすくサポート寺家	○		○	
すくすくサポート西条南	○			
キッズプラザひがしひろしま(ゆめもくば)	○			
すくすくサポート八本松	○			
すくすくサポート八本松中央	○		○	
すくすくサポート志和	○			
すくすくサポート高屋	○			
すくすくサポート黒瀬	○		○	
すくすくサポート福富	○			
すくすくサポート豊栄	○			
すくすくサポート河内	○			
すくすくサポート安芸津	○			

【基本型（地域子育て相談機関）】

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い方の支援を実施する事業。

【特定型】

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する事業。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援として、保健師等による専門的な相談支援を行うとともに、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う事業。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保の内容>

- 各区域において地域子育て支援センターを設置し、それぞれの地域特性に応じて支援内容の充実を図ります。

≪地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人回/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	①合計	105,699	110,334	114,333	117,669	121,554
	西条北部	53,327	55,780	58,066	60,098	62,321
	西条南部	13,321	13,933	14,504	15,011	15,566
	八本松	14,912	16,030	16,959	17,654	18,413
	志和	2,497	2,497	2,497	2,497	2,497
	高屋	6,649	7,101	7,314	7,416	7,764
	黒瀬	4,079	4,079	4,079	4,079	4,079
	福富	4,717	4,717	4,717	4,717	4,717
	豊栄	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328
	河内	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394
	安芸津	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475
確保の内容	②合計	105,699	110,334	114,333	117,669	121,554
	西条北部	53,327	55,780	58,066	60,098	62,321
	西条南部	13,321	13,933	14,504	15,011	15,566
	八本松	14,912	16,030	16,959	17,654	18,413
	志和	2,497	2,497	2,497	2,497	2,497
	高屋	6,649	7,101	7,314	7,416	7,764
	黒瀬	4,079	4,079	4,079	4,079	4,079
	福富	4,717	4,717	4,717	4,717	4,717
	豊栄	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328
	河内	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394
	安芸津	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475
実績の状況(②-①)		0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊婦の健康の保持増進を目的に実施する事業です。

<確保の内容>

- すべての妊婦が全国の医療機関で受診できる体制を提供します。
 〔実施場所〕 医療機関、助産所
 〔検査項目〕 基本的な健康診査（問診、診察、計測等）
 必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）
 〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4週間に1回
 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2週間に1回
 妊娠 36 週以降分娩まで：1週間に1回

≪妊婦健康診査の量の見込みと確保方策≫

(単位:人回)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	25,554	27,131	29,330	30,447	31,860
②確保の内容	25,554	27,131	29,330	30,447	31,860
実績の状況(②－①)	0	0	0	0	0

④ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

<確保の内容>

- すべての妊婦及びその配偶者等に対して、面談等による相談支援を実施します。
 〔実施場所〕 東広島市こども家庭センター、地域すくすくサポート等
 〔面談回数〕 1組当たり7回

≪妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:回)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	11,531	12,180	13,086	13,545	14,127
確保の内容	②合計	11,531	12,180	13,086	13,545
	こども家庭センター	9,032	9,540	10,250	10,610
	上記以外	2,499	2,640	2,836	2,935
実績の状況(②－①)	0	0	0	0	0

⑤ 産後ケア事業

家事、育児について家族の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする産婦及びその乳児（生後1年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。

<確保の内容>

- 希望する全ての産婦が利用できるよう日帰り型、宿泊型、訪問型の産後ケア事業を提供します。

≪産後ケア事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	644	752	868	978	1,101
②確保の内容	644	752	868	978	1,101
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<確保の内容>

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

〔実施体制〕 保健師・助産師

〔実施機関〕 東広島市

≪乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人回)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,647	1,740	1,869	1,935	2,018
②確保の内容	1,647	1,740	1,869	1,935	2,018
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑦ 養育支援訪問事業等

◆ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆ こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(こどもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

<確保の内容>

- こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図りつつ、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施します。

〔実施体制〕 保健師・助産師

〔実施機関〕 東広島市

≪養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:件)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	825	875	923	959	1,001
②確保の内容	825	875	923	959	1,001
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑧ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)として、家庭訪問、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助を行う事業です。

<確保の内容>

- 支援が必要な家庭に対して、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する援助を行います。

≪子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	690	710	731	751	772
②確保の内容	690	710	731	751	772
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑨ 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

<確保の内容>

- 支援が必要な家庭に対して、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

≪親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	285	290	293	296	299
②確保の内容	285	290	293	296	299
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑩ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

<確保の内容>

- 既存の施設において、一時的に養育が困難になった家庭の児童に必要な保護を行います。

≪子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	77	89	100	108	116
②確保の内容	77	89	100	108	116
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑪ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

< 確保の内容 > : 幼稚園型以外(保育所(園)等)における一時預かり事業

- 既存の施設での実施及び本事業を実施していない保育所(園)等への実施要請等により確保します。

≪ 一時預かり事業の量の見込みと確保方策 ≫ (幼稚園型以外)

(単位:人回/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	①合計	7,057	7,512	7,923	8,157	8,448
	西条北部	3,603	3,836	4,045	4,164	4,314
	西条南部	819	872	920	947	981
	八本松	1,306	1,391	1,467	1,510	1,564
	志和	107	114	120	124	128
	高屋	833	886	935	962	997
	黒瀬	250	266	280	289	299
	福富	19	20	21	22	22
	豊栄	74	78	83	85	88
	河内	11	12	13	13	13
	安芸津	35	37	39	41	42
確保の内容	②合計	7,057	7,512	7,923	8,157	8,448
	西条北部	3,603	3,836	4,045	4,164	4,314
	西条南部	819	872	920	947	981
	八本松	1,306	1,391	1,467	1,510	1,564
	志和	107	114	120	124	128
	高屋	833	886	935	962	997
	黒瀬	250	266	280	289	299
	福富	19	20	21	22	22
	豊栄	74	78	83	85	88
	河内	11	12	13	13	13
	安芸津	35	37	39	41	42
実績の状況(②-①)		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞：幼稚園型(幼稚園の在園児対象)における一時預かり事業

- 現状において、幼稚園の預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設での実施により確保します。

＜一時預かり事業の量の見込みと確保方策＞
(幼稚園型)

(単位:人回/年)

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	①合計	11,389	40,888	12,259	44,012	13,056	46,877	13,147	47,204	13,448	48,281
	市内中部地域 (西条・八本松・志和・高屋地区)	10,217	34,852	10,998	37,515	11,714	39,957	11,795	42,350	12,065	41,153
	黒瀬	526	4,381	566	4,716	603	5,023	607	2,179	621	5,174
	市内北部地域 (福富・豊栄・河内地区)	204	640	219	689	233	734	235	844	240	756
	安芸津	442	1,015	476	1,092	506	1,163	510	1,831	522	1,198
確保の内容	②合計	11,389	40,888	12,259	44,012	13,056	46,877	13,147	47,204	13,448	48,281
	市内中部地域 (西条・八本松・志和・高屋地区)	10,217	34,852	10,998	37,515	11,714	39,957	11,795	42,350	12,065	41,153
	黒瀬	526	4,381	566	4,716	603	5,023	607	2,179	621	5,174
	市内北部地域 (福富・豊栄・河内地区)	204	640	219	689	233	734	235	844	240	756
	安芸津	442	1,015	476	1,092	506	1,163	510	1,831	522	1,198
実績の状況(②－①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＜確保の内容＞：子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

- 育児の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が、それぞれ会員として助け合う事業において、提供会員の確保に努め、子育て支援のニーズに対応します。

＜一時預かり事業の量の見込みと確保方策＞
(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人回/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	①合計	3,990	4,110	4,232	4,360	4,491
	就学前	2,236	2,303	2,372	2,443	2,517
	低学年	894	921	948	977	1,006
	高学年	860	886	912	940	968
確保の内容	②合計	3,990	4,110	4,232	4,360	4,491
	就学前	2,236	2,303	2,372	2,443	2,517
	低学年	894	921	948	977	1,006
	高学年	860	886	912	940	968
実績の状況(②－①)		0	0	0	0	0

⑫ 病児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

<確保の内容>

- 病児・病後児及び体調不良児を受け入れる体制を確保し、病児保育のニーズに対応します。

≪病児保育事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	5,473	5,840	6,132	6,281	6,492
②確保の内容	5,473	5,840	6,132	6,281	6,492
実績の状況(②-①)	0	0	0	0	0

⑬ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満の児童(保育所に入所している児童等を除く。)に適切な遊び及び生活の場を与え、るとともに、当該児童とその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保の内容>

- 対象児童を受け入れる体制を確保し、乳児等通園のニーズに対応します。

≪乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人分)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	125	131	138	145	151
②確保の内容	103	159	159	169	169
実績の状況(②-①)	-22	28	21	24	18

※人分:利用時間の合計÷定員一人当たり受入可能時間 176 時間(8 時間×22 日)

⑭ 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所等において保育を実施する事業です。

<確保の内容>

- 既存の施設での実施及び本事業を実施していない保育所（園）等への実施要請等により確保します。

≪延長保育事業の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	①合計	2,364	2,523	2,668	2,733	2,824
	西条北部	1,231	1,313	1,388	1,422	1,469
	西条南部	222	237	251	257	265
	八本松	365	389	412	422	436
	志和	41	44	47	48	49
	高屋	273	292	308	316	326
	黒瀬	150	160	169	173	179
	福富	12	13	14	14	15
	豊栄	12	13	14	14	15
	河内	23	25	26	27	28
	安芸津	35	37	39	40	42
確保の内容	②合計	2,364	2,523	2,668	2,733	2,824
	西条北部	1,231	1,313	1,388	1,422	1,469
	西条南部	222	237	251	257	265
	八本松	365	389	412	422	436
	志和	41	44	47	48	49
	高屋	273	292	308	316	326
	黒瀬	150	160	169	173	179
	福富	12	13	14	14	15
	豊栄	12	13	14	14	15
	河内	23	25	26	27	28
	安芸津	35	37	39	40	42
実績の状況(②－①)		0	0	0	0	0

⑮ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本市では、小学校全学年の児童を対象として、32小学校区において放課後児童クラブを運営していますが、西条北部地区、八本松地区を中心とした一部の小学校区で施設定員に余裕がない状態となっています。さらに、夏季休業中のみの受入も行っており、多数の児童が利用しています。また、児童数に占める利用率は年々上昇を続けており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。これまでは、待機児童の解消を目的として定員を増やした受入を行ってきましたが、児童にとってより良い育成環境にしていくため、国が示す基準「児童1人あたりの専用区画が1.65㎡以上」及び「1クラブの定員を40人以下」を目指し、まずは児童1人あたりの専用区画が1.65㎡以上での受入を実現できるよう、供給量を確保します。

<確保の内容>

- 公立クラブの受入児童数の適正化を目的として、民間事業者との連携・協力により、供給量を確保します。
- 児童数の減少に伴い利用児童数が40人に満たない公立クラブについては、適切な定員管理を行い、各小学校に1クラブ以上維持します。

ア) 西条北部地区

本地区は、市中央に位置し、JR山陽本線西条駅沿いを中心に人口が集中している地区です。就学児童数が増加傾向の小学校区が半数を超え、地区内で人口偏在があるものの、市内で最も利用児童が多い地区であり、地区内全ての公立クラブにおいて定員を増やした受入が常態化しており、クラブの多くが大規模化しています。

現在、公設クラブが18クラブと民間クラブが14クラブあり、令和7年度には民間クラブがさらに4クラブ開設する予定です。今後も民間事業者の開設を支援し、公立クラブの受入児童数の適正化に向けて供給量を確保します。

なお、確保の内容の不足分については、待機児童の解消のため、様々な方法の検討を行います。また、確保の内容に余裕がある場合は、大規模クラブの調整を行います。

《西条北部地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		1,660	1,838	1,975	2,126	2,273
確保の内容	②合計	1,740	1,849	2,009	2,129	2,289
	公立	1,086	1,115	1,115	1,115	1,115
	民間	654	734	894	1,014	1,174
実績の状況(②-①)		80	11	34	3	16

イ) 西条南部地区

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが6クラブと民間クラブが3クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少にあわせた適切な定員管理、運営を行います。

《西条南部地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	281	269	257	243	237
確保の内容	②合計	295	275	270	255
	公立	220	200	195	180
	民間	75	75	75	75
実績の状況(②-①)	14	6	13	12	13

ウ) 八本松地区

本地区は、市の西部に位置し、JR山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。就学児童数は減少傾向にありますが、地区内で人口偏在があるため、年度当初は待機児童が発生する小学校区もあり、公立クラブにおいては定員を増やした受入が常態化しています。

現在、公立クラブが8クラブと民間クラブが6クラブありますが、今後も民間事業者の開設を支援し、公立クラブの受入児童数の適正化に向けて供給量を確保します。

なお、確保の内容の不足分については、待機児童の解消のため、様々な方法の検討を行います。

《八本松地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	513	534	540	545	583
確保の内容	②合計	515	555	555	595
	公立	305	305	305	305
	民間	210	250	250	290
実績の状況(②-①)	2	21	15	10	12

エ) 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、比較的に人口密度が低いエリアです。就学児童数は減少傾向ですが、放課後児童クラブの利用率は上昇傾向にあります。

現在、公立クラブが1クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

《志和地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		46	45	45	47	47
確保の内容	②合計	62	62	62	62	62
	公立	62	62	62	62	62
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		16	17	17	15	15

オ) 高屋地区

本地区は、市の東よりに位置し、JR山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心が形成されています。就学児童数は減少傾向にあります。放課後児童クラブの利用率は上昇傾向にあります。

現在、公立クラブが10クラブと民間クラブが2クラブあり、今後もこれらの施設において、量の見込みに対応する供給量を確保します。

なお、大規模公立クラブがある高屋西小学校区については、適正化に向けて、民間事業者の開設支援を検討していきます。

《高屋地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		494	508	500	488	483
確保の内容	②合計	511	526	516	508	501
	公立	431	446	436	428	421
	民間	80	80	80	80	80
実績の状況(②-①)		17	18	16	20	18

カ) 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが7クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

なお、大規模公立クラブがある中黒瀬小学校区については、適正化に向けて、民間事業者の開設支援を検討していきます。

≪黒瀬地区の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		223	211	202	189	180
確保の内容	②合計	223	218	218	199	193
	公立	223	218	218	199	193
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		0	7	16	10	13

キ) 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが1クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少にあわせた適切な定員管理、運営を行います。

≪福富地区の量の見込みと確保方策≫

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		30	26	25	24	19
確保の内容	②合計	38	38	38	35	28
	公立	38	38	38	35	28
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		8	12	13	11	9

ク) 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが1クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少にあわせた適切な定員管理、運営を行います。

＜豊栄地区の量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		26	27	28	27	27
確保の内容	②合計	38	38	38	38	38
	公立	38	38	38	38	38
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		12	11	10	11	11

ケ) 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、J R山陽本線沿いを中心とした地区です。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが2クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少にあわせた適切な定員管理、運営を行います。

＜河内地区の量の見込みと確保方策＞

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		58	54	48	45	40
確保の内容	②合計	59	59	59	49	44
	公立	59	59	59	49	44
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②-①)		1	5	11	4	4

コ) 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、ＪＲ呉線沿いを中心とした地区です。就学児童数は減少傾向にあります。

現在、公立クラブが３クラブあり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少にあわせた適切な定員管理、運営を行います。

《安芸津地区の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		66	61	57	53	50
確保の内容	②合計	74	64	64	59	54
	公立	74	64	64	59	54
	民間	0	0	0	0	0
実績の状況(②－①)		8	3	7	6	4

サ) 市全体

《市全体の量の見込みと確保方策》

(単位:人)

【全市】		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み		3,397	3,573	3,677	3,787	3,939
確保の内容	②合計	3,555	3,684	3,829	3,889	4,054
	公立	2,536	2,545	2,530	2,470	2,435
	民間	1,019	1,139	1,299	1,419	1,619
実績の状況(②－①)		158	111	152	102	115

2. 幼児教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、本市においては、第1期及び第2期計画期間中に、新設や幼稚園・保育所（園）からの移行を促進してきました。

今後も、既存の幼稚園や保育所（園）からの移行について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、促進を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や特に配慮を要するこどもにかかわる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満のこどもが、満3歳以降も保育所（園）、幼稚園、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携支援の充実を図ります。

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所(園)と小学校との連携の推進

乳幼児期におけるこどもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と保育所（園）、幼稚園、認定こども園等がともにこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校の連絡会や合同研修等を実施するなど、就学前施設と小学校の円滑な連携を図ります。

また、配慮が必要なこどもに関する保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組みます。

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて広島県と連携を図ります。

4. 放課後児童クラブの育成支援の充実に向けた取組み

放課後児童クラブでは、こどもが安全で安心して過ごせる「居場所」の一つとして、活動や遊びの機会を通じて学び、自己肯定感や自己有用感を高め、主体性や社会性、創造性を向上させ、こどもが本来持っている力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、こどもの健全な育成を図ることを目的として、支援に取り組みます。

(1) ICTの活用に向けた取組み

電子申請による利用申込みの受付を開始するとともに、ICTの活用により、支援員の事務の効率化を図ります。

(2) 支援の質を向上させる取組み

支援員のキャリアアップ制度等を検討し、支援員のスキルアップを図るとともに、支援員の研修制度を充実し、支援の質の向上を図ります。また、専門的知見を持つ職員を配置し、支援員のバックアップを図ります。

(3) 地域との連携に向けた取組み

地域の支援者（ボランティア）の参画を募るなど、地域協働の枠組みの中で、保護者や地域の支援者からの連携・協力体制の構築に取り組みます。

(4) 小学校との連携に向けた取組み

学校施設の活用や児童に関する情報連携について、学校と連携・協力体制の構築に取り組みます。また、公立クラブに関して、校舎の大規模改修工事に合わせ、施設の環境整備に取り組みます。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組み

専門機関が作成した支援計画等を基に関係機関と連携し、受入体制の整備に取り組めます。

(6) 民間事業者の開設及び運営支援に関する取組み

量の見込みに沿った民間事業者の開設支援に取り組むとともに、民間事業者において(1)～(5)の取組みが促進できるよう、運営支援を行います。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の数値目標

基本目標	基本施策	数値目標
基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実	(1)東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実【重点】	初妊婦の妊娠期サービスの利用割合
		思春期健康教室参加人数
	(2)産科・小児科医療体制の充実	初期救急:小児科当番医に係る空白日数
		救急医療電話相談件数(#7119+#8000)
	(3)子育て世帯の経済的負担の軽減	理想のこどもの人数を持ってない理由として「経済的な負担が大きいから」と回答した保護者(就学前児童)の割合
基本目標2 社会的な支援が必要な子ども・若者への支援の充実	(1)児童虐待の予防と早期対応【重点】	要保護児童対策地域協議会マネジメントケースの終結移行率
	(2)障がいのある子ども・若者と家庭への支援	特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育活動に対する肯定的回答の割合
	(3)貧困等、困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援	母子父子自立支援プログラム策定者の就職率
		学習支援事業参加者の高校進学率
	(4)様々な課題を抱える子ども・若者と家庭への支援	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」において「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	(1)年間を通しての待機児童の解消【重点】	保育所待機児童数(毎月の合計)
		いきいき待機児童数
	(2)多様な保育ニーズへの対応	—
	(3)働く女性の応援と働き方改革の推進	育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合(配偶者が出産した男性従業員のうち)
		「地域社会」において、男女の地位が平等だと思う人の割合
基本目標4 子ども・若者を支える地域の子育て支援力の強化	(1)地域における子育て支援の充実【重点】	ファミリーサポートセンター活動件数
		住民自治協議会の認知度
		地域(子ども)食堂の数
	(2)子ども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり	子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じる割合
		「差別をなくすために、全ての人が自分の問題として考える必要がある」に賛成の市民の割合
基本目標5 子ども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実	(1)生きる力を育む教育・保育の推進【重点】	乳幼児期に育みたい力がついているこどもの割合
		「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と回答した児童生徒の割合
	(2)若者の自己実現を支援する取り組み	青少年が関わった地域活動の年間実施数
	(3)子ども・若者の意見表明の機会の確保	交通安全重症者数
		青少年施設(東広島市第1・第2児童青少年センターをいう。)の利用者数

単位	現状値(R5年度)	目標値(R11年度)	担当課	備考
%	73	90	こども家庭課	
人	245	500	こども家庭課	
日/年	1	0	医療保健課	マイナス指標
件	6,990	8,200	医療保健課	
%	74	50	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)、マイナス指標
%	69.4	72.5	こども家庭課	
%	88	100	指導課	
%	30	36	こども家庭課	
%	100	100	地域共生推進課	
%	82	85	指導課	
人	283	0	保育課	マイナス指標
人	72	0	青少年育成課	マイナス指標
—	—	—	—	—
%	55.8	80	人権男女共同参画課	
%	23.5	35	人権男女共同参画課	
人	283	0	保育課	マイナス指標
件	3,874	4,491	こども家庭課	
%	70	78	地域づくり推進課	目標値は令和12年度のもの
件	21	30	地域共生推進課	
%	52	70	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)
%	79	85	人権男女共同参画課	
人	54	33	危機管理課	年度ではなく年単位 マイナス指標
人	34,014	52,000	青少年育成課	
%	—	90	保育課	目標値は令和12年度のもの
%	70	77	指導課	
件	4	8	青少年育成課	
%	—	70	こども家庭課	5年おきの調査(次回は令和10年度)

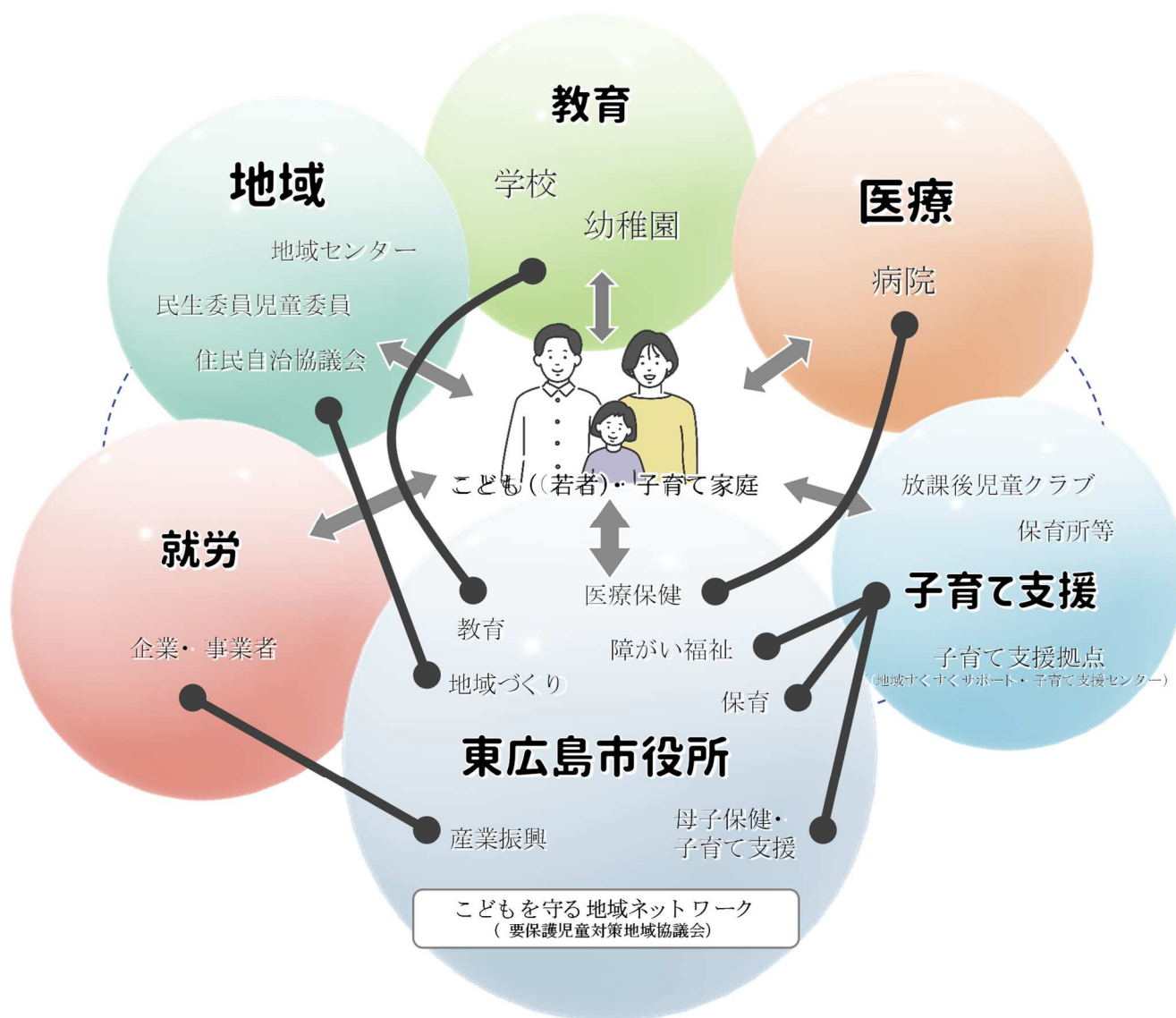
2. 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組みを推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

3. 地域が一体となった取組みの推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・医療・産業などの関係機関・団体はもとより、子育ての主体である保護者・家庭、子育て家庭を支援する地域が互いに連携・協働を図りながら、取組みを推進します。



資料編

1. 東広島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第 5 条 市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

(一部改正〔平成27年条例第60号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。
- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2. 東広島市子ども・子育て会議委員会名簿

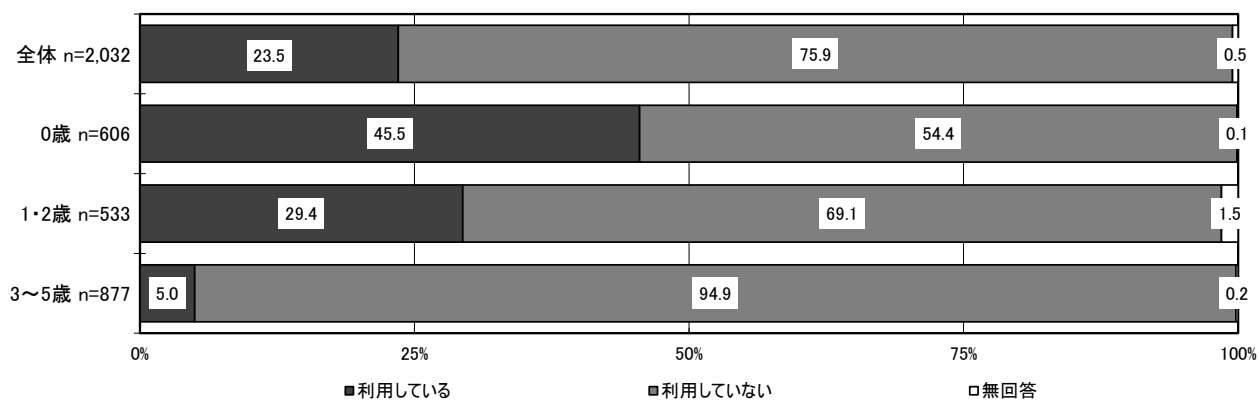
令和 6 年 7 月 1 日現在

区分 (条例第 3 条第 2 項)	所属・役職等委員名	委員名
(1) こどもの保護者	認定こども園の保護者	友田 吉紀
	保育所の保護者	日向 実香
	幼稚園の保護者	先城 祐子
	地域サロン「きんさい家」代表	前田 真奈美
	東広島市 P T A 連合会専任副会長	柏崎 恵
(2) 子ども・子育て 支援に関する 事業に従事する者	東広島市保育連盟 会長 (アイグラン保育園西条東 園長)	木村 貴正
	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 代表 (西条幼稚園 園長)	伊藤 薫
	東広島市小学校校長会 研修部長 (三ツ城小学校 校長)	坂本 博司
	青少年育成市民会議会長	津森 毅
	いきいきこどもクラブ支援員	墓丸 正子
	NPO 法人 子育てネットゆめもくば副理事長	岡 由美
	広島新生学園理事長・園長	上栗 哲男
(3) 子ども・子育て 支援に関し学識経 験のある者	広島大学大学院人間社会科学研究科教授	七木田 敦
	広島国際大学看護学部准教授	江口 千代
(4) その他市長が 必要と認める者	連合広島賀茂豊田地域協議会幹事	坪内 直也
	東広島商工会議所女性会会長	蔵田 すまこ
	東広島市民生委員児童委員協議会会長	栞原 征男
	東広島地区医師会 理事 (こどもクリニック八本松 院長)	杉原 雄三
	東広島市社会福祉協議会地域福祉課長	邑岡 徹哉
	東広島警察署生活安全課長	今若 秀孝
	東広島市副市長	川口 一成
	東広島市教育委員会教育長	市場 一也

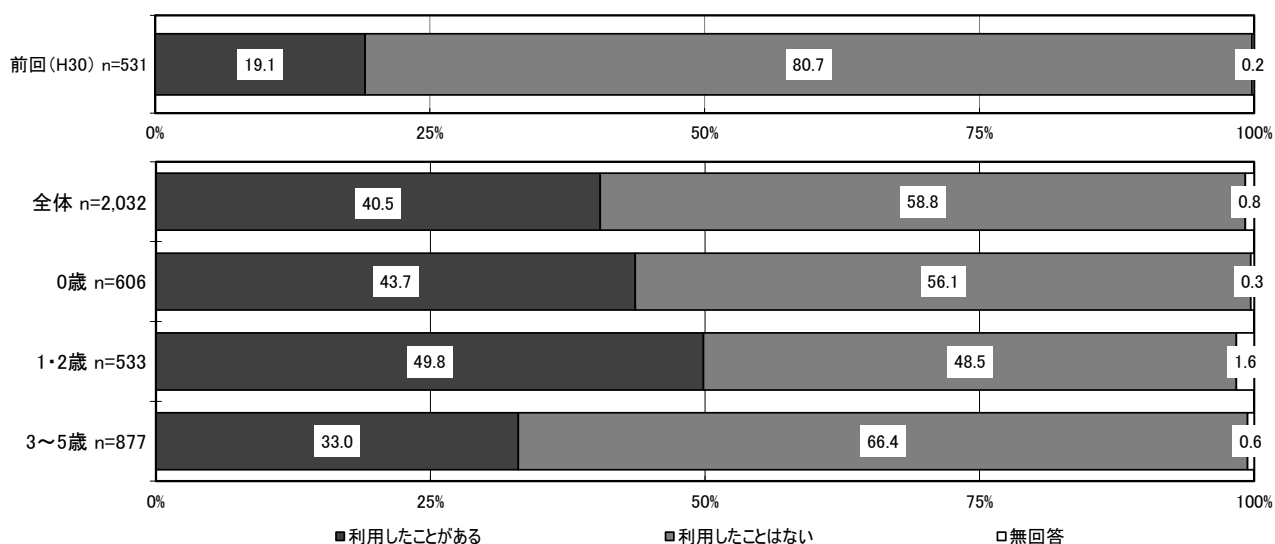
3. 調査結果

(1) こども・子育て支援ニーズ調査(保護者)結果

あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)を利用していますか。

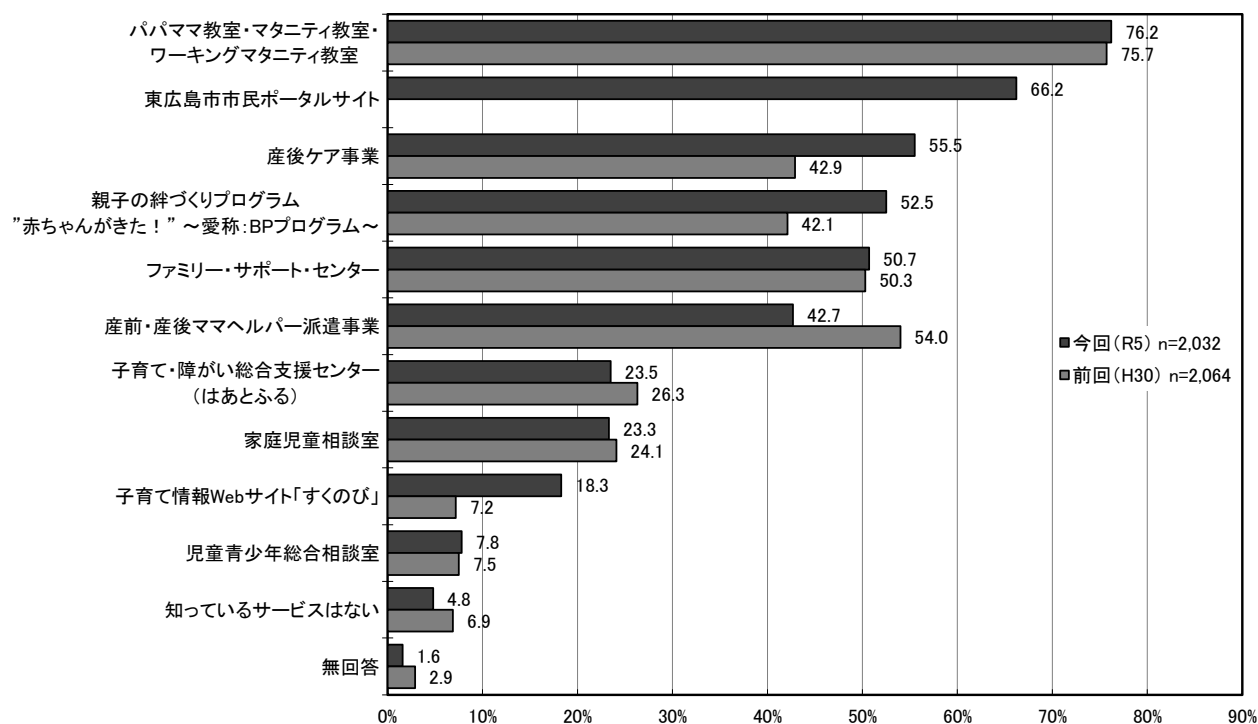


「出産・育児サポートセンターすくすく」を利用したことがありますか。

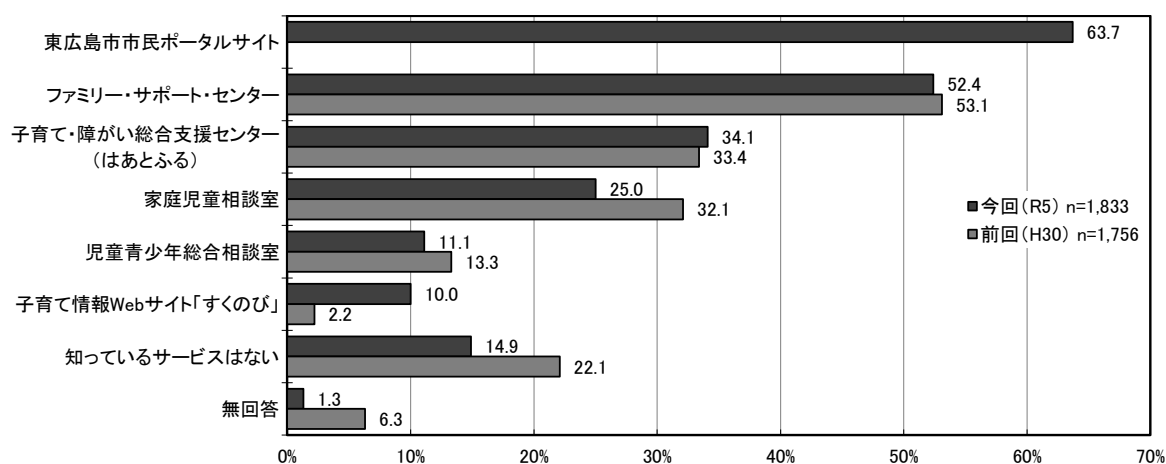


子育て支援サービスで知っているものを回答してください。

■就学前

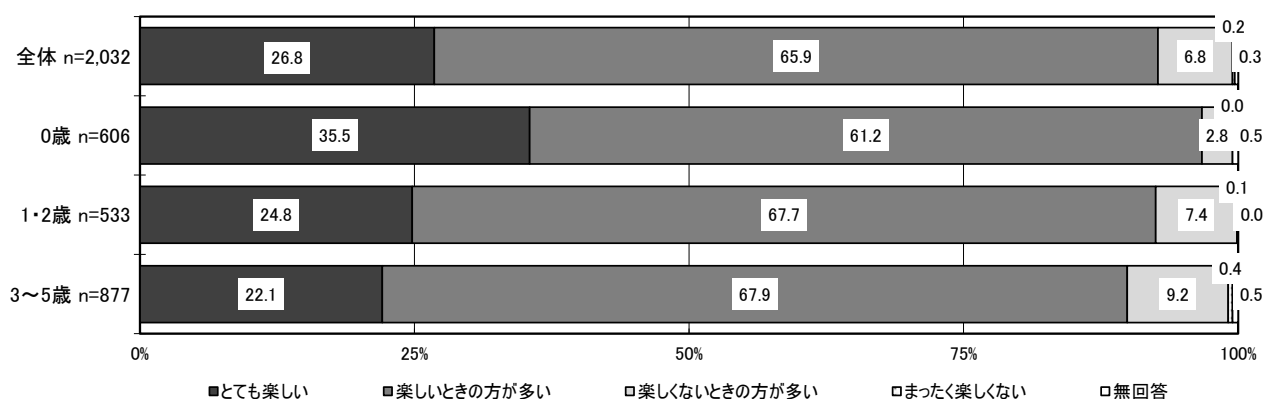


■小学生

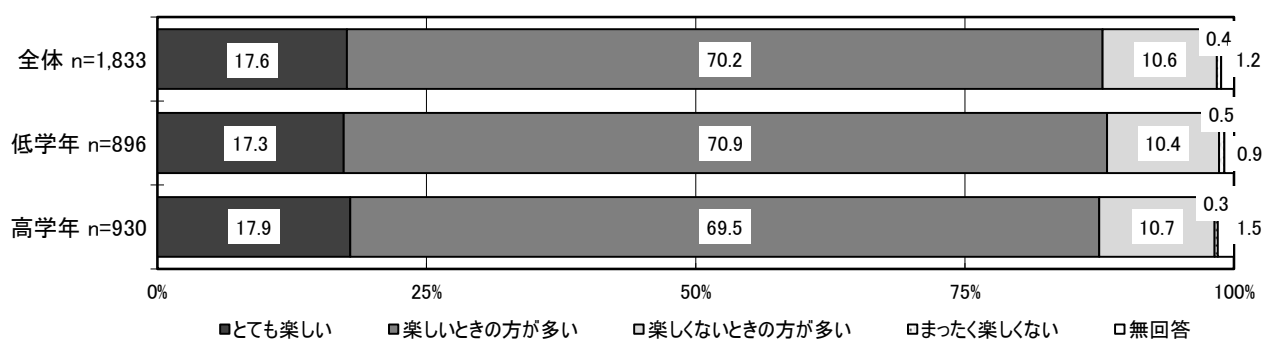


子育ては楽しいですか。

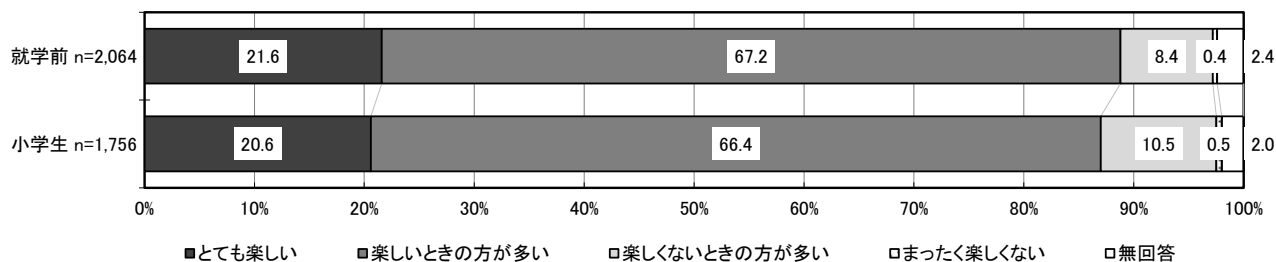
■就学前



■小学生

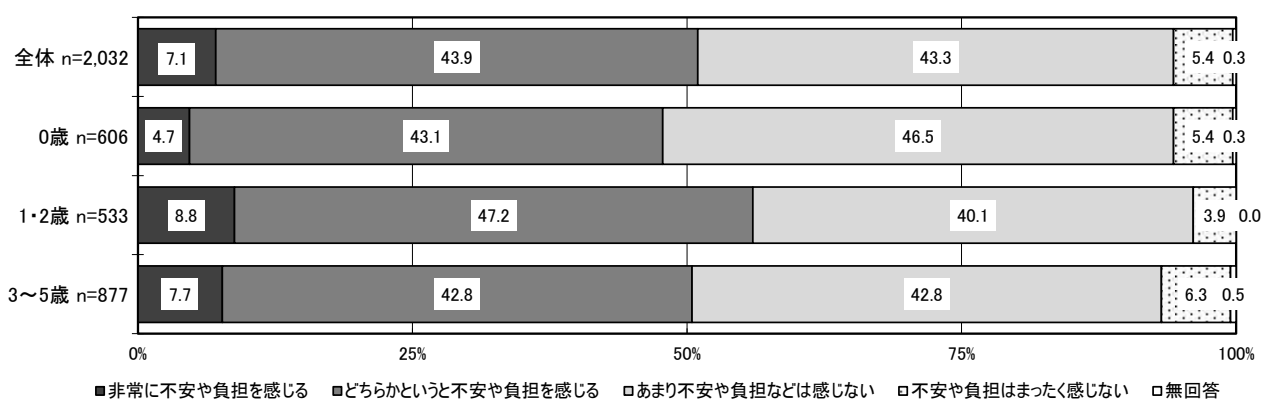


■前回(参考)

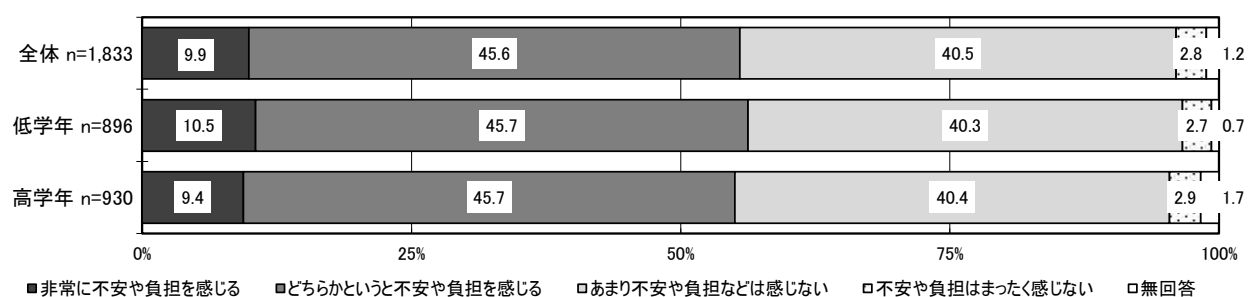


子育てに関して不安や負担を感じることがありますか。

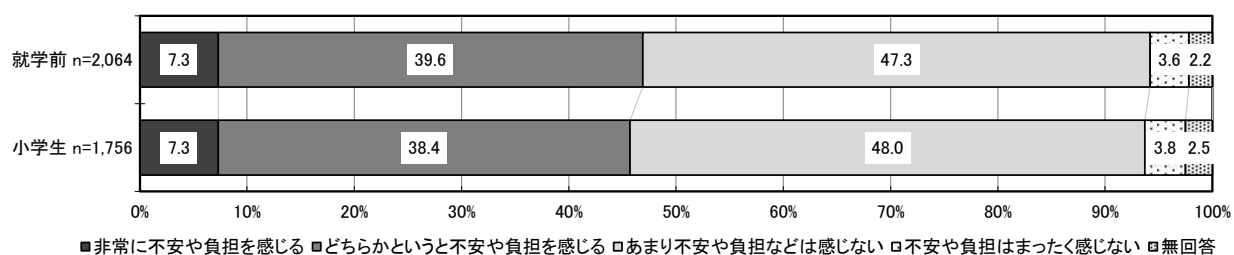
■就学前



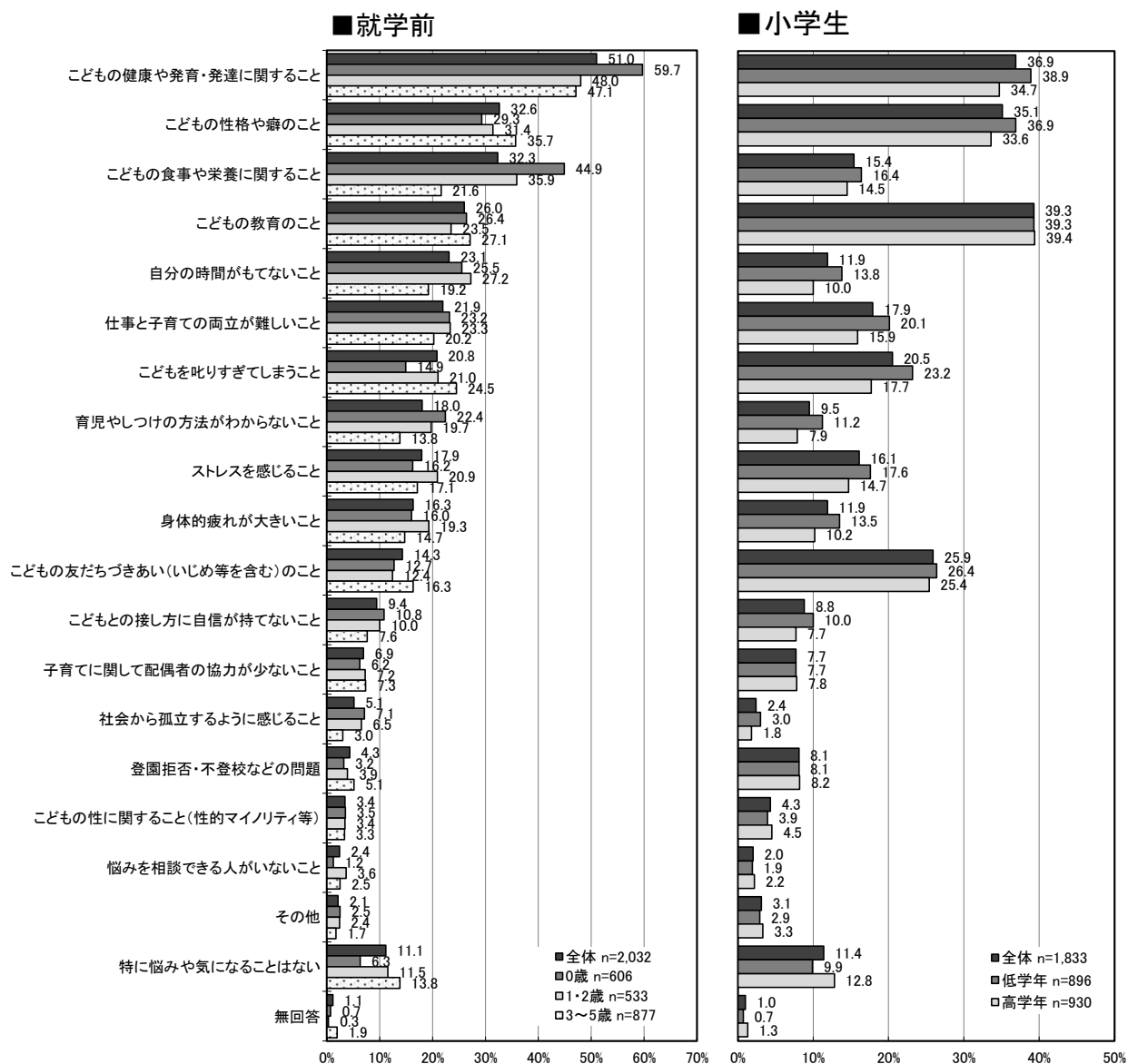
■小学生



■前回(参考)

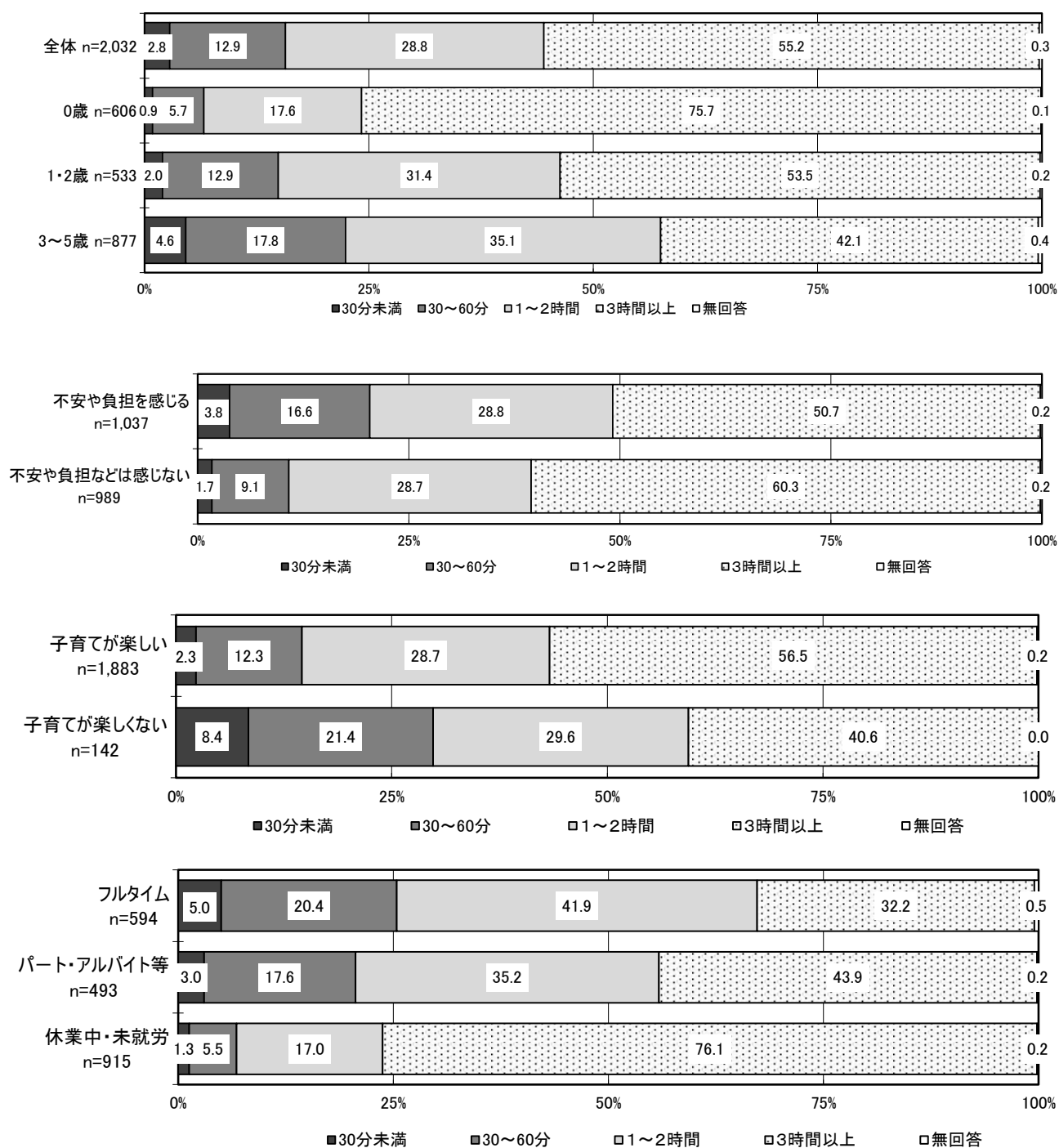


子育ての悩み、気になることはどのようなことですか。



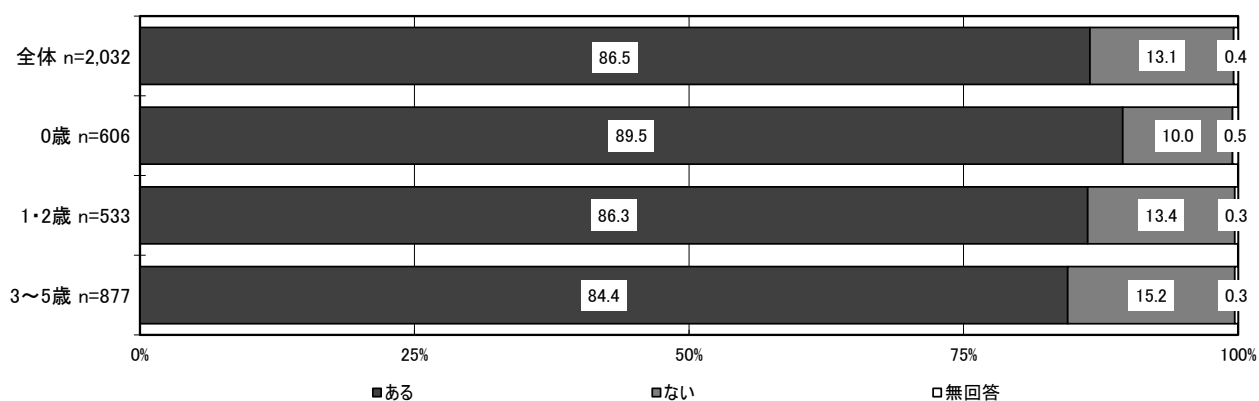
平日に子どもと対話したり触れ合ったりできる時間は1日平均どの程度ありますか。

■就学前

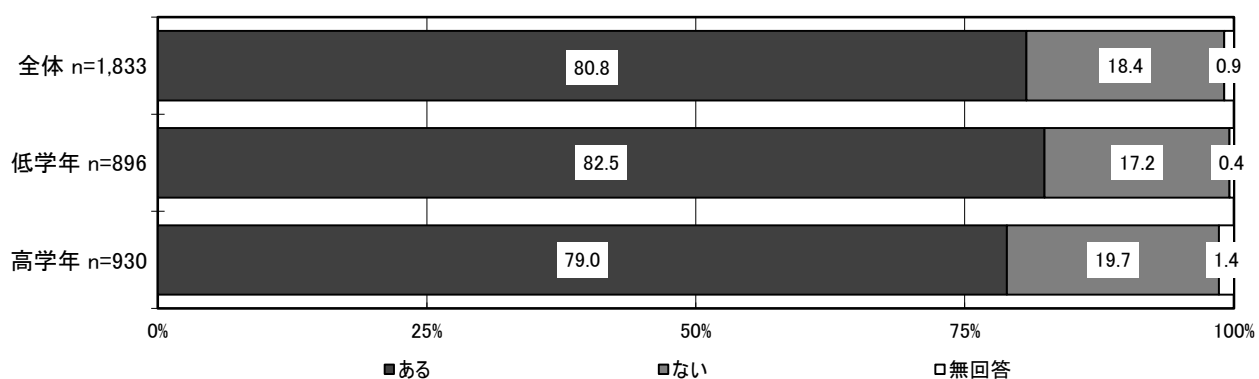


子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先(人・場所)はありますか。

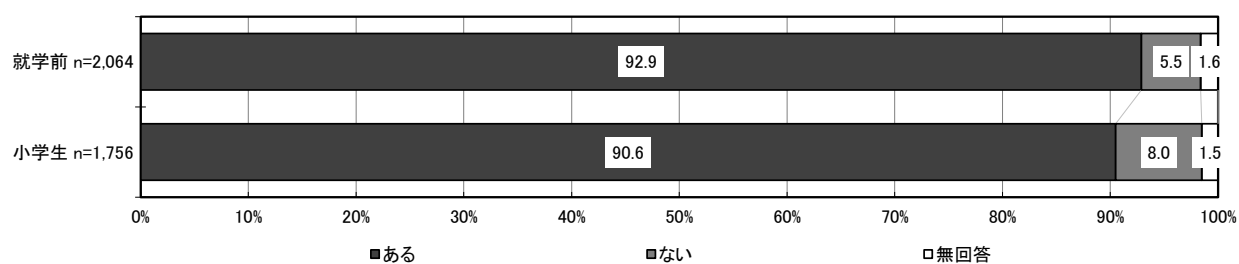
■就学前



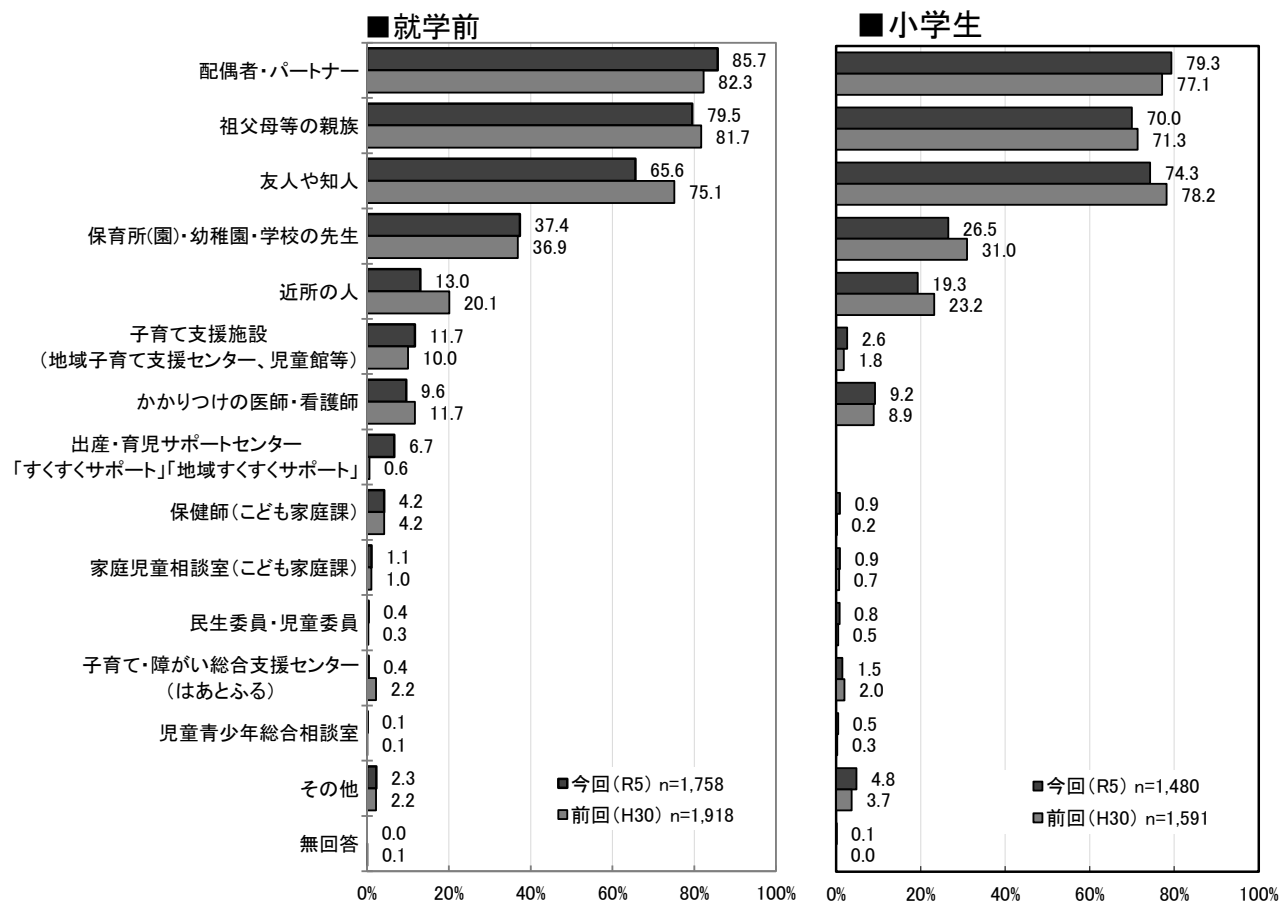
■小学生



■前回(参考)

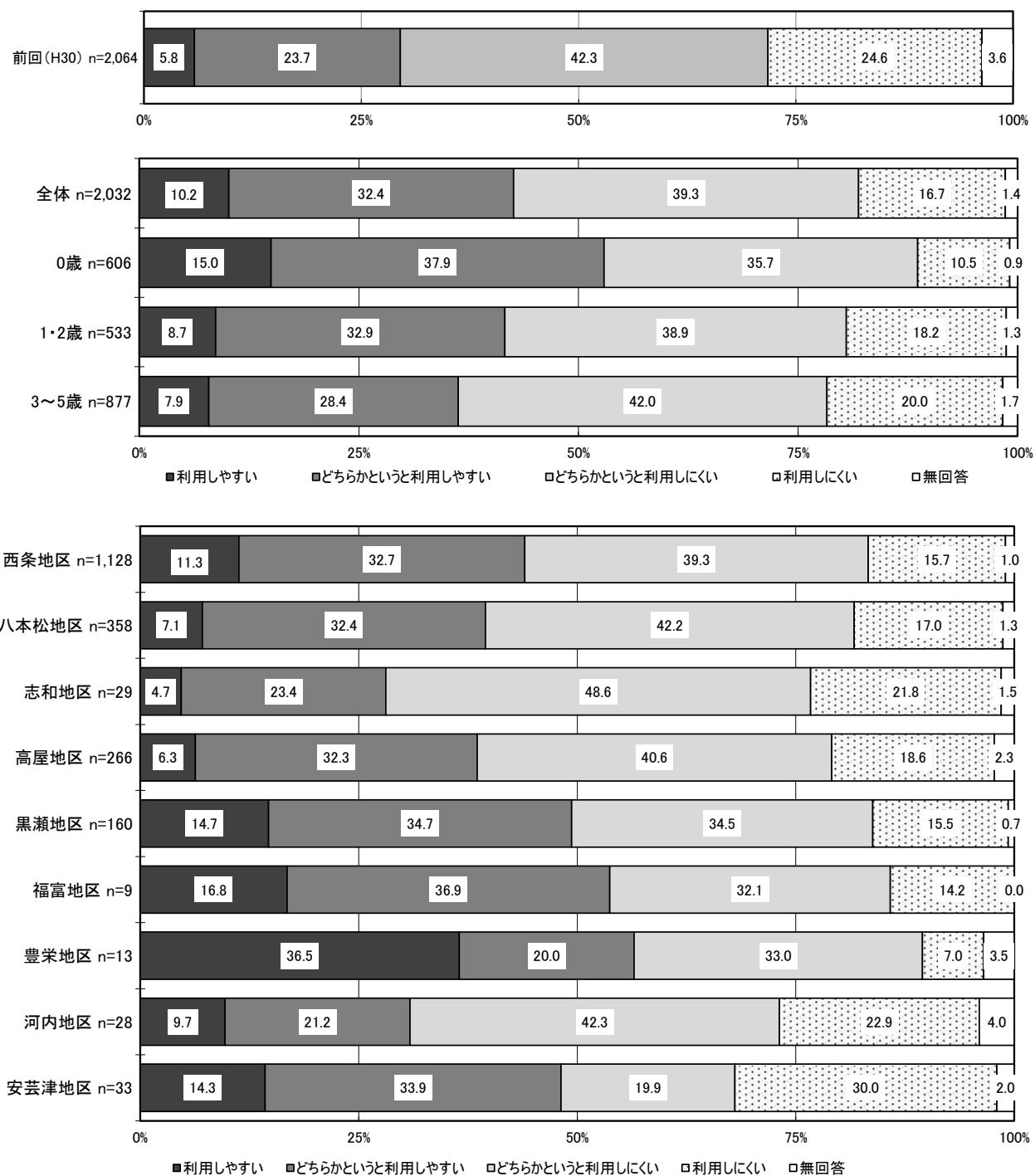


気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

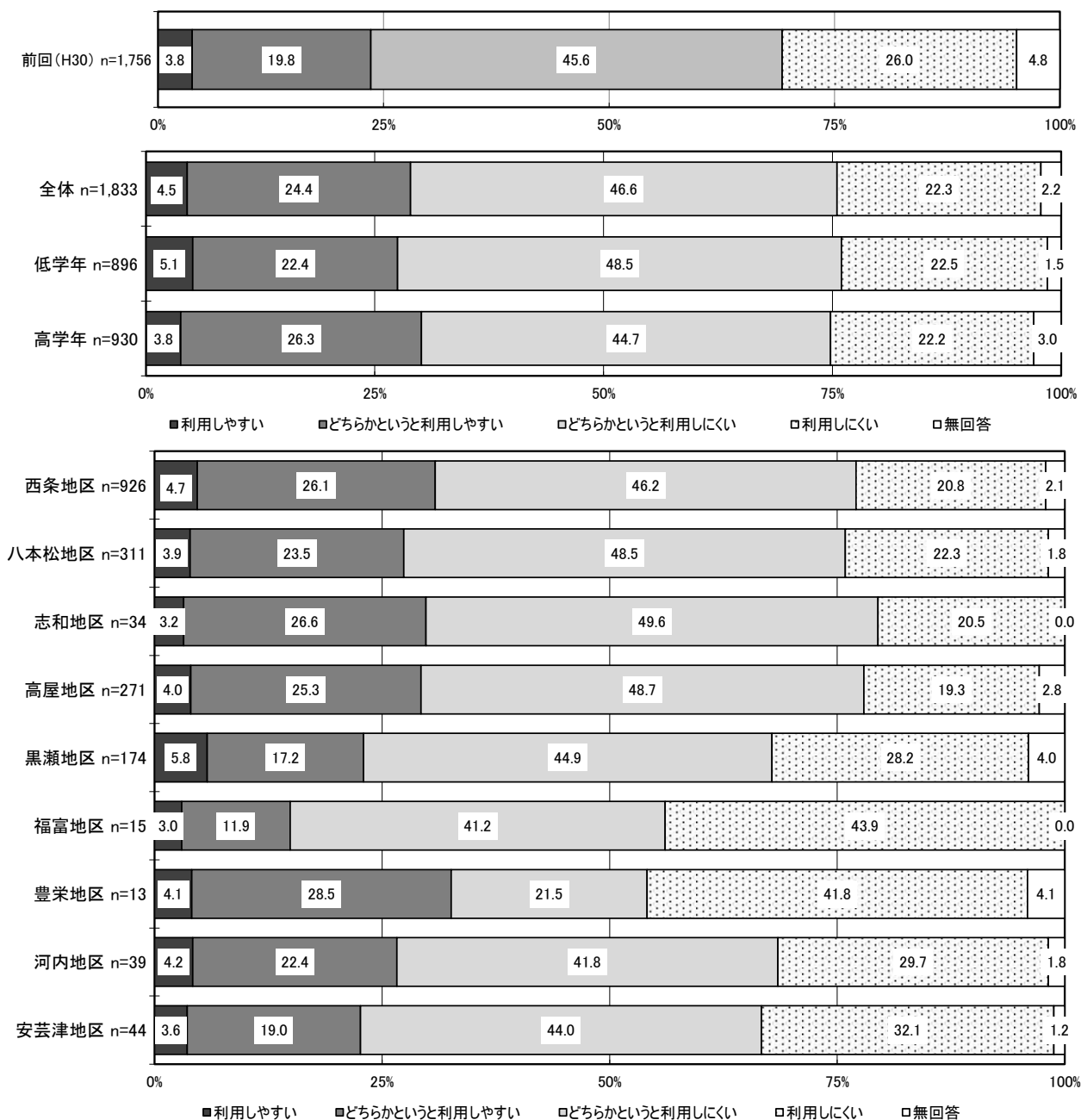


市などの公的な相談窓口を利用しやすいと思いますか。

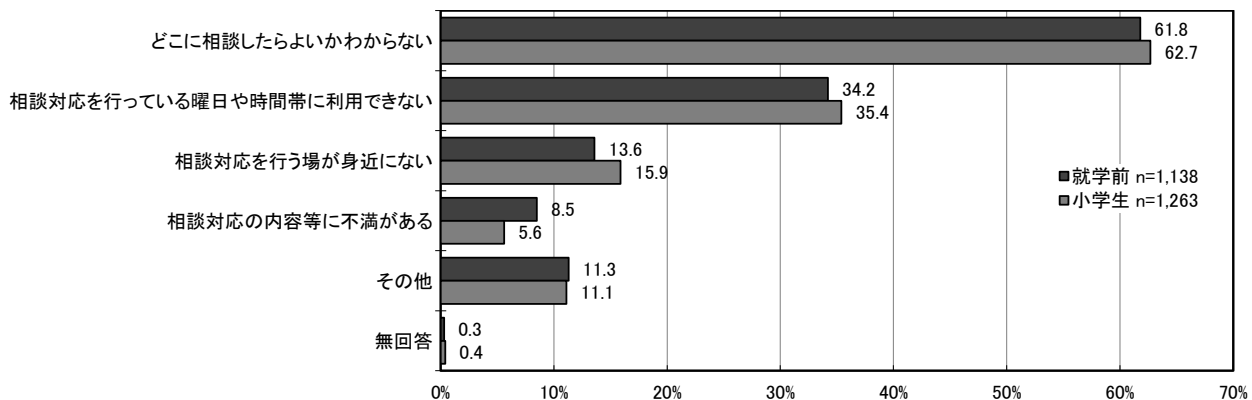
■就学前



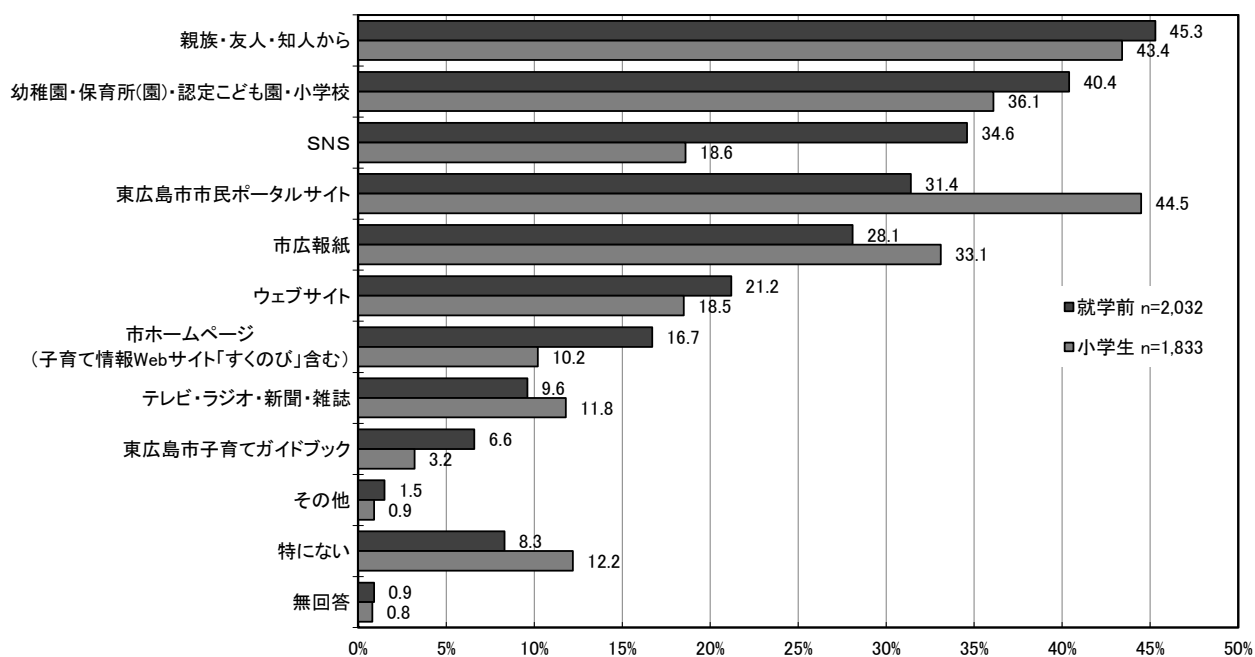
■小学生



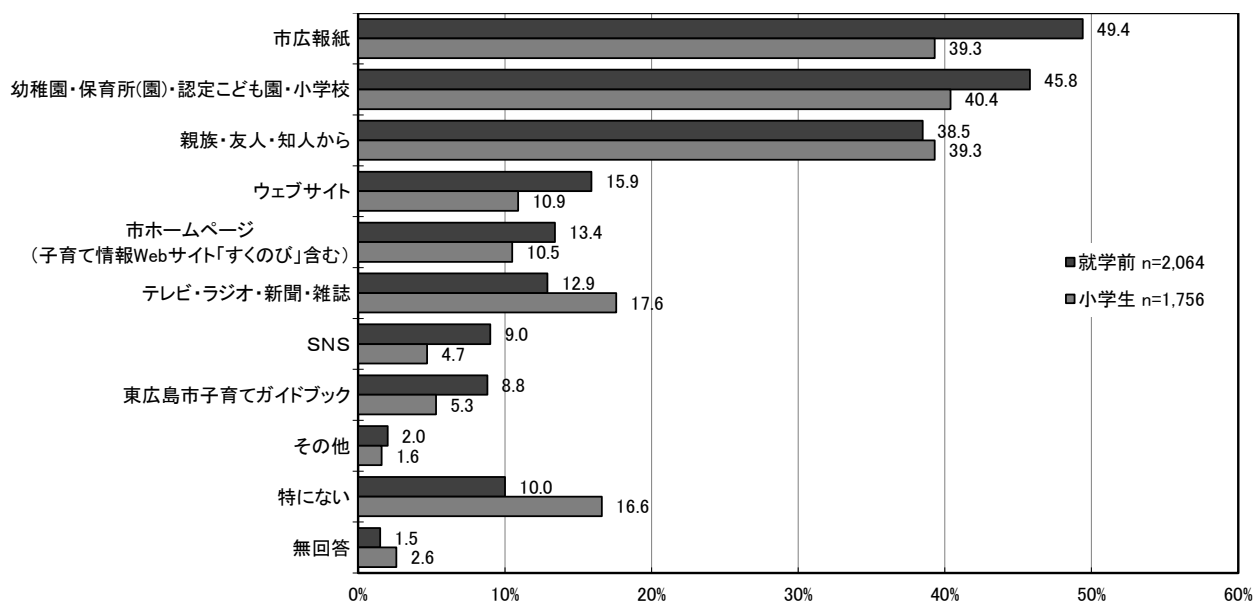
利用しにくいと思う理由は何ですか。



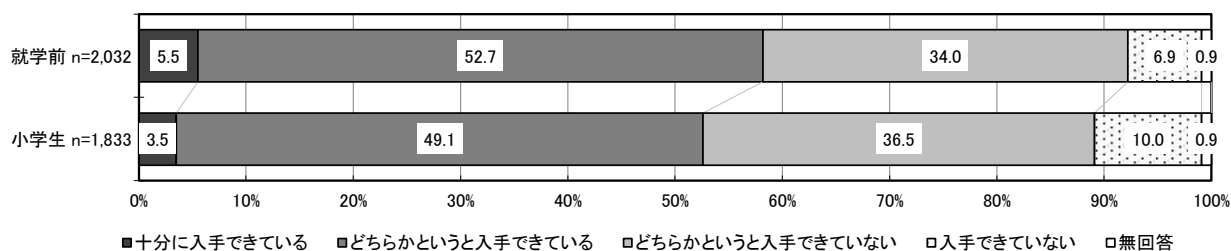
どのようにして子育て支援に関する情報を入手していますか。



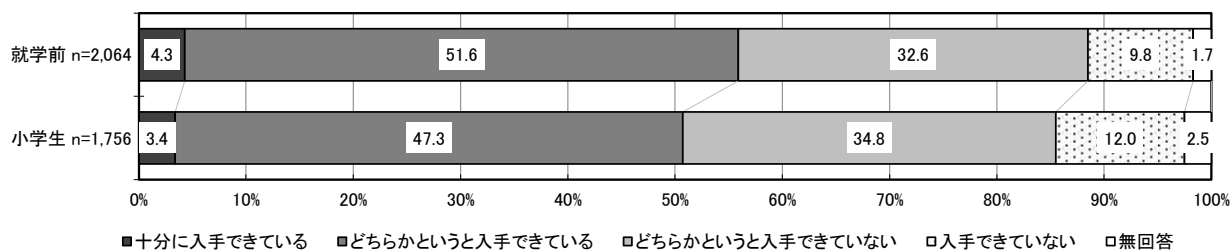
■ 前回(参考)



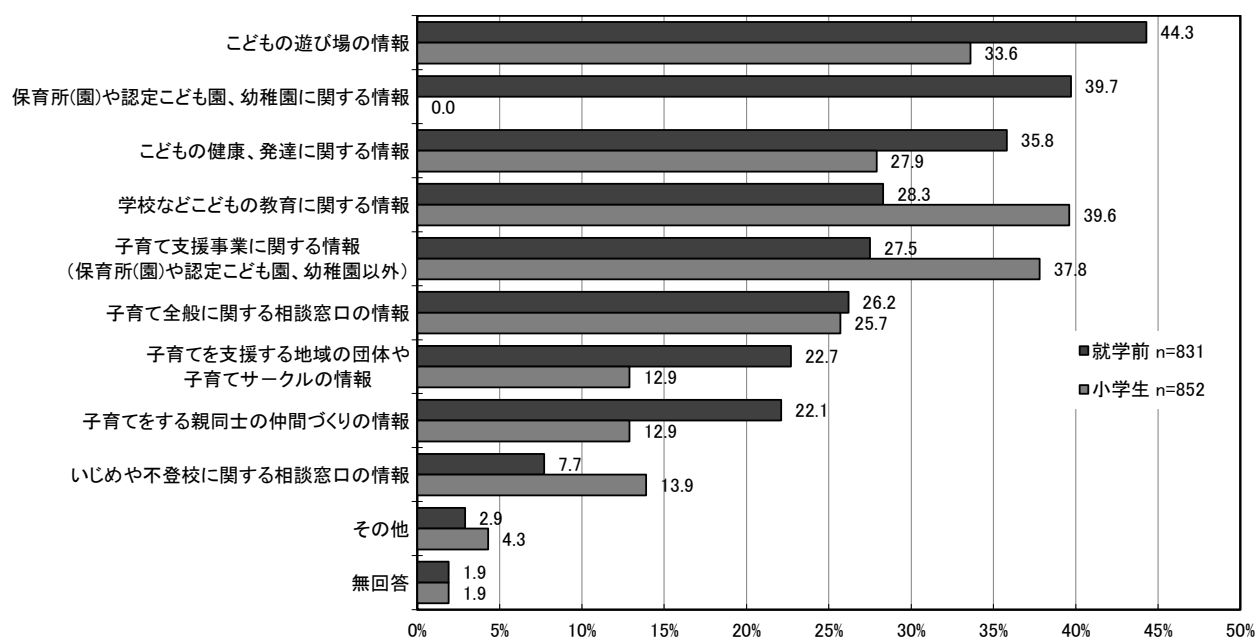
子育て支援に関する情報を十分に入手できていると思いますか。



■前回(参考)

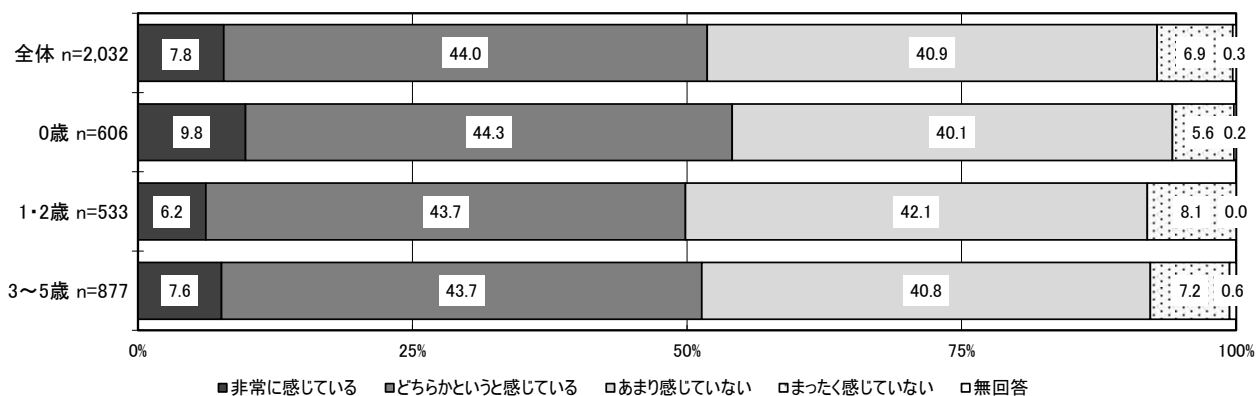


どのような情報が不足していると思いますか。

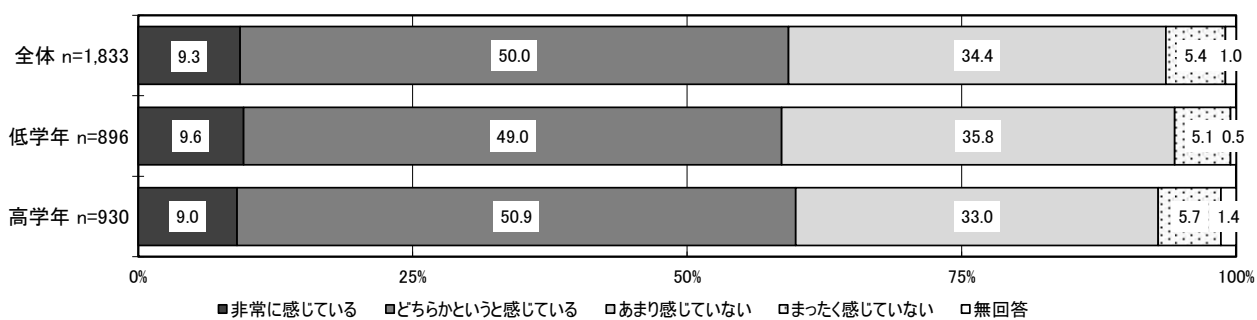


子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じますか。

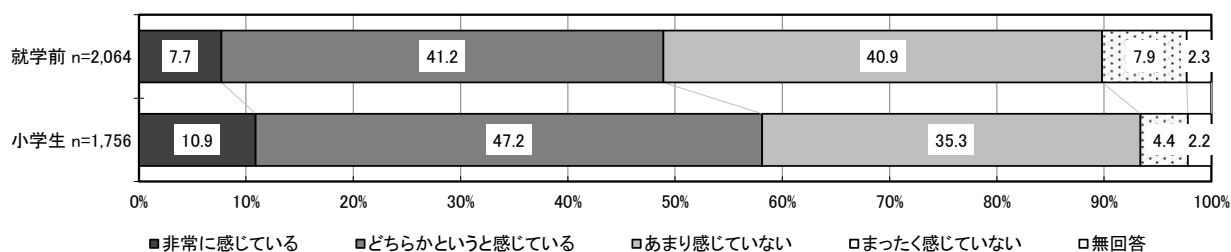
■就学前



■小学生

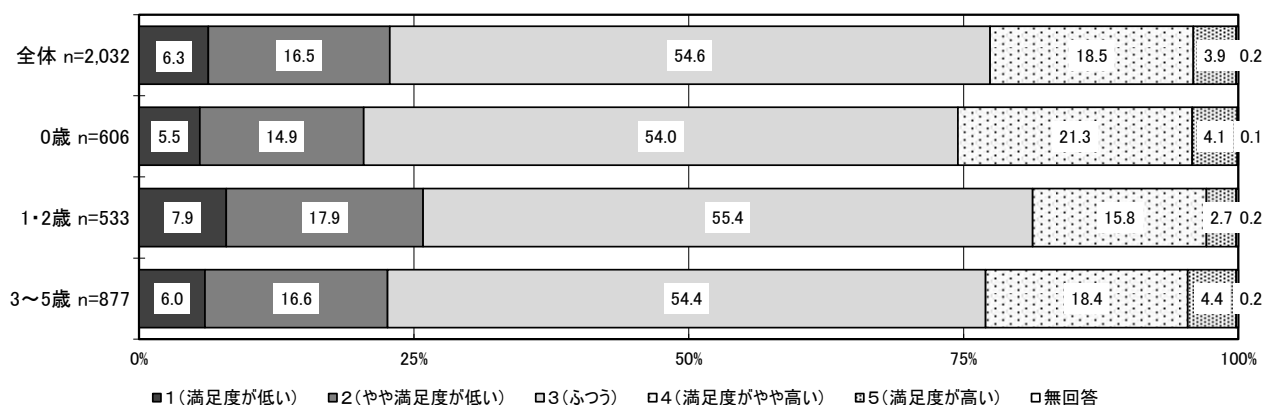


■前回(参考)

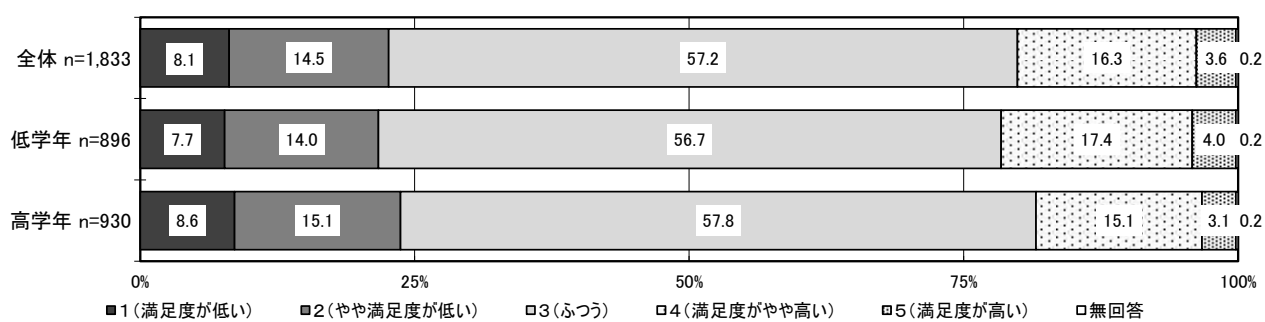


お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について教えてください。

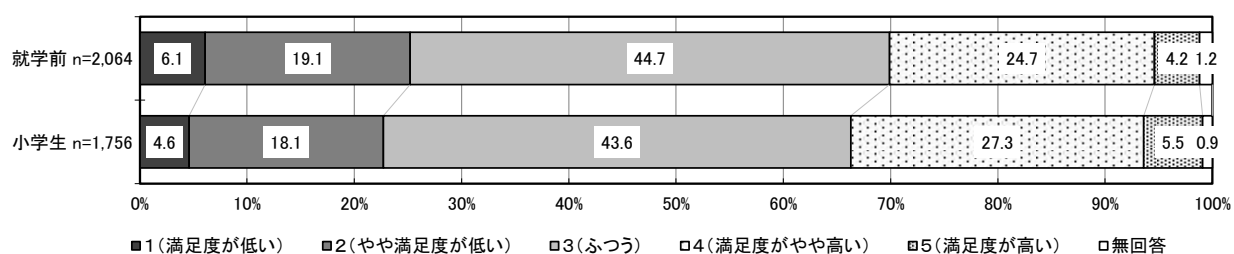
■就学前



■小学生

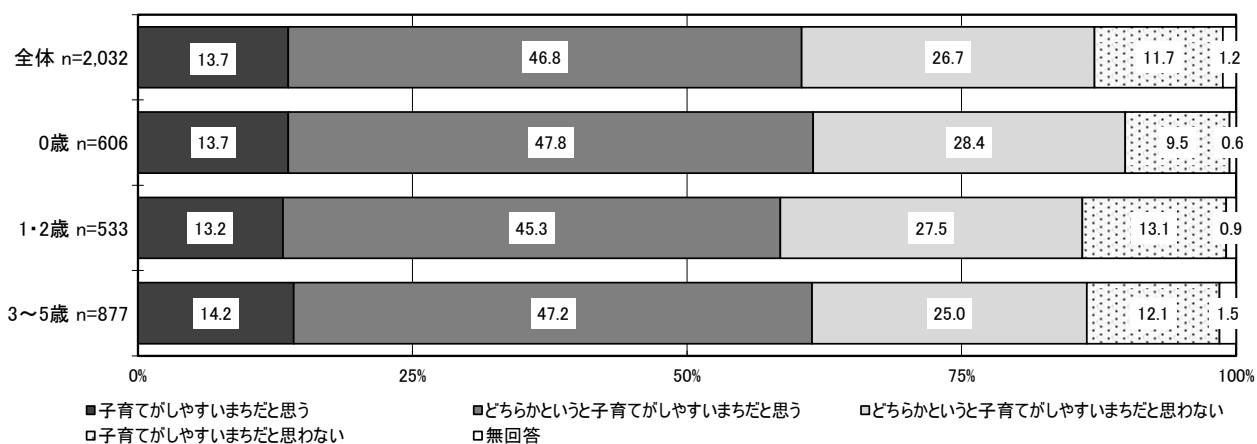


■前回(参考)

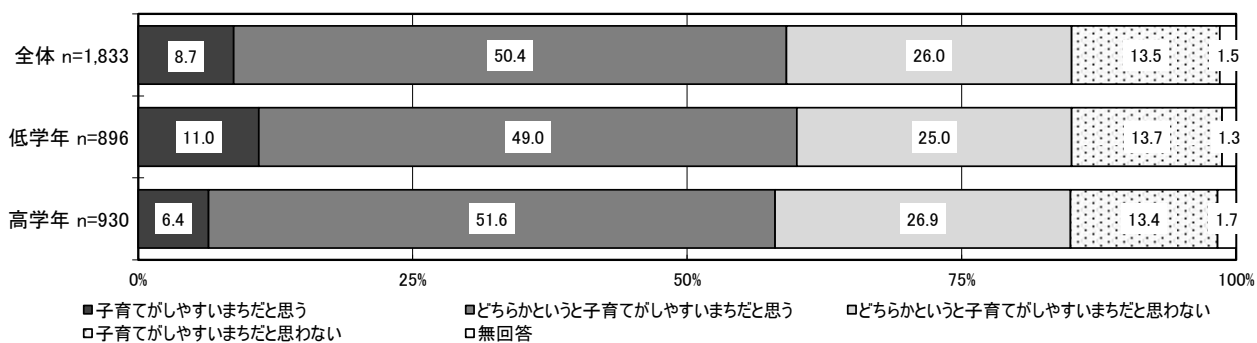


東広島市は子育てがしやすいまちだと感じますか。

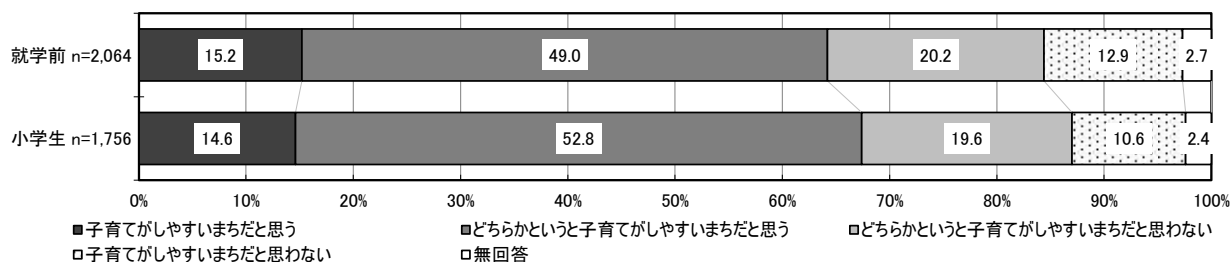
■就学前



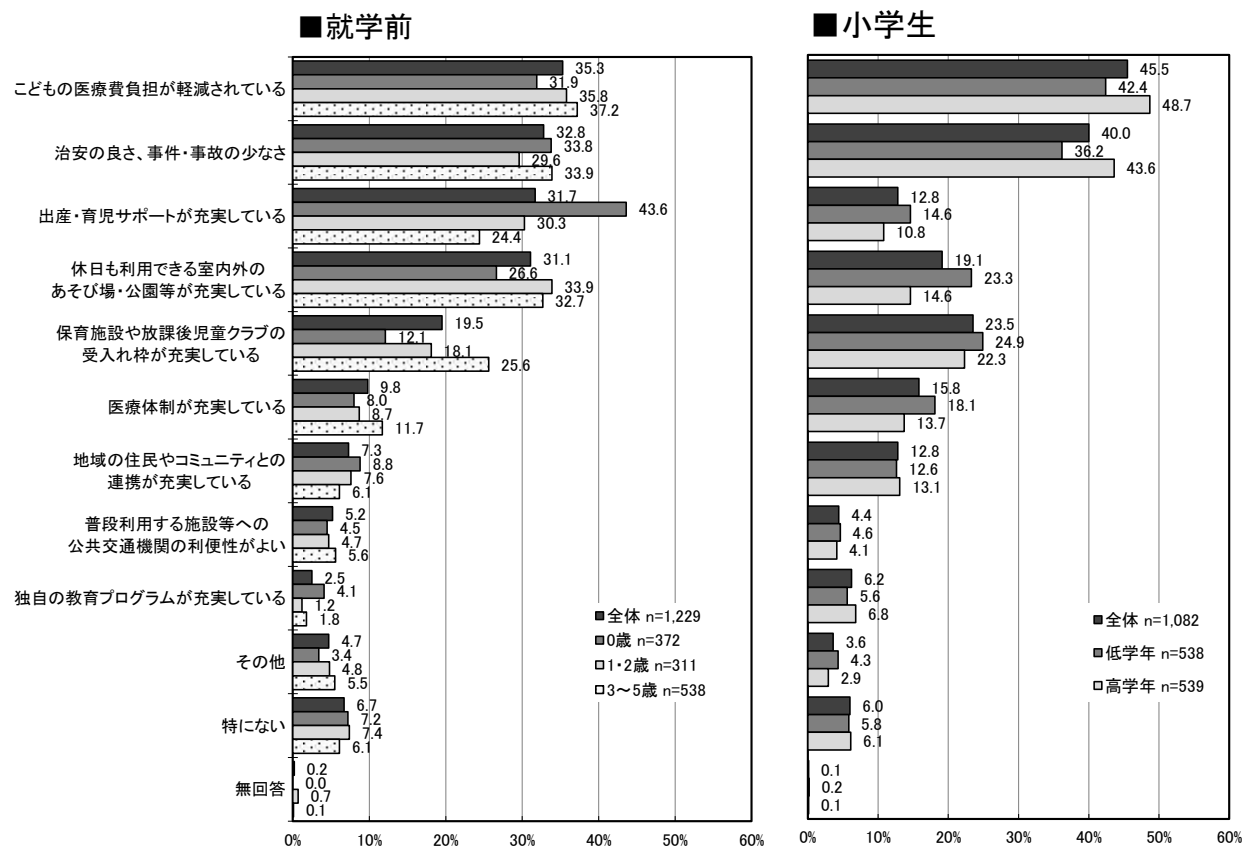
■小学生



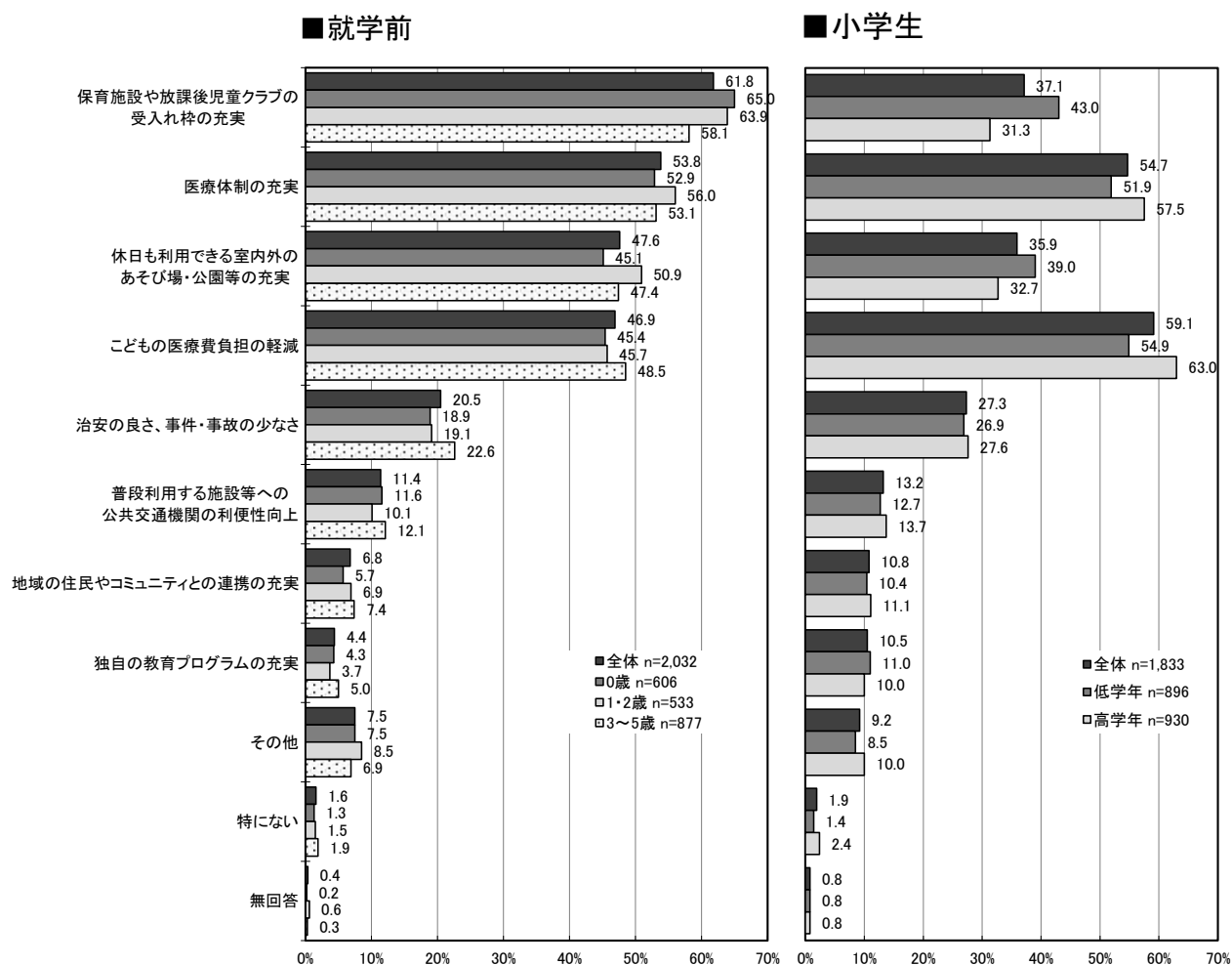
■前回(参考)



どういったところが子育てをしやすいまちであると感じますか。

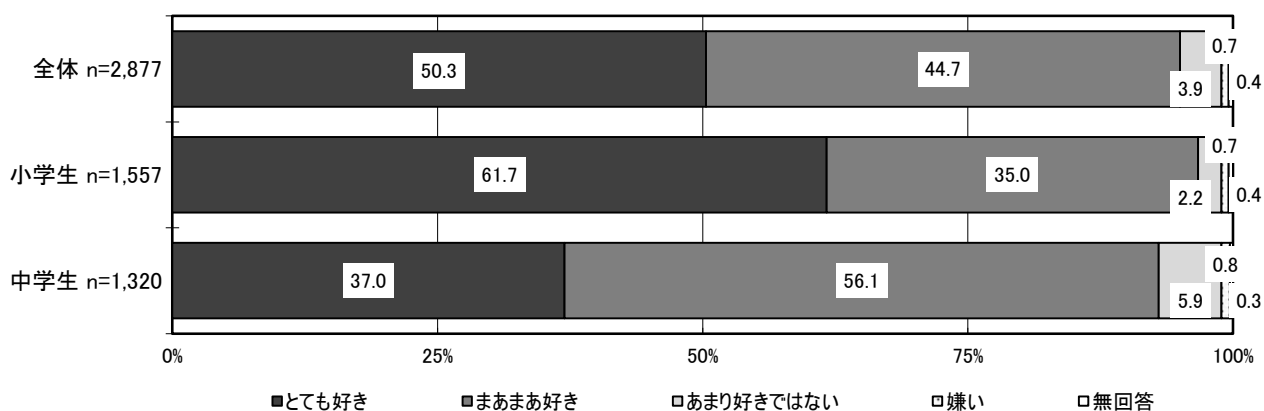


東広島市を子育てしやすいまちとするために大切なことはなんですか。

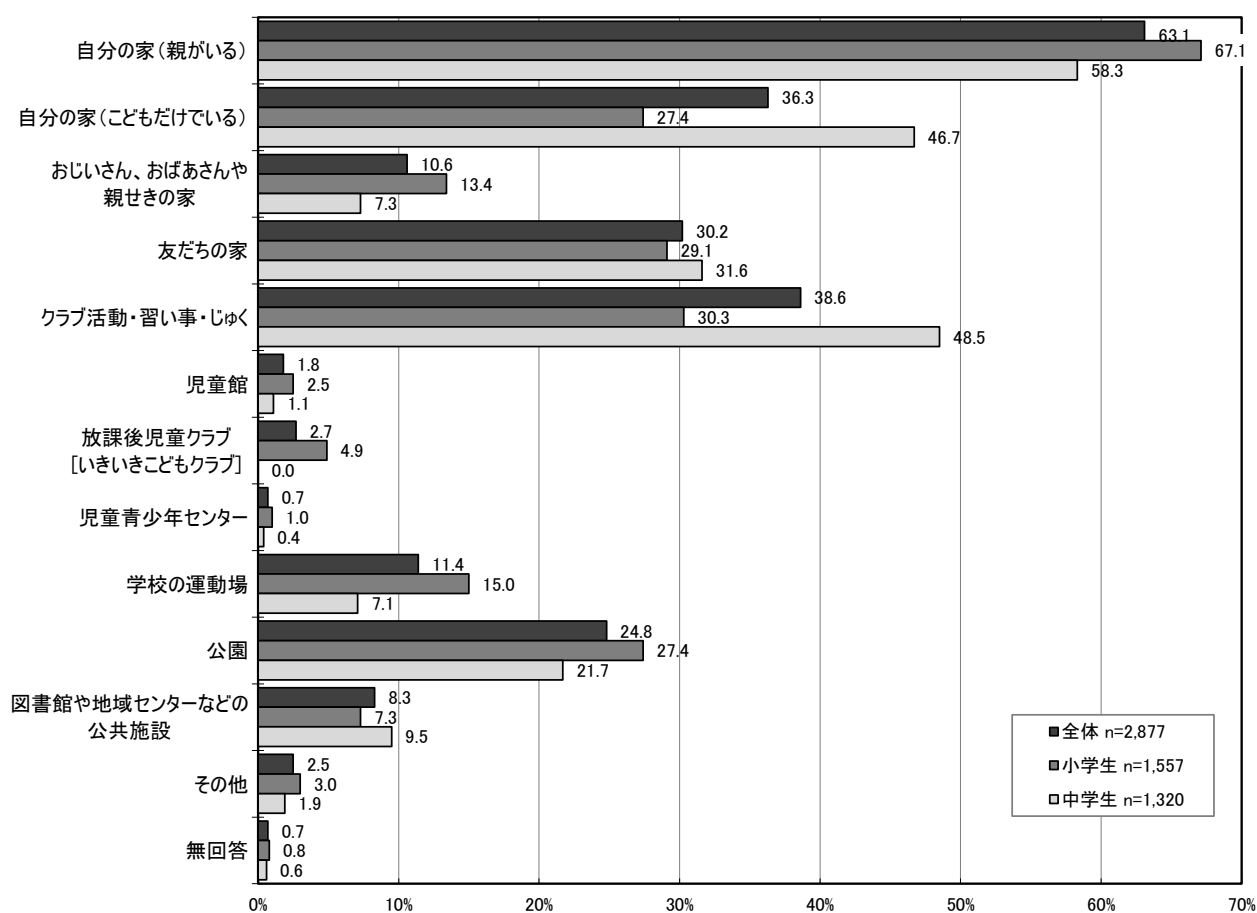


(2) こども・若者の意見聴取(アンケート調査)結果

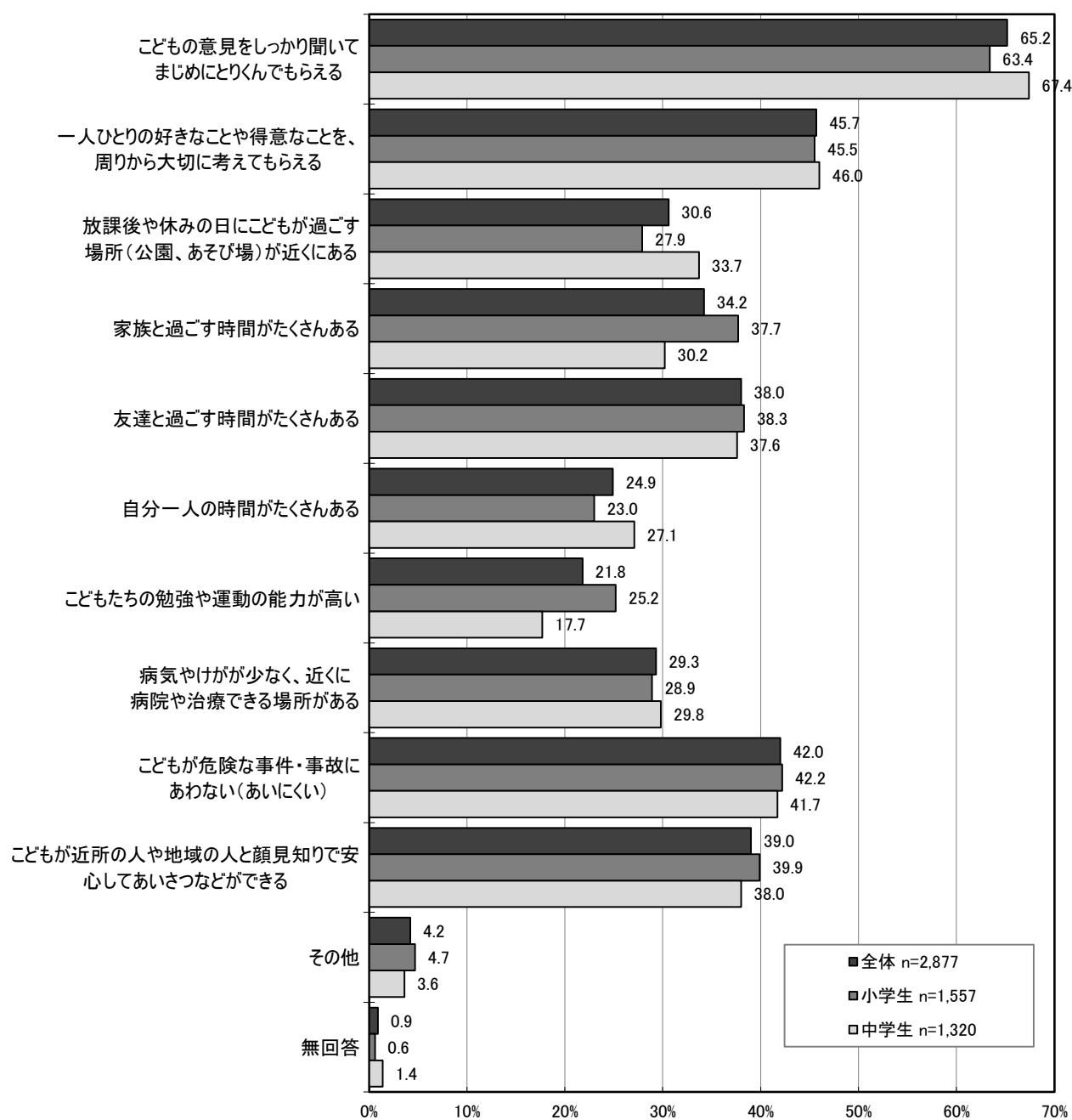
あなたは、あなたが住んでいるまちのことが好きですか。



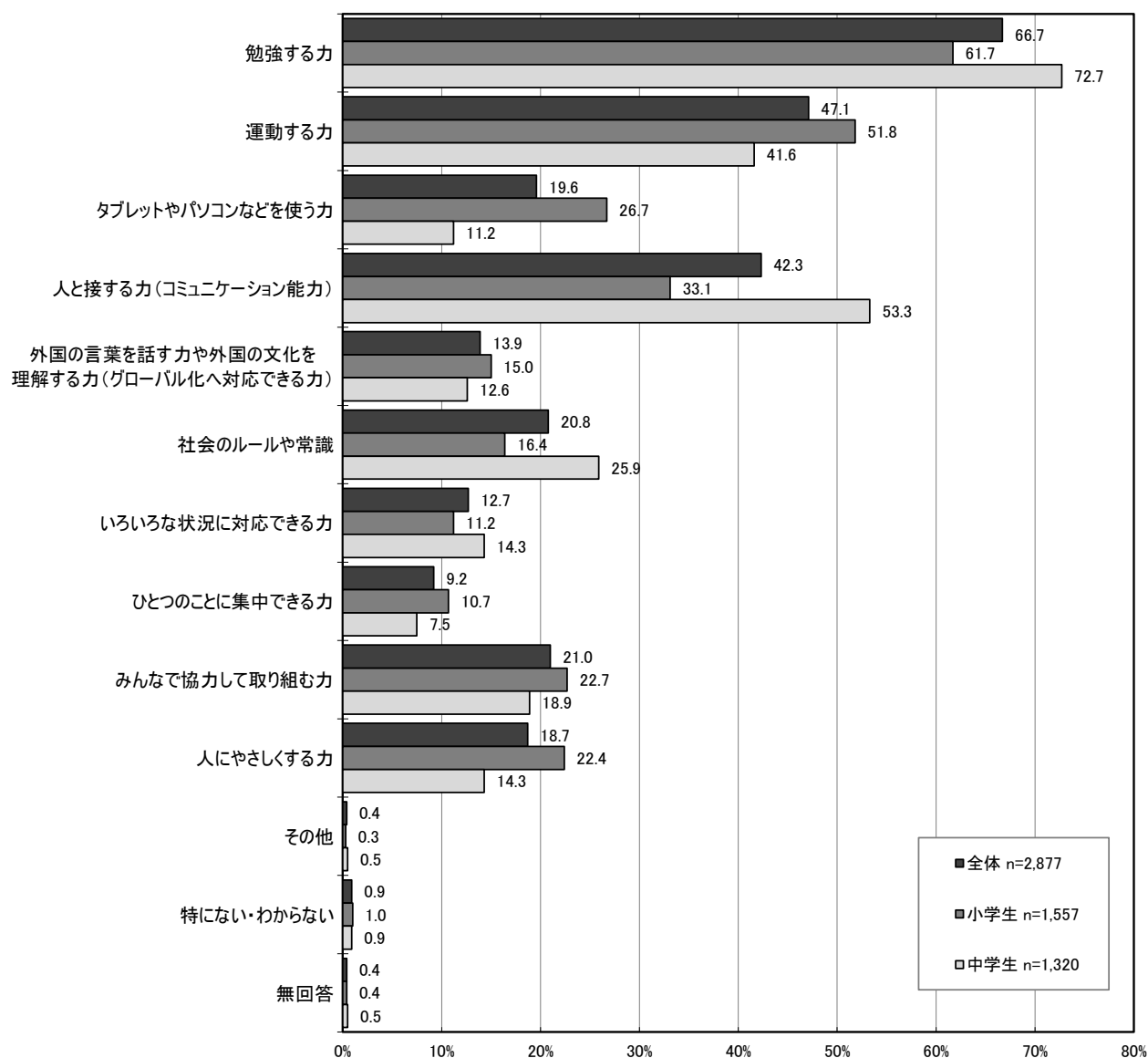
あなたは、放課後をどのような場所で過ごしたいと思いますか。



あなたにとっての「こどもまんなか社会」とはどういったものですか。



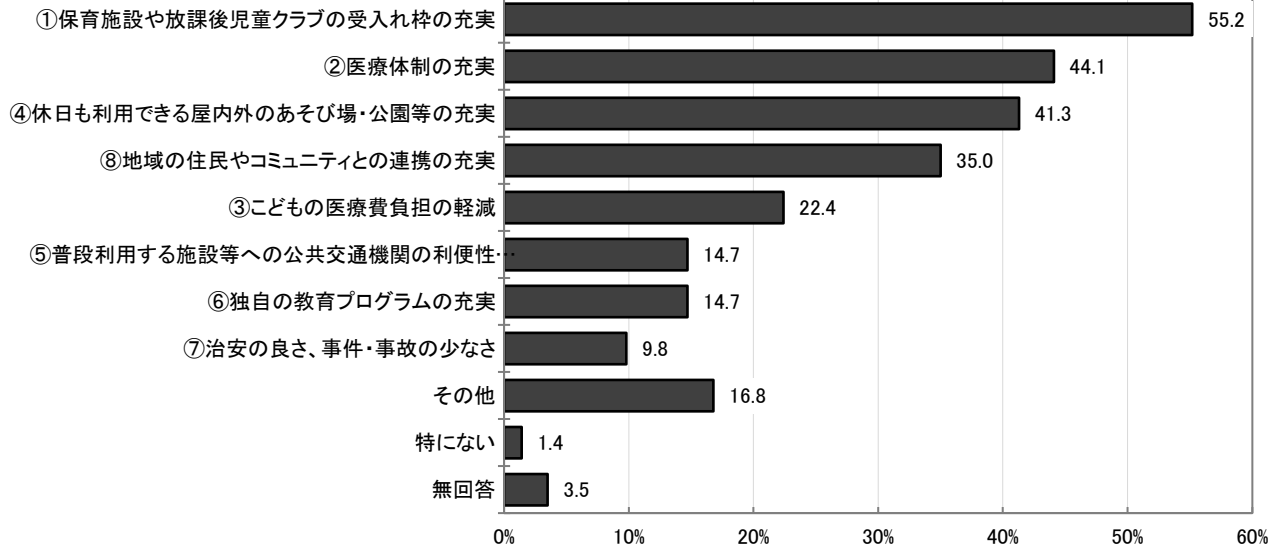
あなたは、学校生活でどんな力を身につけたいですか。



(3) 子育て支援事業者・団体、住民自治協議会へのアンケート調査結果

東広島市を子育てしやすいまちとするために必要なこと

(MA) n=143



主な活動クロス	上段:実数 下段:%	全体 n=113	子どもの教育・保育 n=50	親子の集いの場 n=38	子育て世帯の相談 等のサポート n=38	障害をもつ子どもの 援助 n=52	地域の課題解決 n=18	その他 n=15
保育施設や放課後児童クラブの 受入れ枠の充実	68 60.2	30 60.0	23 60.5	24 63.2	28 53.8	10 55.6	12 80.0	
医療体制の充実	55 48.7	24 48.0	19 50.0	22 57.9	27 51.9	9 50.0	8 53.3	
休日にも利用できる屋内外の あそび場・公園等の充実	48 42.5	21 42.0	16 42.1	12 31.6	23 44.2	6 33.3	6 40.0	
地域の住民やコミュニティとの 連携の充実	36 31.9	16 32.0	15 39.5	13 34.2	15 28.8	9 50.0	7 46.7	
子どもの医療費負担の軽減	19 16.8	12 24.0	5 13.2	7 18.4	7 13.5	3 16.7	-	
普段利用する施設等への 公共交通機関の利便性向上	17 15.0	6 12.0	5 13.2	9 23.7	11 21.2	2 11.1	1 6.7	
独自の教育プログラムの充実	16 14.2	10 20.0	3 7.9	5 13.2	9 17.3	3 16.7	-	
治安の良さ、事件・事故の少なさ	12 10.6	6 12.0	3 7.9	2 5.3	6 11.5	2 11.1	2 13.3	
その他	21 18.6	8 16.0	7 18.4	8 21.1	10 19.2	2 11.1	3 20.0	
特になし	1 0.9	1 2.0	-	-	-	1 5.6	-	
無回答	3 2.7	1 2.0	3 7.9	1 2.6	1 1.9	1 5.6	1 6.7	

【主な意見の抜粋】

- ・総じて、子どもと親が安心して生活できる環境、子育て世代の親が働きながら自分らしく生きていける環境づくりが求められている。
- ・子育て世帯(親)の育児負担軽減のための支援や働きたい母親の社会復帰に向けた支援、医療(病院)の充実、あそび場等の居場所の確保が挙げられる。
- ・課題を抱える子どもに対しての支援についても挙げられている。

取組(事業)を通じて感じられるこどもが抱える課題

【主な意見の抜粋】

- 遊べる場所、遊べる相手、遊びの経験が不足している意見が挙げられている。
- 発達等障がいに関する理解や保護者の対応に関する意見が挙げられている。
- 不登校やこども自身のコミュニケーション力不足に関しても意見が挙げられている。

【参考】主な意見

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 安心して話せる人の不在 • こどものコミュニケーション能力が低下 • こどもの安全な遊び場が不足している • こどもの育成環境に問題がある • こどもの学校生活に問題がある • こどもの虐待問題が存在する • こどもの居場所が不足している • こどもの教育格差が存在する • こどもの健康管理に問題がある • こどもの自由な遊び時間が不足 | <ul style="list-style-type: none"> • こどもの発達支援が不足している • こどもの遊び場の不足 • 人間関係や学習の課題 • 長時間保育の問題 • 通学環境の不便さ • 発達障がいのこどもの増加 • 福祉サービスの不足 • 保護者の仕事によるこどもの居場所不足 • 保護者の子育ての不安 • 友人との関わり方の問題 |
|--|---|

取組(事業)を通じて感じられる保護者が抱える課題

【主な意見の抜粋】

- こどもが抱える課題と同様であるといった意見がある。
- 子育てやこどもに関しての知識・経験不足、それらの相談やコミュニケーションの場がない事などが挙げられている。
- 仕事と子育ての両立が難しい事、地域や他人を頼れないことなどが挙げられている。

【参考】主な意見

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • こどもとの適切な関わり方がわからない • こどもの教育や育成についての懸念 • こどもの健康や発達に関する心配 • こどもの将来に対する不安や期待 • こどもの特性や発達についての理解不足 • こどもの発達についての情報過多 • こどもの発達や行動に対する不安 • こどもの預け先や保育環境の問題 • 子育てと仕事の両立の難しさ • 子育てにおける孤立感や孤独感 | <ul style="list-style-type: none"> • 子育てに関する不安や悩みが多い • 子育てに関する不安や悩みが多い • 子育てに対する社会的な理解の不足 • 子育ての負担感や疲労感 • 子育て支援の場や相談先の不足 • 子育て支援の情報や機関が不足している • 子育て中の孤独感や孤立感 • 障がいを持つこどもや保護者の支援の必要性 • 保護者の働き方や生活環境の問題 • 保護者間のコミュニケーションや連携の問題 |
|--|--|

取組(事業)を通じて感じられる家庭を取り巻く課題

【主な意見の抜粋】

- 家庭という枠だけではなく、近くや周りとのコミュニケーション、巻き込む考え方ができないこと、またつながりを作れていない状況・環境が課題とされている。
- こどもの(安全に、自由に、広々と)あそべる場が少ないことが課題とされている。

【参考】主な意見

- | | |
|----------------------|-------------------|
| • 公共スペースの不足 | • 地域の交流やコミュニティの問題 |
| • こどもの放課後の安全確保問題 | • 地域の高齢化問題 |
| • こどもの遊び場が不足している | • 地域の子育て環境の整備 |
| • 子育て家庭と地域社会のつながり不足 | • 地域の情報理解力の問題 |
| • 子育て世帯と高齢者世帯の交流希薄 | • 地域の人口や出生率の問題 |
| • 障がいを持つこどもの保育に関する問題 | • 地域の伝統行事の継承困難 |
| • 新住民と地域の情報共有の困難さ | • 地域の福祉サービスの問題 |
| • 地域コミュニティの希薄化 | • 地域内の安全問題 |
| • 地域との連携が難しくなっている | • 保育園の待機問題 |
| • 地域の医療環境の問題 | • 保育園や学校へのアクセス問題 |

「家庭が抱える課題」を解決するために取り組みたいこと

【主な意見の抜粋】

- こどもを預けられる場、遊べる場、親子で過ごせる場、親同士・地域の方と交流できる場、など様々な場づくりに関する意見が挙げられている。
- 悩み等の相談支援や気軽に話ができる環境が必要であるとされている。

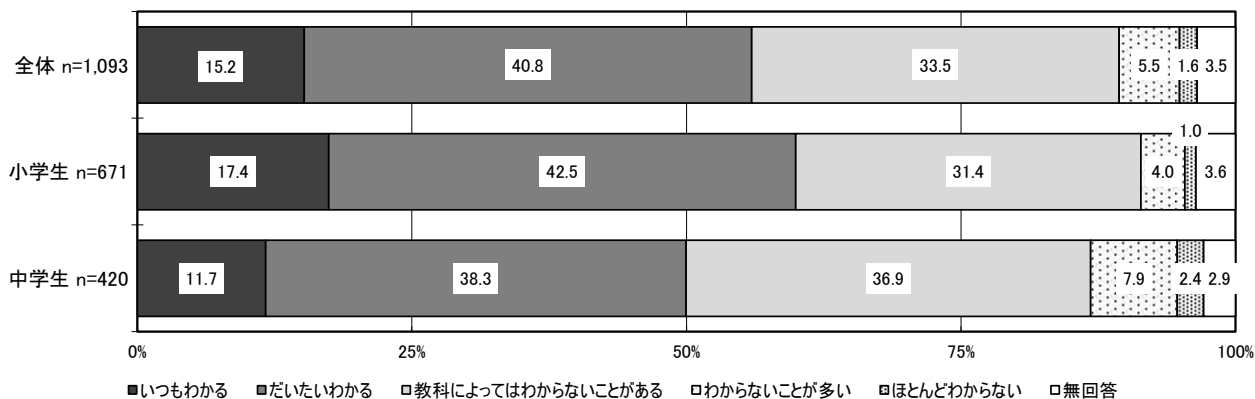
【参考】主な意見

- | | |
|----------------------|----------------|
| • 安全な環境と場所の提供 | • 地域との連携と情報共有 |
| • こどもと保護者への個別サポート | • 地域活動やイベントの開催 |
| • こどもの安全と健康を守る活動 | • 地域交流の場の提供 |
| • こどもの自然体験の提供 | • 地域施設との連携強化 |
| • こどもの発達支援活動 | • 地域全体での子育て支援 |
| • 子育て環境の改善提案 | • 適切な情報提供と相談対応 |
| • 子育て支援センターの利用促進 | • 不登校児童への対策と支援 |
| • 子育て支援とコミュニケーションの強化 | • 保護者との信頼関係の構築 |
| • 食育と自然体験活動の推進 | • 保護者の孤立防止策 |
| • 親子の絆を深める活動 | • 保護者同士の交流の促進 |

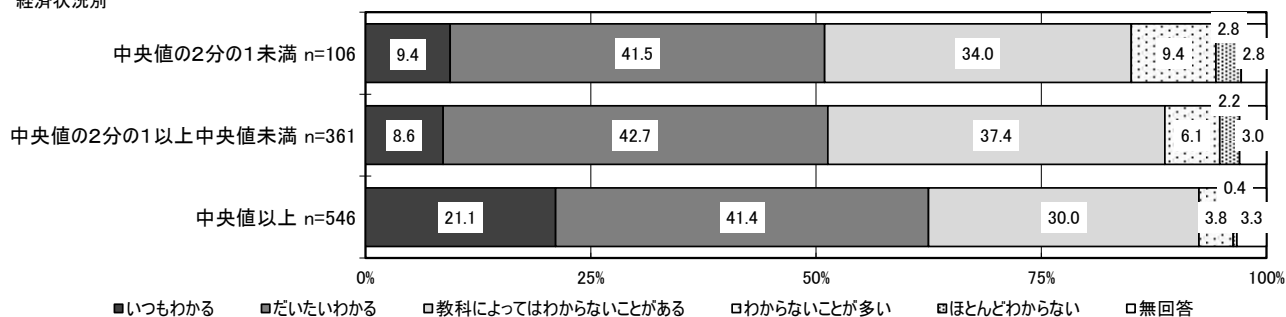
(4) 広島県子供の生活に関する実態調査結果

①小学生・中学生への調査

授業がわからないこと

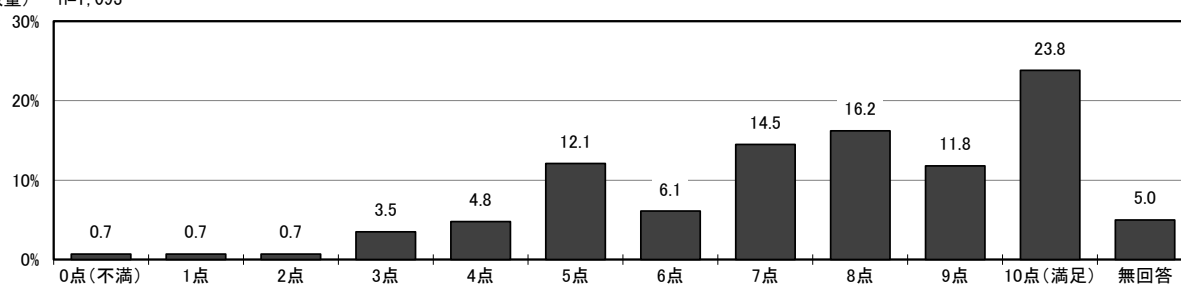


経済状況別

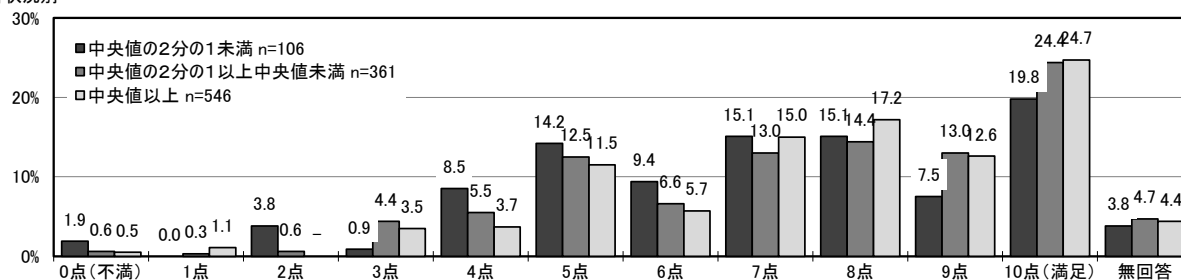


生活満足度

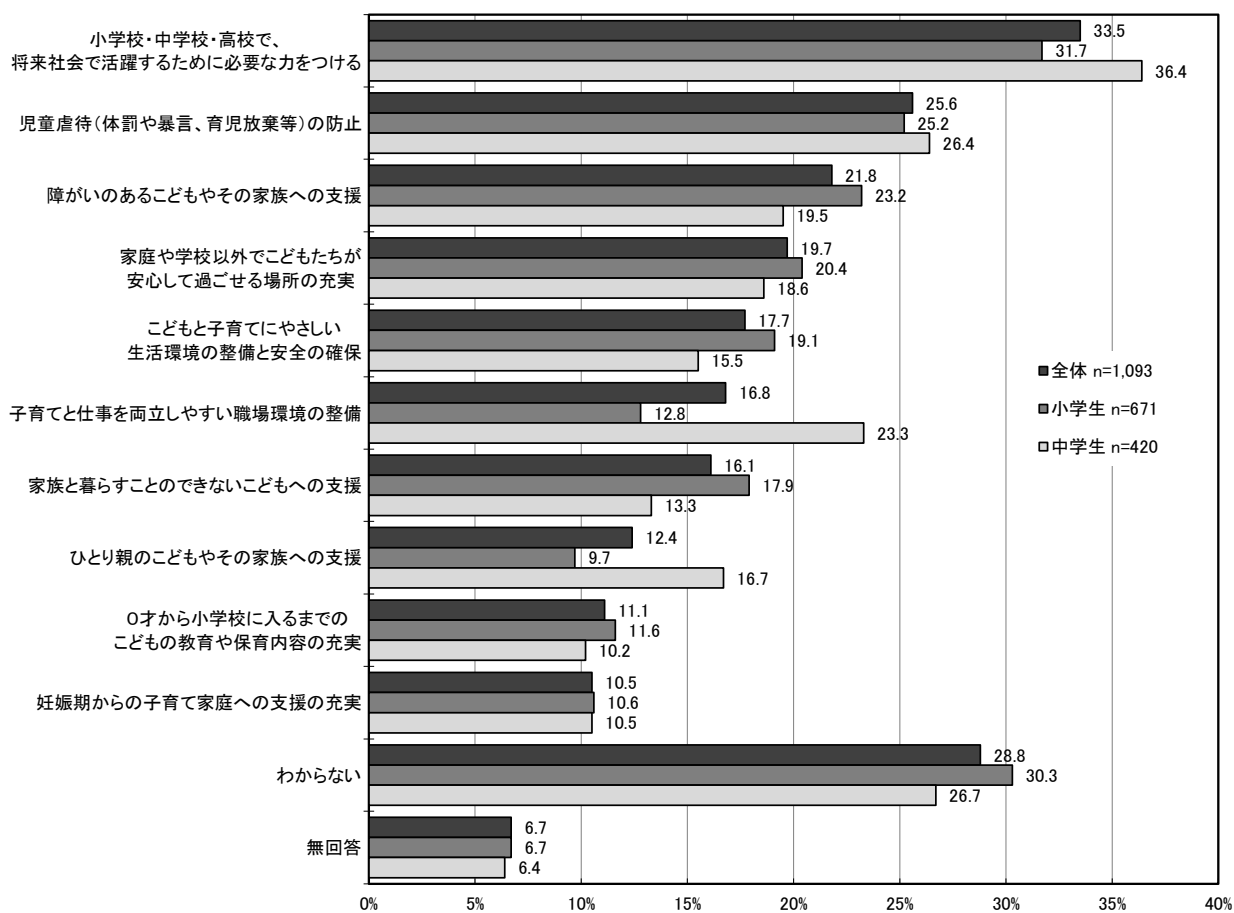
(数量) n=1,093



経済状況別



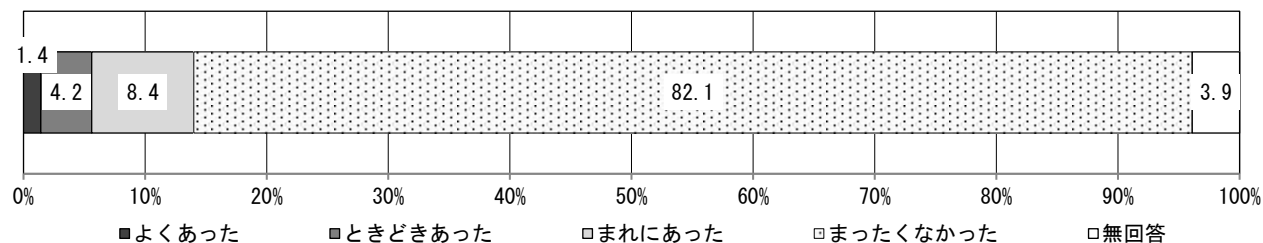
広島県のこどもに関する取組で、特に力を入れてほしいと思うこと



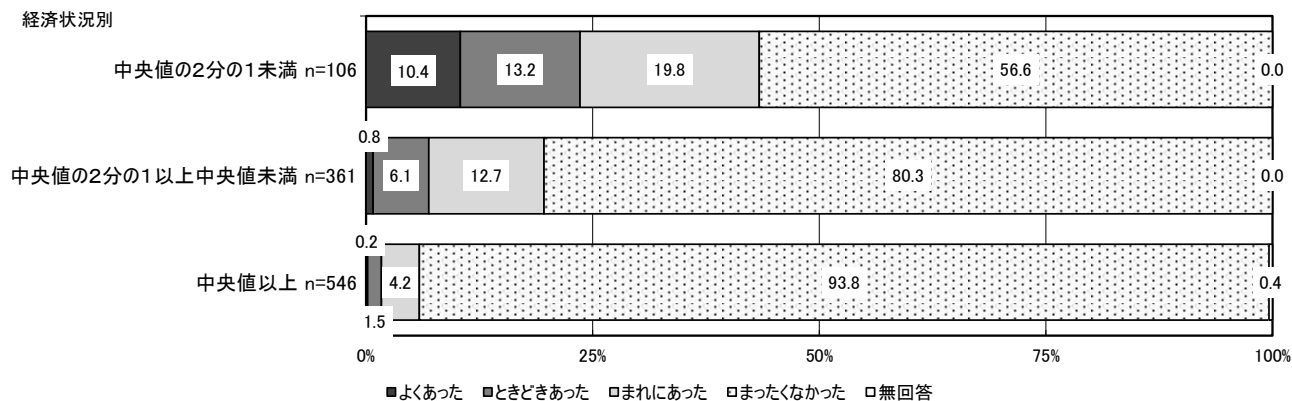
②保護者への調査

過去1年間にお金がなくて食料が買えなかったこと

(SA) n=1,093

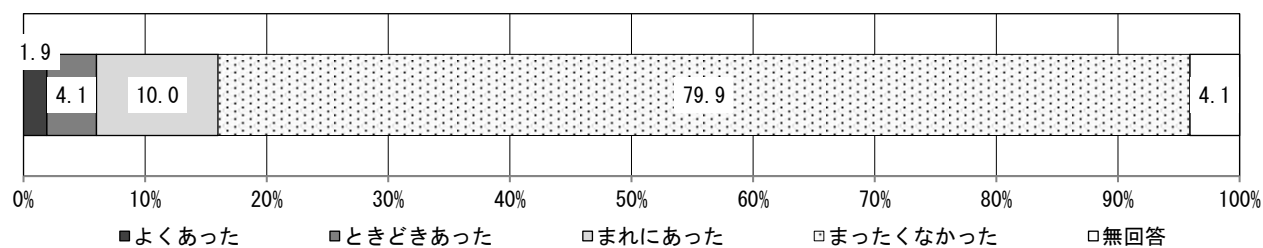


経済状況別

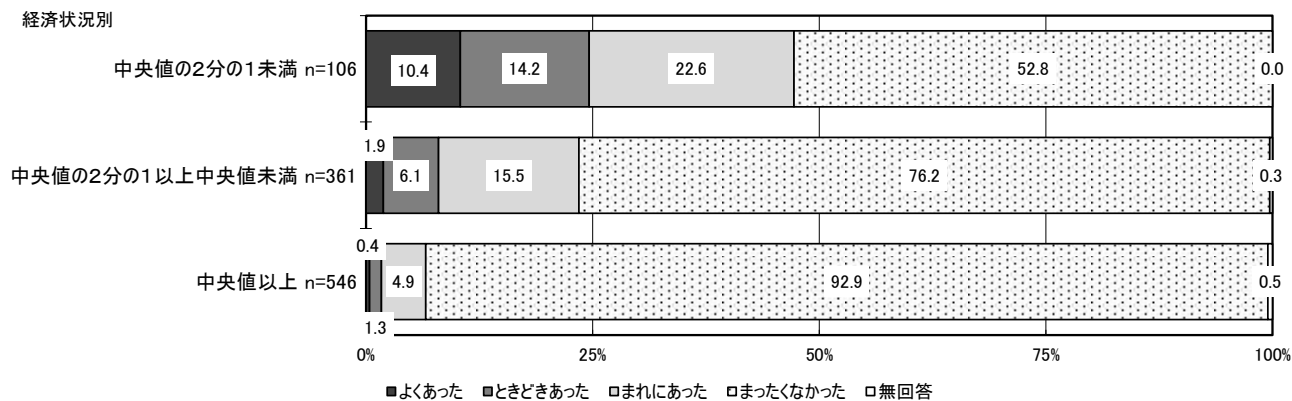


過去1年間にお金がなくて衣服が買えなかったこと

(SA) n=1,093

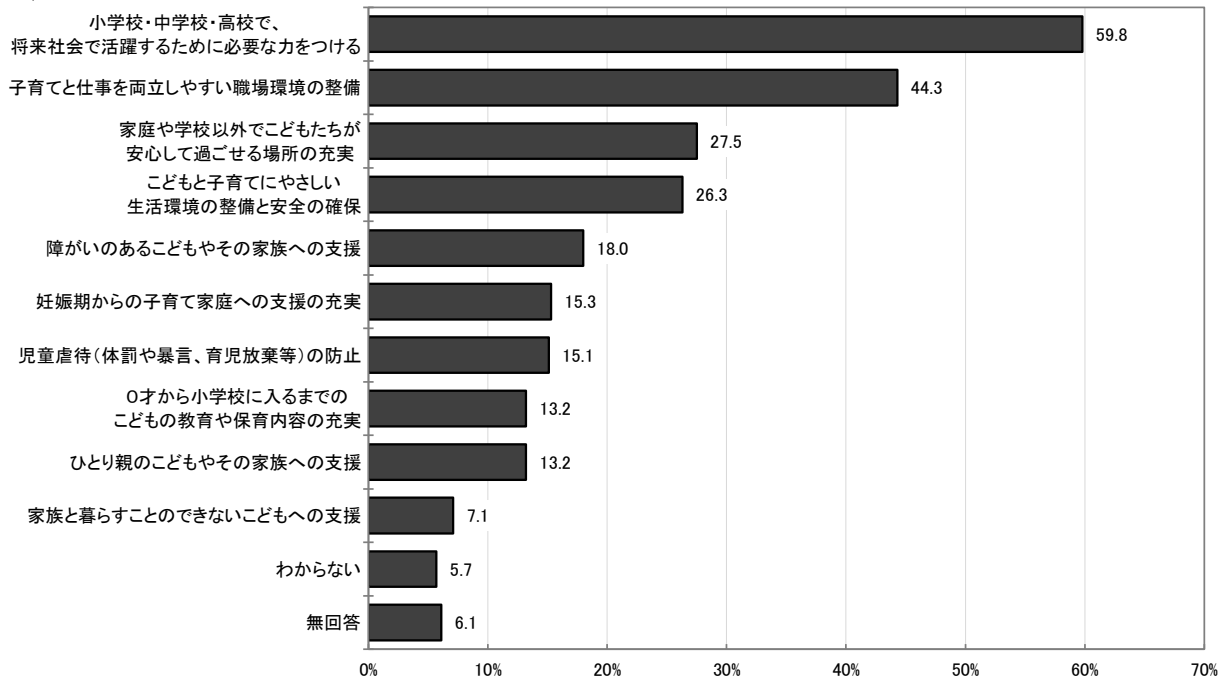


経済状況別

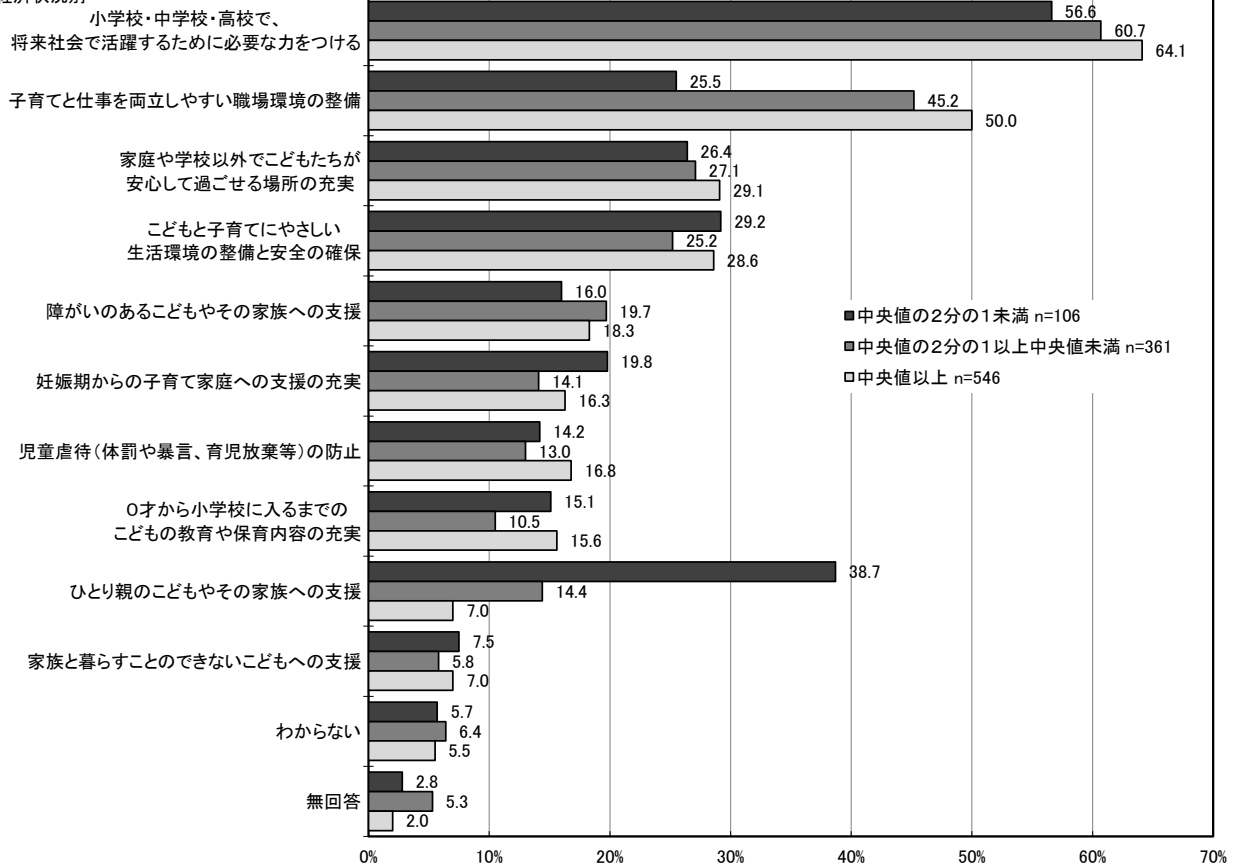


広島県のこどもに関する取組で、特に力を入れてほしいと思うこと

(MA) n=1,093

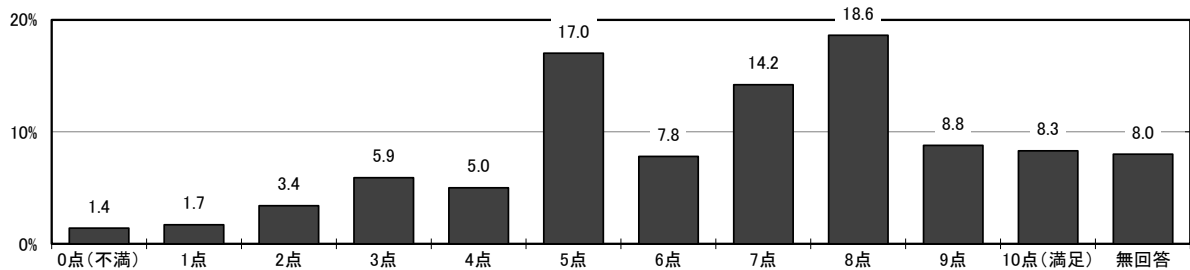


経済状況別

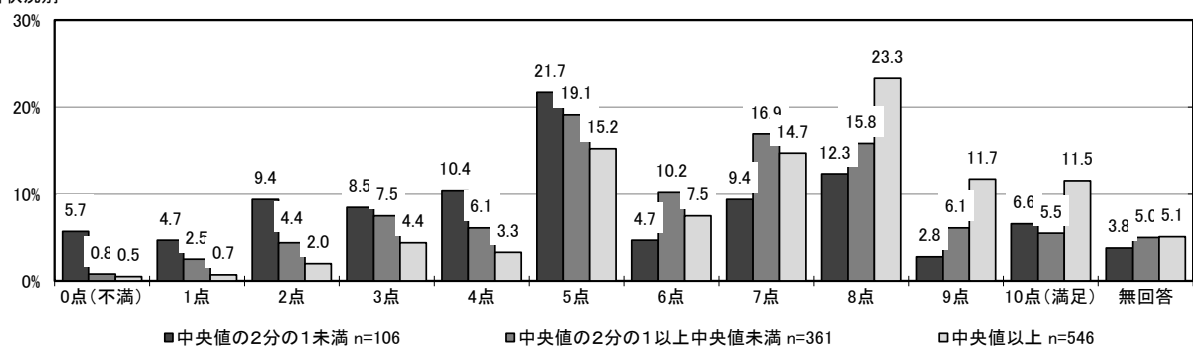


生活満足度

(数量) n=1,093



経済状況別



4. パブリックコメントの実施結果概要

(1) 目的

「東広島市こども計画」の策定にあたり、本市におけるこどもの健やかな成長と子育て支援に関する取り組みの更なる充実を図るとともに、その総合的な推進に向け、広く市民の皆様に御意見を伺うため、意見公募(パブリックコメント手続)を実施した。

(2) 実施期間

令和6年11月1日(金)～令和6年12月2日(月)

(3) 実施方法

市役所こども家庭課、各支所(地域振興課)、各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、市立図書館及び市ホームページで公募し、持参、郵送、ファックス及び電子申請により意見を提出いただいた。

(4) 意見提出者数

10人、0団体

(内訳)

住所別	西条8人、八本松2人
年齢別	30代5人、40代1人、50代1人、60代2人、70代1人

(参考)ホームページアクセス数:1,168

(5) 意見数

内 容	件 数
基本理念に対する意見	2件
施策に対する意見	9件
「量の見込み」と確保方策に対する意見	2件
計画の推進体制に対する意見	1件
その他	3件
合 計	17件

(6) 結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間:令和7年 2 月 17 日から令和8年3月31日

5. 用語解説

用語		解説	初出頁
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉	41
	育児休業	労働者が会社に申し出ること、子どもが 1 歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度	19
	一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない)	10
	ウェルビーイング	個人が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念	1
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	36
か行	核家族	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯(ひとり親と未婚の子どもから成る世帯も含む)	10
	完全失業率	労働力人口(15 歳以上の働く意欲のある人)のうち、完全失業者(職がなく、求職活動をしている人)が占める割合。完全失業者数を労働力人口で割って算出し、数値が高いほど仕事を探している人が多いことを示す。	13
	キャリアデザイン	個人が将来どのような仕事や働き方がしたいのか、なりたい姿などのビジョンの実現のために、人生を設計し、行動に移すこと。	18
	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所の総称	41
	合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す数値。15 歳から 49 歳の助成の年齢別出生率を合計して算出する。	2
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設	14
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法(令和 4 年 6 月成立、令和 5 年 4 月施行)	1
	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法: 児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)	2
	子ども・子育て支援法	すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充実に関する法(平成 24 年法律第 65 号)	2
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。	1

用語		解説	初出頁
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法(平成 25 年法律第 64 号) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 68 号)により、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められた。	2
	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のこと。	1
	子ども・若者育成支援推進法	こども・若者の健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等に向けて、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法(平成 21 年法律第 71 号) 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和 6 年法律第 47 号)	2
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	45
さ行	ジェンダーアイデンティティ	個人が自分のことを男性的、女性的、それ以外のどれに該当するか、性別をどう認識しているかを表す概念	39
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法(平成 15 年法律第 120 号) 令和6年度までの期限が令和 16 年度まで延長されたほか、従業員数 100 人超の企業に育児休業取得状況や労働時間状況の把握、それらに関する数値目標の設定などが義務付けられた。	2
	施設型給付	教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を通じた共通の給付	41
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一つ。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。	20
	児童虐待	保護者などがこどもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前での DV などの心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄・怠慢)の 4 つのタイプがある。	2
	市民ポータルサイト	インターネットにより市民と市役所や学校をつなぐ、東広島市が運用するサービスのこと。	14
	周産期医療	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理などの新生児医療の総称	32
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。一般に、人口 1,000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。	12
	小規模保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で行う保育	41

用語		解説	初出頁
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組み。	22
た行	単独世帯	世帯人員が 1 人の世帯	10
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付	41
	DX(デジタルトランスフォーメーション)	ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	42
	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。	35
な行	ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味	14
は行	発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがある総称のこと。通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如、多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害、吃音症(きつおんしょう)などに分類される。	24
	ペアレント・トレーニング	発達障がいのこどもの親が自分のこどもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。	34
	保育コンシェルジュ	就学前のこどもの幼稚園・保育所などの預け先や、子育て支援に関する相談に応じるための自治体職員	42
	放課後子供教室	全ての小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を定期的に設ける事業。地域住民や学生の協力を得て、スポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を行う。	45
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の小学生を対象として、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。実施基準に基づき、専用施設に指導員を配置しており、月曜日から土曜日まで週 6 日の利用が可能。	18
ま行	未婚率	人口に対する未婚者(まだ結婚をしたことのない人)の割合	11
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満のこどものこと。	17
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無料となること。	2
	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童	16
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障がいのある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。	17
わ行	ワーキングマタニティ教室	働く妊婦を対象に、妊娠・出産・子育てについて学ぶ教室	32
	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	2